

決算審査特別委員会

平成14年9月10日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議長

小野隆雄

委員長

山本直子

副委員長

浅井正八

出席委員

松田 正

里川宜志子

西谷剛周

中川靖広

理事者出席

町長

小城利重

助役

芳村 是

収入役

中野秀樹

教育長

栗本裕美

総務部長

植村哲男

総務課長

西本喜一

総務課参事

吉田昌敬

企画財政課長

池田善紀

企画財政課参事

野口英治

税務課長

植嶋滋継

住民生活部長

中井克己

福祉課長

野崎一也

健康推進課長

西田哲也

環境対策課長

清水孝悦

住民課長

西谷桂子

都市建設部長

鍵田徳光

建設課長

堤 和雄

観光産業課長

杉本正二

都市整備課長

藤本宗司

教委総務課長

清水建也

生涯学習課長

水田美文

上下水道部長

辻 善次

上水道課長

田口好夫

会計室長

阪野輝男

代表監査委員

辰巳忠次

監査委員

木田守彦

監査委員書記

藤原伸宏

議会議務局職員

議会議務局長

浦口 隆

係長

上埜幸弘

(午前9時00分 開会)

○小野議長 おはようございます。

本日、決算審査特別委員会を開催いたしましたところ、委員の皆さんには早朝からご出席をいただき、ありがとうございます。

ただいまより、本会議から付託を受けました平成13年度斑鳩町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行っていただきますが、会議に先立ちまして、正副委員長を互選いただきますため暫時休憩いたします。

○小野議長 再開いたします。

休憩中に互選をいただきました結果、委員長に山本委員、副委員長に浅井委員を互選されましたので、お二人にはよろしくお願いいたします。

ここで委員長と交代のため、暫時休憩いたします。

○山本委員長 それでは再開をさせていただきます。

皆さんのご推挙によりまして、決算審査特別委員会の委員長を努めさせていただきます。副委員長の浅井副委員長とともに委員会の運営に当たらせていただきますので、どうぞ皆さんのご協力の方よろしくお願いいたします。

理事者各位におかれましても的確な説明、ご答弁をいただきますよう、また、特に数値につきましてはゆっくりと行っていただき、ページ数等も特定をしていただき、スムーズな審査ができますようお願いをさせていただきますと思います。

それでは、署名委員を私の方において指名をさせていただきます。署名委員に松田委員、里川委員を指名させていただきます。両委員にはよろしくお願いをいたします。

では初めに、町長よりごあいさつをお受けいたします。

町長。

○小城町長 委員の皆さんには大変ご足労いただきましてありがとうございます。

去る3日の本会議からスタートされております認定の第3号 平成13年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定、以下認定4、認定5、認定6、認定7、認定8、認定9の7認定の関係につきまして、きょうからあす、そして13日という日程で決算審査をお願いしたいと思います。

この関係等につきましては、議会の初日のときにも申し上げ、7月29日から8月1日の4日間辰巳代表監査委員に暑い中來庁いただきまして、予算決算審査について審査をいただいております。そういう関係等につきましても皆さん方の慎重審議を経まして

ご認定賜りますようよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございました。

それでは、本会議から付託を受けました認定第3号 平成13年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成13年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成13年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成13年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号 平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上7議案を一括上程をし、議題とさせていただきます。

初めに、審査の方法について委員皆さんにお諮りをさせていただきます。

まず初めに代表監査委員さんの方から、決算審査意見書に基づく報告を受けました後、委員の皆さん方から意見書に対するお尋ねがあればその質疑を行い、次いで一般会計及び各特別会計の決算概要について収入役からの説明を受け、これに対する質疑を行った後、歳出について各款ごとに説明、質疑を行い、その後、歳入全般についての質疑を行い、次に各特別会計については、それぞれの会計ごとに所管部長から説明を受けた後、それぞれの質疑を行うというので審査を進めてまいりたいと思いますが、委員皆様方ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 異議がないということでございますので、そのように進めさせていただきます。

それではまず初めに、辰巳代表監査委員さんの方から、審査結果に基づきご報告をお受けしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

代表監査委員。

○辰巳代表監査委員 監査委員の辰巳でございます。

決算審査の結果をご報告させていただきます。

去る7月29日から8月1日までの間、会議室におきまして各部、あるいは職員さんにお見えいただきまして審査を実施いたしました。審査の期間は7月29日から8月2

3日までと書いておりますが、実質ここで手続をさせていただいたのは8月1日まででございまして、それ以降審査結果の意見をまとめたり調整したり、この期間も入れまして8月23日までという期間を書かせてもらっております。

審査の結果は2ページの上にご書いてございますように、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書の実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書及び財産に関する調書の各計数は法令に準拠し、誤りなく調製されているというふうに認められました。基金の運用についても適正に運用されていると認められたということでございます。

審査の結果は以上のとおりでございますが、以下決算の総括①、それから②、③、④、⑤と書いてあります。これは、分析的意見でございまして、審査の結果の分析的な補足する意見ということでございます。書いてあるとおりでございますが、若干ご説明申し上げたいと思います。

決算の総括というところでございますが、13ページ以下に計数の資料は作表されて掲載してあるものでございますが、各決算規模でございます。各決算は、先ほど委員長がおっしゃったように一般会計、それから各特別会計ごとに決算は調製されておるんでございますが、当町の決算の規模はどのくらいかというのは、各決算を個別に見ておるだけではちょっとわかりにくいというか、頭に浮かばない。それを合算した、一般会計と特別会計両方合算した、要するに連結したものがどのくらいになるのかとかいうのが表の1でございまして、一般会計・特別会計決算額と書いてあります。そこで単純に合計しましたのが一般会計の一番初めの行、決算額と書いた歳入決算、歳出決算。歳入が一般会計は89億8,029万4,000円、特別会計が60億9,901万9,000円。これが単純に合計したものでございますが、一般会計と特別会計相互に資金をやりとりするというようなことがありまして、繰り入れ、繰り出し、こういった相互に重複している部分がありますので、それを控除いたしますと純計でどのくらいの歳出規模かということが出てくるわけでございますが、これが特別会計から一般会計へ繰り出して繰り入れているのが1,711万円。これは観光自動車駐車場特別会計から繰り出して一般会計へ。それから、一般会計から各特別会計は真ん中のところに書いてありますように、国民健康保険事業特別会計1億4,055万4,000円という、合計で7億3,337万9,000円、これだけのものを一般会計から特別会計へ繰り出している。その相互に入りと出がある分を控除して、純計ネットでどのくらいのものかということを出したのが、3行目の純計決算額と書いてあるところでございますが、結局これらを控除、差し引きし

ますと、一般会計 89 億 6,317 万 8,000 円、特別会計の合計が 53 億 6,564 万円ということで、歳入の合計が平成 13 年度では 143 億 2,881 万 8,000 円、歳出の合計が 136 億 2,947 万 4,000 円、これが財政規模だということになるわけでございます。そうすると 140 億円ぐらいということになっております。

決算の収支は、実質収支、単年度収支、いずれも黒字になっておるわけでございますが、決算規模は前年度に比較しまして、一番下に書いてありますように、歳入額で 3.9%、歳出額で 4.7% 減少している。やや規模が縮小になっている、こういう結果になっております。

それから次に③、予算の執行状況でございますが、歳入の方でございますが、歳入の方は 16 ページの真ん中の右から 2 つ目の行です。調定額 155 億 3,350 万 9,000 円、それから収入済額が 150 億 7,931 万 3,000 円。不納欠損額が 971 万 3,000 円。差し引きしまして、収入未済額が 4 億 4,448 万 4,000 円、前年度に比較しまして、約 4,000 万円ほど収入未済額が増加しております。収納率は対調定に対しまして 97.1% ですね。前年より若干収納率は上がっております。これは、一般会計の対調定に対する収納率が、表 9、20 ページの上の隅に書かれております。97% が 97.3% で、一般会計で収納率が 0.3% 上がったのが効いているということで、全体の収納率も少し上がった、向上したということでございます。

それから、こういうぐあいに収納率は上がっておりますけれども、依然として収入未済の額は、今申し上げましたように 4,000 万円ほどふえて 4 億 4,400 万円という金額になってきておるということでございます。4,000 万円という数字は、職員さんの人件費、10 人から 5 人ぐらいの人は雇用できるのではないかと思います。

それから歳出の方でございますが、歳出の方は合計で予算 158 億 1,192 万 3,000 円、16 ページの一番下の表でございます。支出済額が 143 億 7,996 万 9,000 円、翌年度繰越額 4 億 4,694 万 7,000 円、不用額となったのが 9 億 8,500 万 8,000 円ということで、執行率は前年度の 90.6% から 90.9%、若干執行率は上がっております。しかし、不用額そのものは去年より 8,000 万円ほど少し増加してはおりません。

それから④番、財政の構造でございますが、以下は一般会計だけの数字ということで掲げておりますが、歳入の構成。歳入でございますが、17 ページの表 5 のとおりでございます。三期間そこで自主財源と依存財源を比較しておりますが、年々自主財源の

率が下がってきておりまして、去年よりさらに1.1%自主財源が下がっております。これは、最終の合計を見てもらいますと、若干前年度繰越金が少し減っていますので、これを前年度と同じ金額としますと、0.0何%かは比率はよくなるのですが、しかし、依然として低下傾向にあるということでございます。

それから、歳出の方は表の6でございますが、義務的経費、投資的経費いずれも前年度より減っております。その他の経費につきましては若干増加しておるということでございますが、その中は水道事業の方へ出資金6,960万円というのは、前年になかったものが出ておりますので、これをのけますとその他の経費のすべての経費が前年に対して減少しておるという結果になっております。

それから、4ページの③財政分析でございますが、表7に財政分析表が出ておりまして、財政力指数で、算式は真中の方に書いてありますが、財政指数は大きい方がいいということになっておりまして、1を超えますと普通交付税不交付団体になります。その全国町村平均というのが出ておりますが、この財政力指数は大都市に行くほど高くて地方へ行くほど低いという傾向が出ておるようです。全国町村平均よりは、当町は高いようではありますが、年々若干下がってきておるということでございます。

それから、それ以外の指数は2番目の経常収支比率でございますが、これは高くなると逆によくないということでございます。これは前年より少し1.6%下がっておりますが、これは算出がちょっと12年度、13年度と変更になったということで、臨時財政対策債と減税補てん債、これが1億5,410万円、それから5,140万円、これが一般財源収入に当年度から入る。これで支出が若干好転したということでございますが、去年と同じ計算式でいきますと、これも去年より若干悪化するということになるようでございます。それから、公債費比率、起債制限比率も全国平均よりは少しよくないという結果になっております。

それからその次、町債、公債の状況でございます。5ページ⑤番、町債でございますが、19ページに町債の状況というのが出ておりますが、全部トータルの一般会計と特別会計を入れまして、前年度末残高が137億713万円、当年度末残高132億9,900万円、約133億円で、4億円ほど減っております。公共下水道事業特別会計の公債はふえております。一般会計の方が減っているということでございますが、133億円というのは、本年度の全部の、先ほどの一般会計、特別会計の純計の歳出が136億円でございますので、ほぼ1年間の歳出に近い町債が発行されているところでござい

す。

それから、表の9一般会計。大きな見出しの5ページの一般会計。表で見ますと表9以下ということになりますが、調定額92億3,000万円に対しまして、収入済額89億8,000万円。先ほど申し上げましたように、不納欠損が542万5,000円、収入未済が2億4,465万円で、約4億円ほど未収がふえている。

それから、真ん中の辺の分担金・負担金、使用料・手数料の収入未済、これは保育所の保育料、あるいは学童保育所、あるいは町営住宅の未収で、この辺の未収が収入未済額で載ってきている。依然として収入の未収が年々年々ふえているというような状況でございます。その辺はその次の表10の町税のところを見てもらいますと、町税の収入未済額は、当年度末2億3,891万円でございます。町税の対調定に対する収納率は、前年度より少し上がっております。トータルで0.2%収納率が上がったという結果になっておりますが、依然として収入未済額はふえている。対調定に対する収納率は、町民税は特別徴収があったりしますので、ある程度維持されておりますが、固定資産税、都市計画税は89.7%、90%を収納率は割っております。1割ぐらいいは入ってこないということになってはいますが、収入の方はこれぐらいでございます。

それから歳出の方でございますが、各議会費、総務費ごとに予算に対します支出額、不用額、執行率が出ておりますが、農林水産業費、それから土木費で執行率がやや低い。農林水産業費の場合は、三井の農道整備事業で地元の側のちょっと話し合いがうまくいっていないということで、事業が進んでいないというのが、執行率が低くなっている。それから土木費の方は、浄水場解体費の工法見直しによる減額がございまして。各議会費、総務費、民生費、各科目ごとの詳細は、表12の①から⑫のところに書かれております。

それから特別会計でございますが、特別会計全体は28ページの表13にあらわしてあるとおりでございまして、特段申し上げることはないと思うんですが、表14以下、各個別に特別会計が前年度比較で、対予算、対調定が出ております。国民健康保険は、これも先ほどの町税と同じでございまして、収入未済額が前年度に比較しまして1,707万9,000円、表14の一番下の右側のところでございますが、これもいつも申し上げておりましたとおり、毎年未収額が増加している。

それから、表19の介護保険の保険料も収入未済が前年度より159万3,000円増加いたしました。未収が若干ですがふえています。未済額がふえていくような兆しがあるような感じがいたします。

それからもとへ戻りまして、9ページ右下の方、財産の状況でございますが、大きな変動はございません。財産の状況につきましては、定期監査のときに土地・建物、そういったもの、あるいは物品については現品照合をさせていただきました。決算に際しましては証書類、出資状況、あるいは預かり証、そういったものを一斉出しいただいて、全部現存しておるということを確認しております。大きな変動はございません。

それから最後にむすび、結論でございますが、今申し上げてきましたように、当町の財政規模は約140億円ぐらいになって、歳入は合計では150億円、ネットでは143億円、それから歳出が、一般会計、特別会計入れまして合計では総計が160億円、ネットで136億2,947万円、それが当町の当年度の財政規模だということになります。

いずれも前年度にしまして、若干先ほど申し上げましたように規模は縮小されておるということで、一般会計の決算でございますが、形式収支が6億2,821万1,000円の黒字、実質収支は5億6,581万5,000円、単年度収支も1億6,746万9,000円の黒字となっておりますが、今後は景気が長期に不況が続いておりますので、税収の伸びはなかなか期待できない。0.5%の増収となっておりますが、未収が4億円ということで、町税の減少が、この部分が結果的にここに書いてありますように、町債が前年度に対しまして町債収入が若干ふえて、結果的に補充したということでございます。

それから、財政構造では、自主財源比率が先ほど申し上げますように、年々低下しております。その他の分析指標もやや低下傾向をたどっておるということで、今後注意が必要ではないか。

それから、町債は発行額はふえましたが、繰上償還を当年度の財政のなにでなさっております。その真ん中、ちょっとミスプリントでございますが、町債は繰上償還を前年度より少なくなったものの、繰上償還を本年度も行い、準じてと書いていますが、これは間違い。辛うじてでございます。辛いです。辛うじて町債残高は前年度より減少したということでございます。先ほど申し上げましたように、しかし、なお133億円ほどの町債は残っております。財政規模に匹敵するということで、前にも申し上げました、一般事業会社でありますと、1年間の売り上げと同じだけの借金があるととても身がたない状況で、余りふえないように注意していく必要があります。

それから、町税の収納率は上がっておりますが、先ほどから言っていますように、将来の不納欠損予備軍、収入未済額が毎年増加していく。今後とも収納率を上げることを

工夫をしていただくことが急務である。こういった財政環境から見ますと、今、国から地方へ財源を委譲するとかいろいろなことを言われておりますが、先ほど申し上げました不景気が続いておりました、税収が伸びないということが見込まれます。今後とも、言ってみれば固定費、それから義務的経費、この辺の増加を抑えていくということで健全な財政運営を維持していくことに留意をするということが必要かというふうに思います。

それから、若干この決算の中には出てこないんですが、本年度も町の貸借対照表がつくられておりますが、ここでは退職給与引当金の11億何がしというのが引き当てられております。これは、現金収支決算でございますから、そういった負債は出てこないわけでございますが、そうした職員の退職給与に対する、要するに職員の自己都合退職ということを前提にした引当額を町の貸借対照表ではつくっておられるようでございますが、必要最低限そういったものは現在全員退職すると11億の退職給与引当金の資金が入ってくる。これは、この退職給与金の支給率の現状を聞きますと、自己都合支給率が非常に低くて、それも19年とか24年とか何かを過ぎますと急にぐっと支給率が上がるというような仕組みになっておりますので、この自己都合支給率というのは非常に低めに見た数字。

例えば、この表を見ますと35年勤続の場合、自己都合が47.5という係数が出ておりますが、勤奨あるいは定年の場合は62.7。ほとんど大方の人は定年でおやめになる、あるいは勤奨、そういった形でおやめになるということで、毎年、だから当初予算には入れておられないんですが、そういった退職者が出ますと、退職資金、退職手当組合、こちらに拠出しておるお金、資金では足りないということで、毎年その部分は補正予算を組んで出しておられるようでございます。こういったものは今後続いていく。言ってみれば1つのこれも隠れ借金ということになるかもわからないということで、いずれこの退職手当組合のそういった財政は減っております。いかような対策も必要になってくるかと思えます。

それから、これも決算に余り関係ないんですが、町の貸借対照表を載せているところに、いろいろな分析を出しておられまして、コスト分析といいますか、それらをここでは行政はこれだけかかる、何についてはこれだけというものを出しておられるんですが、単にしているというだけでなく、それを活していくという。どのぐらいのコストがかかるのかというところが、議員さんあるいは職員、あるいは町民が意識をして、役所の経

費というものは高くつくんですよと。財務諸表のところではいろいろな分析が出ておりました、コスト計算書が出ております。人的サービスはどのぐらい、議会費はどのぐらい、総務費はどのぐらいといったような、こういったものを例えば延べ勤務日数を割って、1日当たり議員人件費はどのぐらい、職員人件費はどのぐらい、あるいは一般経費がどのぐらい、間接費がどのぐらいか出していただいて、そういったコスト意識を持ってもらうというようなことも必要な。これは余計なことですが。

それから、前の年に指摘させていただきましたいろいろな細かい注文でございますが、大部分が改善されたりしております。いろいろな微に入り細にわたりの点は、監査手続、審査手続終了の段階で部長さん、あるいは教育長さん、それから議会事務局の皆さんお集まりいただいて伝えてありますので、ここでは省略させていただきます。全体としてはよくやっておられるというふうな感じがいたします。勤務の質を落とされることなく励まれることを期待申し上げまして、審査の報告とさせていただきます。

○山本委員長 ありがとうございます。

辰巳代表監査委員さんにおかれましては、大変御苦労さまでございます。

それでは、ただいま報告を受けました決算審査意見書に基づきます報告につきまして質疑があればお受けしていきたいと思えます。

ようございますか。

それでは質疑はないということでございますので、これをもちまして質疑を終結をさせていただきます。辰巳代表監査委員さん、木田監査委員さんにもあらかじめ決算審査意見書の報告の後、退席のお申し出がでございます。これを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 それでは、退席の申し出を許可をさせていただきます。両監査委員さんには、一般会計及び特別会計決算審査に当たり詳細なご報告をいただきありがとうございます。委員長として、心からお礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは、暫時休憩をいたします。

(午前10時34分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○山本委員長 それでは、再開をいたします。

続きまして、一般会計及び6特別会計決算の概要について説明を求めます。

中野収入役。

○中野収入役 それでは、平成13年度一般会計並びに各特別会計の決算の状況につきましてご説明を申し上げます。

まず、決算書の方をお開きをいただきたいと思います。それぞれの実質収支に関する調書の方を説明をさせていただきます。決算書の14ページでございます。

平成13年度一般会計、実質収支に関する調書。

歳入総額89億8,029万4,367円。歳出総額83億5,208万3,747円。歳入歳出差引額6億2,821万620円となっております。

次に、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額で6,239万6,000円となっております。実質収支額は5億6,581万4,620円となっております。

次に、20ページの国民健康保険事業特別会計でございます。

歳入総額が18億2,065万9,927円。歳出総額が18億2,219万3,486円。歳入歳出差引額につきましては、マイナスの153万3,559円となっております。実質収支額も同額でございます。なお、これにつきましては平成14年度からの繰上流用によりまして決算を終えたところでございます。

次に26ページの方をお開きをいただきたいと思います。

老人保健特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額22億122万9,001円。歳出総額21億7,573万2,527円となっております。歳入歳出差引額は、2,549万6,474円となっております。実質収支額も同額でございます。

次に、32ページの方をお開きをいただきたいと思います。観光自動車駐車場特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2,619万7,337円。歳出総額2,619万7,337円で、歳入歳出差引額、実質収支額ゼロとなっております。

次に、38ページの方をお開きいただきたいと思います。大字龍田財産区特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額506万1,188円。歳出総額18万3,633円となっております。歳入歳出差引額につきましては、487万7,555円となっております。実質収支額につきましても同額でございます。

次に44ページの方をお開きをいただきたいと思います。公共下水道事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額10億4,821万9,106円。歳出総額10億4,441万8,548円で、歳入歳出の差引額は380万558円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額が380万円でございます、実質収支額は558円となっております。

次に50ページの方をお開きをいただきたいと思います。

介護保険事業特別会計（事業勘定）の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額9億8,780万2,633円。歳出総額9億5,288万4,634円となっております。歳入歳出差引額3,491万7,999円。実質収支額も同額でございます。

次に、56ページの方をお開きをいただきたいと思います。

介護保険事業特別会計（サービス勘定）でございます。

歳入総額985万179円。歳出総額627万3,716円。歳入歳出差引額357万6,463円となっております。実質収支額も同額でございます。

次に、資料といたしまして一般会計決算の状況という資料を提出をさせていただいております。以下、この資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思います。

一般会計決算の状況。平成13年度予算編成に当たりまして、ともに生き心ふれあいまちづくり、すこやかにともに生きる福祉のまちづくり、文化の香り高く心豊かなまちづくり、潤いのある魅力的なまちづくり、安全で快適なまちづくり、にぎわいのあるまちづくり、以上の6項目の重点施策を掲げ、前年度当初予算と比較して1億5,000万円、1.8%減の80億円で予算を編成したところでございます。

平成13年度予算補正の編成であります、予算執行の過程において、第1号から第7号までの補正予算を編成をいたしました。

第1号補正予算につきまして、平成13年6月1日提出で、補正額6,830万6,000円でありました。この主な補正の内容につきましては、歴史的地区環境整備改良事業についての補正でありました。

次に第2号補正予算につきましては、平成13年9月3日提出で、補正額4億3,326万5,000円。主な内容といたしましては、平成12年度決算確定に伴います繰越金の受け入れ、普通交付税確定による補正。また、歳出では保育所、幼稚園、小学校における安全対策のための予算計上と町債の繰上償還の補正でございました。

第3号補正予算につきまして、平成13年9月28日専決をしたもので、補正額につきましては10万8,000円。この内容につきましては、公用車による物損事故について賠償金を支出するための専決処分でございます。

次に第4号補正予算につきましては、平成13年11月9日専決で、補正額6万3,000円でございます。これにつきましては、役場駐車場進入路で来庁者の車両に損傷を与えた事故について、賠償金を支出するための専決処分でございます。

次に第5号補正予算につきましては、平成13年12月3日提出で、補正額マイナス2,969万円でございます。これにつきましては、町民税の減額補正、国庫支出金確定による補正、歳出では人件費の補正、法隆寺線整備事業、景観保全対策事業費、法隆寺消防センター整備事業費等の補正でございます。

次に第6号補正予算につきましては、平成14年3月1日提出で、補正額1億8,324万2,000円となっております。この主な内容につきましては、事業費の確定による町債の補正、住宅整備費で国の補正予算を受け、事業費の補正を行ったものでございます。

第7号補正予算につきましては、平成14年3月29日専決で、補正額1億9,554万8,000円で、主な内容といたしましては利子割交付金、特別地方交付税、町債の借入額の確定に伴う補正でございます。

以上、総7回の補正予算の編成をいたしました。また、繰越明許費等を含めた最終現計予算額は、93億6,521万5,000円となっております。このうち平成12年度からの繰り越し事業は、公営住宅整備事業のほか8事業で、その額は5億1,437万3,361円でありました。これを前年度最終予算額と比較をいたしますと、2億1,688万7,000円、2.3%の減額となっております。

次に2ページの方をお開きをいただきたいと思います。

平成13年度決算収支の状況についてでございます。まず決算規模であります。平成13年度の一般会計決算額は前年度と比較して、歳入が5,416万7,000円、0.6%、歳出が1億8,303万3,000円、2.1%の減少となりました。

次に決算収支であります。歳入歳出差引（形式収支）でございます。歳入決算額89億8,029万4,000円から、歳出決算額83億5,208万4,000円を単純に差し引いた形式収支は、6億2,821万1,000円の黒字であり、前年度と比較して1億2,886万7,000円、25.8%の増加となっております。

次に実質収支であります。形式収支から翌年度への繰り越し事業、繰越明許といたしまして、道路新設改良事業で2,500万円、法隆寺線整備事業で3,310万円、公営住宅建設事業で429万6,000円に伴います繰り越し財源を差し引いた実質収支額は、5億6,581万5,000円の黒字であり、前年度の実質収支額3億9,834万6,000円と比較して、1億6,746万9,000円増加しています。実質収支は、地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントであり、一般的に黒字、赤字とは、実質収支上のことを言います。

次に単年度収支でございます。平成13年度の実質収支から平成12年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、1億6,746万9,000円の黒字であり、前年度のマイナス1億1,188万9,000円に比較して、2億7,935万8,000円の増加となっております。

次に財源留保等でございます。将来の財政負担を軽減及び年度間の財源調整をするため、当該年度の歳入の一部を後年度の支出に備えて財政調整基金に積み立てた積立金、後年度における公債費の負担を軽減するために行った町債の繰上償還額等を加えたものから、財政調整基金の積立金取り崩し額を控除した財源留保等の額は、3億603万5,000円で、前年度の財源留保等の額4億6,878万4,000円とを比較をいたしまして、1億6,274万9,000円減少しています。

次に、実質単年度収支でございます。単年度収支に財源留保等の額を加減、実質的な黒字要素である積立金及び任意の繰上償還金を加え、実質的な赤字要素である積立金取り崩し額を控除した実質単年度収支は、4億7,350万5,000円の黒字となり、前年度の3億5,689万5,000円の黒字と比較をいたしまして、1億1,661万円増加をいたしております。3ページにつきましては、過去5年間の決算収支の推移を表にしたものでございます。内容につきましては、省略をさせていただきます。

次に4ページ、歳入の状況でございます。5ページの表につきましてもあわせてご参照をいただければと思います。

平成13年度の歳入決算額は、89億8,029万4,000円となり、前年度の90億3,446万1,000円と比較をして、5,416万7,000円、0.6%の減少となりました。平成13年度決算における歳入の特徴を見ると、自主財源の中心である町税は、前年度と比較して、町民税全体で2,268万3,000円、1.4%減少したものの、固定資産税2,899万円、2.5%、たばこ税で605万6,000円、3.7%、都市計画税で2

82万6,000円、2.1%が増加したことにより、町税全体で対前年度比1,605万9,000円、0.5%の増加となりました。

地方交付税は、普通交付税で臨時財政対策債発行に伴う基準財政需要額の振りかえ等により、1億1,374万8,000円、3.8%の減少となりました。この結果、一般財源総額が4,912万2,000円、0.7%の増加となり、歳入に占める割合は83.1%となりました。また、その他の歳入では、国庫支出金は被用者児童手当負担金、被用者就学前特例給付負担金、まちづくり総合支援事業補助金、公営住宅等供給促進緊急助成事業費補助金は増加したものの、緊急地方道路整備事業交付金、道路改築費補助金、史跡等購入費補助金が減少したこと等により83万7,000円、0.2%の減少となりました。

県支出金は、流域貯留浸透事業費補助金、情報通信技術講習推進費補助金は増加したものの、地域活性化事業総合補助金、史跡等購入費補助金、国勢調査事務市町村交付金が減少したこと等により1,579万3,000円、5.4%の減少となりました。繰入金については、観光自動車駐車場特別会計繰入金は増加したものの、減債基金繰入金、介護保険円滑導入基金繰入金が減少したことにより8,546万7,000円、54.1%の大幅な減少となりました。

財産収入は、土地売り払い収入が減少したことにより3,476万5,000円、72.7%の大幅な減少となりました。また、町債は水道事業出資債、防災まちづくり事業債の増加、そして、地方一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として、新たに発行が認められた臨時財政対策債の借り入れにより1億7,610万円、41.3%となりました。以下、参考として掲げさせていただいておりますが、省略をさせていただきます。

6ページの方をお開きをいただきたいと思います。

自主財源と依存財源の比率、並びに一般財源と特定財源の状況につきまして、表で掲げさせていただいておりますので、先ほど4ページで説明をいたしました内容のものを表にしたものでございます。内容につきましては省略をさせていただきます。

次に7ページであります。歳出の状況であります。概要であります。平成13年度の歳出決算額は83億5,208万4,000円で、前年度の85億3,511万7,000円と比較して、1億8,303万3,000円、2.1%の減少となりました。歳出の内容を目的別に見ると、衛生費が第一浄水場整備に係る水道事業会計への出資等により、対前年度比9,169万5,000円、10.6%。消防費が、法隆寺消防センターの建設により、

対前年度比3,250万3,000円、9.7%増加したものの、公債費が繰上償還額の減少により、対前年度比1億2,613万5,000円、6.5%、総務費がいかるがホール利用者駐車場用地取得の完了等により、対前年度比1億1,924万4,000円、10.7%、教育費が史跡藤ノ木古墳史跡用地公有化事業経費の減少により、対前年度比6,719万5,000円、6.4%減少したため、全体で1億8,303万3,000円、2.1%の減少となりました。

この結果、歳出の構成比の順は、1番といたしまして公債費、構成比が21.8%。次に土木費で、構成比が17.7%。次に民生費で、構成比が16.7%。次に総務費、構成比11.9%等となっています。また、歳出の内容を性質別に見ると、義務的経費は人件費18億333万8,000円、構成比で21.6%、伸び率マイナスの1.5%。扶助費、2億5,162万7,000円、構成比で3%、伸び率14.7%。公債比、18億1,953万6,000円、構成比21.8%、伸び率マイナスの6.5%となっており、義務的経費全体では38億7,450万1,000円、構成比46.4%、伸び率マイナスの3.1%となっています。

投資的経費は、普通建設事業費12億9,846万9,000円、構成比が15.5%、伸び率マイナスの8.5%となっています。

その他の経費では、物件費15億3,147万9,000円、構成比で18.3%、伸び率2.5%、補助費等6億9,396万3,000円、構成比8.3%、伸び率マイナスの1.4%、積立金1,884万7,000円、構成比で0.2%、伸び率マイナスの65.7%、繰出金7億3,338万3,000円、構成比8.8%、伸び率マイナス4.3%等となっています。

以下、義務的経費と消費的経費及び投資的経費の説明でございます。省略をさせていただきます。

次の8ページでございます。一般会計歳出決算、目的別の内訳でございます。先ほど7ページでご説明をさせていただいた内容でございます。表の説明につきましては省略をさせていただきます。

次に9ページ、平成13年度一般会計歳出決算性質別の内訳を上げさせていただいております。主に増減の内容につきましてご説明をさせていただきます。

人件費で前年度比2,832万9,000円の減となっております。これにつきましては、期末手当の引き下げに伴う減が主な内容でございます。

次に公債費で、前年度比1億2,613万5,000円の減となっております。これにつ

きましたは、繰上償還で前年度に比べまして1億3,247万9,000円の減となったことによるものでございます。

次に、普通建設事業費では、前年度比1億2,084万2,000円の減となっております。その主な内容につきましては、法隆寺線整備事業で3億1,962万1,000円の減、公営住宅整備事業で2億1,265万5,000円の増、歴史的地区環境整備事業で9,840万円の増、藤ノ木古墳史跡地公有化事業で9,293万6,000円の減となったことによります。

次に物件費では、3,750万8,000円の前年度比増となっております。その内容につきましては、斑鳩の宮1400年記念事業で、1,719万9,000円の増、住基ネットワーク構築事業で916万6,000円の増、中学校情報教育におきまして1,329万3,000円の増、IT講習開催のための費用といたしまして、993万・・・増となっております。これにつきましては、し尿処理施設費の維持補修費であり、1,373万8,000円の増、道路橋梁費で1,310万9,000円の増によるものでございます。

次に積立金では、前年度比3,609万9,000円の減となっております。これは、財政調整基金の積立金が、金利低下によりまして3,026万9,000円の減となったことによるものでございます。

次に、投資及び出資金では、6,909万2,000円の増となっております。水道事業出資者で6,960万円の増となったことによるものでございます。

次に繰出金でございますが、3,311万6,000円の減となっております。国保会計への繰出金が1,649万1,000円の増、公共下水道事業特別会計への繰出金が1,564万6,000円の増、介護保険事業特別会計の繰出金で6,641万1,000円の減となったことが、その主な内容でございます。

次に10ページの方であります。義務的経費の状況、並びに消費的経費、投資的経費の状況について表にまとめておりますが、先ほど説明をさせていただいた内容を表にしたものでございます。説明を省略をさせていただきます。

11ページ、財政構造等であります。

まず、経常収支比率でございますが、歳出のうち経常経費に充当された一般財源を歳入のうち経常一般財源で除して得られる経常収支比率は、財政の硬直性、弾力性等を判断する指標の1つとされています。

平成13年度決算による経常収支比率は83.2%となり、前年度の84.8%と比較し

て1.6ポイント下降をしていますが、下の表の経常収支比率の推移の下に注記をいたしておりますように、平成13年度より経常収支比率の算式において、臨時財政対策債1億5,410万円及び減税補てん債5,140万円は、一般財源収入に13年度から加算するという形に改められまして、前年度と同様の計算式で計算をした経常収支比率では、86.4%ということになりますが、1.6ポイント改善されておりますけれども、その内容につきましては、計算式の変更によるものでございまして、実質経常収支比率は、前年度と比べるとアップをしているという状況にございます。経理的に見ると、人件費が1.0ポイント、物件費が0.7ポイント、補助費等が0.6ポイント、公債費が0.5ポイント、扶助費が0.2ポイント減少したものの、繰出金が0.5ポイント上昇しています。

次に、公債費比率でございます。

標準財政規模に対する公債費の割合である公債費比率は22.0%となり、前年度の22.3%と比較して0.3ポイント下降をいたしております。公債費比率等の推移、表につきましては省略をさせていただきます。

次に12ページ、財政力指数でございます。財政力指数は、地方公共団体の財政力の強弱を示す指標として用いられており、国の補助・負担金の額の算定に用いられ、財政支援の対象団体を指定する場合に用いられています。

普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需用費で除して得た数値の過去3カ年間の平均値を用いてあらわし、平成13年度では0.521となっています。なお、この指数が1に近く、あるいは1を超えることほど財源に余裕があると言われております。

以下の表については省略をさせていただきます。

次に、各特別会計の状況でございます。

13ページ、国民健康保険事業特別会計決算の状況でございます。

平成13年度国民健康保険事業特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較して1億4,725万円、8.8%増加の18億1,545万円で予算を編成をいたしました。その後、予算執行の過程において、第1号補正予算につきましては、平成13年9月3日提出で、補正額2,494万4,000円。第2号補正予算につきましては、平成13年12月3日提出で、補正額4,133万8,000円。第3号補正予算につきましては、平成14年3月1日提出で、補正額5万2,000円、以上3回の補正予算を編成し、最終現計予算額は18億8,178万4,000円となっています。これを前年度最終予算額と比較しますと、9,035万9,000円、5.0%の増加となっています。

平成13年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額18億2,066万円、歳出総額18億2,219万3,000円、収支差し引き153万3,000円の赤字となりました。このため、平成14年度予算より繰上充用の予算措置をし決算を終えています。また、翌年度の精算交付を受ける療養給付費等国庫負担金414万6,000円と精算還付すべき療養給付費交付金1,333万1,000円が含まれていることから、実質的な収支額はマイナスの1,071万8,000円の赤字となっています。

以下の表につきましては、説明を省略させていただきます。

15ページの方をお開きをいただきたいと思います。

老人保健特別会計決算の状況。平成13年度老人保健特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較して2億6,200万円、13.7%増加の21億6,900万円で予算を編成をいたしました。予算執行の過程において、第1号の補正予算につきましては、平成13年5月30日専決で、補正額2,925万2,000円。第2号補正予算につきましては、平成13年12月3日提出で、補正額7,000万円。以上、2回の補正予算を編成し、最終現計予算額は22億6,825万2,000円となっています。これを前年度最終予算額と比較しますと、1億2,124万2,000円、5.6%の増加となっています。

平成13年度老人保健特別会計歳入歳出決算は、歳入総額22億122万9,000円、歳出総額21億7,573万3,000円、収支差し引き2,549万6,000円となりました。本特別会計の制度上の仕組みにより、平成14年度会計において、超過額は支払基金に1,329万6,000円、国庫に832万円、県に388万円の合計2,549万6,000円を返還して精算することとなっています。

以下、表につきましては省略させていただきます。

17ページ、観光自動車駐車場特別会計決算の状況であります。

平成13年度観光自動車駐車場特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較して320万円、12.2%減少の2,300万円で予算を編成をいたしました。予算執行の過程において、第1号補正予算につきましては平成13年9月3日提出で、補正額129万4,000円、第2号補正予算につきましては平成14年3月29日専決で、190万7,000円。以上、2回の補正予算を編成し、最終現計予算額は2,620万1,000円となっています。これを前年度最終予算額と比較しますと263万7,000円、11.2%の増加となっております。

平成13年度観光自動車駐車場特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2,619万7,000

0円、歳出総額2,619万7,000円で、収支差し引きゼロとなりました。なお、本特別会計は、平成13年度末において廃止を行い、決算を終えております。

以下、表につきましては省略をさせていただきます。

次に19ページ、大字龍田財産区特別会計決算の状況であります。

平成13年度大字龍田財産区特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較して2万5,000円、0.5%減少の507万円で編成をいたしました。

平成13年度大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算は、歳入総額506万1,000円、歳出総額18万4,000円、収支差し引き487万7,000円となっております。

以下、表につきましては省略をさせていただきます。

次に21ページ、公共下水道事業特別会計決算の状況でございます。

平成13年度公共下水道事業特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較して1億1,200万円、12.7%増加の9億9,250万円で予算を編成いたしました。予算執行の過程において、第1号補正予算につきましては、平成13年12月3日提出で、補正額4,268万2,000円、第2号補正予算につきましては、平成14年3月1日提出で、補正額7,200万円。以上、2回の補正予算の編成をいたしました。また、明許繰越を含めた最終現計予算額は、11億3,718万2,000円となっております。これを前年度最終予算額と比較しますと、2億418万2,000円、21.9%の増加となっております。

平成13年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額10億4,821万9,000円、歳出総額10億4,441万8,000円、明許繰越380万円で、収支差し引き1,000円となりました。

以下、表につきましては省略をさせていただきます。

次に23ページ、介護保険事業特別会計事業勘定決算の状況でございます。

平成13年度介護保険事業特別会計事業勘定当初予算は、前年度当初予算と比較して1億5,705万円、16.8%増加の10億9,455万円で予算を編成をいたしました。

予算執行の過程において、第2号補正予算につきましては、平成13年9月3日提出で、2,682万2,000円、第3号補正予算につきましては、平成13年12月3日提出で、補正額マイナスの29万3,000円、第4号補正予算につきましては、平成14年3月1日提出で、補正額1万5,000円。以上、3回の補正予算を編成し、最終現計予算額は11億2,109万4,000円となっております。これを前年度最終予算額と比較しますと、1億7,860万1,000円、18.9%の増加となっております。

平成13年度介護保険事業特別会計事業勘定の歳入歳出決算は、歳入総額9億8,780万3,000円、歳出総額9億5,288万5,000円、収支差し引き3,491万8,000円となりました。

以下、表につきましては省略をさせていただきます。

次に介護保険事業特別会計サービス勘定決算の状況でございます。

平成13年度介護保険事業特別会計サービス勘定当初予算は、前年度当初予算と比較して587万5,000円、45.2%減少の712万5,000万円で予算を編成をいたしました。

予算執行の過程において、第1号、第3号の補正予算を編成をいたしましたんですが、いずれも歳出予算の款項のみの補正でございます。

平成13年度介護保険事業特別会計サービス勘定の歳入歳出決算は、歳入総額985万円、歳出総額627万4,000円、収支差し引き357万6,000円となりました。

なお、本勘定は、平成13年度末において事業の廃止を行ったことから、歳入歳出差引額357万6,000円を平成14年度までは一般会計に引き継いで決算を終えております。

次に、財産に関する調書の方をお開きをいただきたいと思います。

増減のあったものだけを説明をさせていただきたいと思います。

まず、1ページの方をお開きをいただきたいと思います。

法隆寺消防センターで、建物で決算年度中の増で198平方メートルの増となっております。

次に、2ページの方をお開きをいただきたいと思います。

斑鳩町興留団地で、建物で木造で36平方メートルの減となっております。年度末現在高141平方メートルでございます。

次に、その下の(仮称)斑鳩町営目安北団地で、土地が基金からの取得によりまして、2,117平方メートルの増となっております。決算年度末現在高2,117平方メートルでございます。

次に、6ページの方をお開きをいただきたいと思います。

上から2行目、並松西自治会倉庫用地で、土地で29平方メートルの増となっております。これにつきましては、前年度まで記載漏れがあったことによるものであります。

次に、下から7行目のところ、第2浄水場跡地というところで、2,117平方メー

ル減となっております。これにつきましては、基金の財産と重複して普通財産として上がっておりました。記載誤りでございまして、2,117平方メートル減をさせていただいております。

以上で土地につきましては、前年度末現在高30万4,647平方メートル、増が2,146平方メートル、減が2,117平方メートルで、決算年度末の現在高は30万4,676平方メートルとなっております。建物につきましては、計で前年度末現在高8万4,761平方メートル、増が198平方メートル、減が36平方メートルで、決算年度末現在高8万4,923平方メートルとなっております。

次に9ページの方をお開きをいただきたいと思っております。

物品の車でございますが、乗用車につきまして1台の増、それから貨客車で1台の減となっております。これにつきましては、企画財政課の広報車の買いかえでございます。

次に10ページの貨物車であります。1台の増となっております。粗大ごみの収集車の購入によるものでございます。それから、ごみ収集車でも1台の増、1台の減で、買いかえによりまして13年度末現在高、前年度となっております。

次に、12ページの方をお開きをいただきたいと思っております。

出資による権利でございます。

上から6行目、奈良県労働者信用基金協会につきましては、前年度末現在高140万円、決算年度中増減高140万円の減。これにつきましては、平成13年12月10日にこの協会が解散をされましたことによります減であります。なお、この協会の解散に伴いまして、残余財産が生じたことから、出資割合に応じまして、それぞれ配分を受けまして、61万円。これにつきましては、13年度で一般寄附金として61万円の受け入れを行っております。その下で6行目、水道事業会計の出資債によります決算年度中の増減高6,960万円の増となっております。年度末現在高につきましては、2億6,453万8,000円となっております。計で前年度末現在高3億946万4,000円、決算年度中の増減高6,820万円で、年度末現在高3億7,766万4,000円となっております。

次に、13ページ基金の状況でございます。

2行目、公共施設整備基金につきましては、寄附金並びに利息の受け入れによりまして、1,046万2,031円の増となっております。土地開発基金につきましては、そのうちの処分と取得によります増で、1億333万4,717円となっております。財政調

整基金につきましては、財産処分によります積み立てと利息の積み立てで472万1,253円の増となっております。土地計画事業整備基金につきましては利息の積み立てで、168万1,303円の増となっております。

次に減債基金では、起債の償還に充てるための取り崩しと利息の積み立てがございまして、839万4,152円のマイナスとなっております。福祉基金につきましては、寄附金によります積み立ての増で66万5,861円、藤ノ木古墳整備基金では、寄附金と利息の積み立てによりまして、17万4,304円の増となっております。文化振興基金につきましても寄附金によります積み立てで、50万円の増となっております。介護保険円滑導入基金では、保険料の特別対策によります繰入金4,632万797円の減となっております。決算年度末の現在高はゼロとなっております。

次に、国民健康保険財政調整基金では、剰余金の積み立てと利息の積み立てで1,267万7,675円の増となっております。次に介護保険給付費準備基金につきましても剰余金と利息の積み立てで4,006万5,753円となっております。基金合計では、前年度末現在高33億4,909万3,535円、決算年度中の増減高1億1,956万7,948円の増で、決算年度末現在高34億6,866万1,483円となっております。

次に、基金に属します土地であります。土地開発基金の土地につきまして、目安北3丁目につきまして、一般会計に売り払ったことによります減で、2,117平方メートル。興留9丁目で駐在所用地を開発公社から取得をしたことによりまして、241平方メートルの増となっております。前年度末現在高2,117平方メートルで、2億69万1,000円、決算年度中の増減高1,876平方メートルの減で、1億333万4,717円の減で、年度末現在高といたしましては241平方メートルで、9,735万6,283円となっております。

以上で一般会計並びに各特別会計の決算の状況につきまして、概要説明とさせていただきます。

よろしくご審査をお願いいたします。

○山本委員長 御苦労さまでございました。

それでは、説明が終わりましたので、概要に対する質疑をお受けしたいと思います。

松田委員。

○松田委員 ことしの今のご説明がありました財産に関する調書、その点について、行政財産と普通財産の区分が違っているんですけども、その区分分けの関係について

は行政配慮で行われていると。規制はないと、条件はありますけど。

そこでちょっと疑問といいますか、私の記憶違いかも知れませんが、ちょっとお聞きしたいんですけども、行政財産と普通財産というのが、行政サイドで思惑があってどうにでもなるという形のものとして扱われているような気がするんですけど、その1つの事例として、これは勘違いかも知れませんが、ちょっと聞かせてください。3ページの、例えば法隆寺のiセンターの用地の関係が行政財産ですね。これは、私の記憶では、iセンターをつくるというときの経緯から見て、県が実施をします。もともと行政財産である駐車場用地を県に貸すというのか与えるというのか、譲渡する。そして、iセンターをつくらせるために普通財産にその部分は切りかえるということで、普通財産に切りかえてこれが建設されたというふうに私は思うんです。

あと、できて完成後、建物の管理については町に委託をする。そういうことで処理をされてきたと思うんですけども、こっちの土地の関係は、また今度これを見ますと、行政欄に振りかわっています。それは、いつ、どういう措置でしたのかということです。建物を建てる時には便宜的で、私は余り便宜的過ぎではないかというふうに言ったんですけども、便宜的に普通財産に切りかえて県に与えて、そして今度は建物が建ってしまったら、今度はそれを土地については普通財産から行政財産に今度は町がかえているという関係です。これはどういうことで、それでは、そういうことが随時できるとしたらかなり便利な考えだというふうに思うんです。これはどうなんだろうということですが1つ。

それから、いわゆる集会所とかの関係なんかについても普通財産でやってみたり行政財産でやってみたりするんですけども、こういう関係についてもどういうふうなことを基準にしているのかなということが2つ目。

3つ目は、これはずっとなんですけども、これは宅造業者の施設協力という関係などから提供づけたものなんですけども、例えば6ページの西の山住宅の保育所用地です。保育所用地になっているんですけども、実質的に保育所建設の計画などないと思うんですよ。ところが、この用地としてはそういうことであると。その用地に計画がないとするならば、この場合はどういう形になっているのかということを考えられても、目的寄附を受けているという立場に立って財産取得をしたとするなら、その目的がなくなったときには事業者に戻還をするというのが1つの方法です。これは、斑鳩町の場合、西里で町営住宅を建設し、その後目的変更して格好だけ振りかえ転用したということになっ

て裁判になったけれども負けました、最高裁判に行つて。ということになるから、この関係について、保育所用地の関係は、目的変更をして何か利用するということにした場合、名義変更をした場合、使用目的が変わった場合、現在も変わっていると思うんですけど、事実上現在は運動広場になっていると思うんですけども、こういう場合は後処理は一体どうなっている。

例えば、使用目的を変えるという場合。普通財産から町が保育所建設はしないんですが、保育所用地があるということで、いつ建ててくれるのや、いつ建ててくれるのや、用地があるやないかという認識になると思うんですけども。それは町の計画に全くないとするなら、本来なら名義変更、用地の使用目的を変えるべきだと思う。ところが、それは変えないままにある。変えるとするなら、先ほど言いましたような寄附者に大変申しわけないというようなことがあるからこのままにしているのやということになるのか、その辺のところの扱いは一体今後どうなっているのでしょうか。この3つなんです。

○山本委員長 収入役。

○中野収入役 1点目の部分だけ私の方からご答弁をさせていただきます。

法隆寺センターにつきましては、今委員の方からご指摘をいただきましたように、県が建設をいたしますに当たりまして、駐車場の土地からこの敷地について普通財産に変更をいたしました。建設が終わった後、建物について県の方から町有財産として移管をということで、その際に町の条例を制定をいたしました。その際、行政財産として、敷地についても行政財産に移管がえをしたということで、これらにつきましては県との協定に基づく中でそうした取り扱いをさせていただいたということで、名義変更をさせていただきたいと思います。

○山本委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 集会所につきましては、以前確か行政財産と普通財産と整理がされたと思っています。その後、例えば高安の交流館のような分につきましては、条例が制定しておる分につきましては行政財産の方に入れさせてもらっております。

それと、西の山保育所用地につきましては、ちょっとできるか検討させていただきたいんですけど、これはちょっとご答弁できることのあるではないんです。ただ、現在は保育所の計画はございませんし、ゲートボール等々、また子供広場として利用されております。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 一応、念のために聞いておくけど、行政財産というのは今の場合、あるいは条例が町で制定されてきちとなっているものについては行政財産、そうでないものについては普通財産ということなんですか。そうでもないんでしょう。私はiセンターのときに、極めてこの行政財産という制約がある問題を普通財産に安易に変えて、どうにでもできるようなことをやっているやないかと、それはおかしいんじゃないかということ常を主張したんですよね。

今度は確かにここに書かれているのは、駐車場用地は行政財産から切り離して、iセンターの用地に書いていますから、そういうことかなと思うのですが、何かし数字としては便宜的にどうにでもなるものではないか、行政財産と普通財産という印象を受けて仕方がないんです。この辺が、いろいろ集会所などの関係についても今までも言われてますけれども、行政当局の用地管理がどうだとか財産管理がどうだとかいうことで、盛んにやっぱりおかしいやないかという指摘が出てくる要因はこういうところにあるのかなというふうに思うんですけど、この辺はきちとしないと、財産調書を見ていてもいろいろな疑問が出てくるというふうに思いますので、その辺はさらにやっぱり検討してみる必要があるんじゃないか。

そして、いかにも町が財産管理についてはでたらめなことをしているんだと、御都合主義で運用しているやないかというふうなことの指摘なり疑念なりがされるとするなら、そのことをやっぱり除去する方法、そして明確にするのは明確にするという関係、きちとこういう関係だといって、やっぱり具体的に根拠を示しながらできるようにしてもらわないと、いつまでたっても町行政のさーさーといいますか、一生懸命やっていながらでもそういうことにまた何か全くでたらめをやっているやないかというふうな印象を受けるような形になってきていると思うんです。だから、そういうことについてはぜひとも検討する必要があるんじゃないかという考え方といいますか、私は考えています。そういうことについて十分に考えてほしい、明確化を図ってほしい、こういうふうに思います。

それから、2つ目の問題なんですけども、これも総括的な。これは義務的にそういうのが行政、いわゆる地方自治などの予算のあり方なんだというふうにも思うんですけども、当初予算が組まれて、そしていわゆる80億円で出しているわけです、13年度の場合。そして補正が組まれて、何度か組まれている。2回目もわかります、その関係ですから。そして、補正が組まれてきて、そして約10億に近い額の補正。ところが決算

の段階においてはまた繰り越しの関係があって、いわゆる繰り越しで残金になるという関係で出されているというふうな関係で見えていくと、これもつじつま合わせでどうにも予算が組める。当初予算というのは、厳しく予算を組みました、組みましたといろいろ言っているんですけども、年間のときにはそういうことでやっている。またいろいろと変わってくる。そして、最後にまた残りました、こういうことになるんですけども、最後としてはそうだと思うんです。

ただ、この場合に考えられるのが、いわゆる斑鳩町として当初予算から決算までの間に補正も組んでいろいろ対応してきたけれども、中身を見てみるとほとんど経常経費の関係に終わってしまっていると思うんです。この中で特に必要不可欠として、いわば福祉対策、老人対策とか医療対策とかいうのは、特に引かれたとおりに必要な予算を組んだんだと。あるいは、景気対策のために取り組んだという関係の面が明確になって、全く平準な月並みの予算編成ですっと終わってきたんかな。余り、何と申しますか一生懸命やっておりますと言ったのにこんな言い方は適切ではないのかもわかりませんが、そうした面からそういうことになってきているのではないかということから見ると、収支の決算の関係についてはどうこう言うわけではありませんけれども、そこについて当初予算と決算を見て、大体斑鳩町の行政の関係から見て、何を特徴としてこういう補正が組まれてきている、それがどう有効に使われたかということについては、やや不十分な面があるのと違うかな。余り特徴がないのと違うか。

だから、何か平均化したもの、行政が併合ですっと推移してきただけというような感じを受けるんですけど、これはちょっと余りにも酷な言い方でしょうから、感じだけ聞かせてください。

○山本委員長 総務部長。

○植村総務部長 財源が厳しいという中で、できるだけ数字的に言えば80億という予算を組まさせていただいてございます。その後、いろいろな事情が変わって、国等の景気対策ということでいけるものはあるわけでございますけれども、そういった中で個性的なものは余り見られないというようなご指摘もいただいておりますけれども、今後そういった関係につきましては、できるだけシビアに対応していかなければならん、ご指摘を真摯に受けていかなければならんということ考えています。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 見方としては、そういうことはいろいろなるんでしょう。ただ、当初予算

を組むときに、80億円なら80億円を組んでいますけども、当然に事務方の方としては12年度からの繰越金を想定していると思うんです。大体この程度あるやろなど。最終的にその程度のもを持って、財源的も可能であるし、財源的にも余裕があるというふうな環境を認めるのと違うかな。だからこそ、2次の方の補正なんかについては4億3,000万円、結局これはその程度の金は繰り越せると。これがないとなかなか資金繰りがどうにもならんという関係があるんですけど、そのところが結局予算運用のひとつのゆとりといいましょうか、幅の限界ではあるんかもわかりませんが、そういう関係がやっぱり強く意識されて回ってきているのではないかな。しかもそれはずっと踏襲されている。

だから、繰り越しになってくるから、そういう関係の面で多ければ多いほどいい。そのかわり何が多くなったのかということに決まったとかいうと、1つ大きな事業がなかったというようなことで、それを聞かれる。ということは、財源が余り特徴的ではなくて、ずっと平準化した形の運用になってきているのではないかと、必ずしも時の時代に合わせた関係のものに十分生かされているのかということ、若干検討の余地があるのではないかというふうに私は感じます。だから、これは意見として申し上げておきます。

○山本委員長 皆さんの方から質疑はございますか。

中川委員。

○中川委員 一般会計の歳出決算の内訳のことでお聞きしたいんですが、観月祭は、これはどこの何費から出ているのか教えてもらえます。

○山本委員長 鍵田部長。

○鍵田都市建設部長 資料では私が見ているのは、119ページの予算に関する説明書とございますか、主要な施策の成果報告書というところなんですけども、その中の119ページで、歴史街道ネットワーク事業費の欄でございまして、その中の下段の方に歴史的・文化的資産の保全・活用というのがございまして、事業名で一応観月祭と。

済みません。第6款の商工費でございまして、商工費の中の目で。わかりましたか。済みません、説明がまずくて申しわけないんですが。

○山本委員長 中川委員さん、よろしいですか。

松田委員。

○松田委員 ちょっとこれは全体的に13年度の決算ではないかもわかりません。ただ、

きのうの一般質問の際に答弁であったんですけども、施設協力費。施設協力費については廃止の方向で検討するような形の答弁を助役がなされたというふうに私は思う。ところが、この施設協力費の関係については、いつのときですか、私がこのことについて一体どうなんやと。事務次官通達もありますし、なおかつ不動産関係業者の方からも、こういうことは廃止をしてほしいという要望もありますと。このことについて町としてはどう考えますか。廃止をするという方向でこたえる気があるのかなのかということについて質問した経緯があるんです。このときに、個人的には町の財政の状況の中において、施設協力費というのは決して強制的なものではなくて、やっぱり任意が主なものであるし。だから、趣旨を理解して行政協力してもらおうという性格のものであるということで、極めて貴重な財源でもあるので、やっぱりこの件については留保し、さらに続けていきたいという答弁を受けているんですが、どの時期から今助役が言われるような形のものに変わってきたのかな。あるいはそういう主義について、本当に廃止をする気になっているのかどうか。しかもそれが、いや、これはどうせ年度途中からということにしないだろうと思いますけど、そしたら年度の初めということになってきますと次年度。そのことは既にこれは関係者の段階においてというか、収納の関係等について検討しているということになってくる。また、なつてこなければならんことだろうと思いますし、少なくとも12月議会ぐらいには出すいうたら、そういう関係について、施設協力の廃止の何か具体的な提案というものが行なわれるように準備されているのかなというふうにも考えます。

そのことが、予算問題の決算を見ていきましたなら、寄附金の関係が出てくるわけですから、この際、その辺の考え方について聞いておきたいと思います。

○山本委員長 町長。

○小城町長 以前、松田委員さんから、今ご指摘の関係等について毎年宅建業界からも町あて、あるいは議会議長あてに来庁されてその関係は廃止をしてほしいというご要望等の関係がある中で町がどう講じていくかということのご質問等をいただきました。

町としても今おっしゃっていただいたような関係等をされておるわけでございますけども、いずれにいたしましてもやっぱりこれは廃止をしていく方向に向いていかざるを得ない。そういう状況の中で、今その質問の中でも出ましたように、ある程度町としては廃止する中でも、今現時点で払っておられない方もございますから、ある程度その方が払っていただくということをしなかったら、仮に今松田委員がおっしゃいますように、

15年3月から廃止しますよと、この4月から廃止しますよということにはならないと私は思っていますし、ある程度その整理を今現段階で、先方に対しましても助役と何回か会っていただいて、300万円等の関係等については納入をいただいた。あと残りがかなりございますから、その関係の整理をしながら、ある程度その関係が整理ができ次第、一応大体皆様方から負担金を払っていただきますから、おおむね15年度と言いませんが16年からとか、そういう段階等を踏まえて廃止をしていってまいりたいという気持ちでございますから、今現段階の状況はそういう状況であるということでご理解をいただきたいと思えます。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 一応廃止の方向で検討をしていきたいんだという気持ちはわかりました。

ただ、今町長が言っておいでになるようなことでありますと、未納の関係の整理をしたいというけども、いつというひとつの区切りをつけておかないと、ずっとずっと延びていくわけですから、少なくとも14年度なら14年度末までは次年度に納めてもらうことを前提していますと。それ以降の関係について、発生する問題については、提供者の廃止をした関係というふうな関係のけじめをつけないと、いつまでたっても続くという関係になっていくと思えますから、考え方はわかるんですけど、どうしてもそういうことになるかと違うかというふうに思えますから、その辺のところも具体的にご検討いただいております。

○山本委員長 助役。

○芳村助役 今、町長も言われましたように、払う者と払わない者と不公平が生じるということになれば非常に問題でございますから、我々といたしましては払っておられない方に対して再度払っていただくように、お願いしているわけございまして、そういう中で一応めどがついた時点において、きちんとした廃止の方向を確定していきたいなと、このように思っております。

ただ、今指摘のように、これが払わなくて年度、年度が続いていけば、いつきちんちした設定を持つのかということになるわけでございますが、そういうことにならないように早くやっぱりその方の状況を判断して、きちんとした形で処置をしてまいりたい、と思っております。

○山本委員長 ほか、委員さんの方からございますか。概要についてございます。

○小野議長 先ほどの監査委員さんの中にもありましたけど、歳入の構成のついて私は

懸念しておりますし、この決算委員会で担当者からちょっと意見といいますか、感想をお聞きしたいなと思いますのでよろしくお願いします。

自主財源とそれから依存財源の比率の件なんですけど、もちろん自主財源の多い少ないで安定性というのをはかることとは、これは一概に言えないのですが。今年度の一遍これを見せていただきましたが、いろいろな繰入金、それから繰越金の減で、自主財源の町税は微増でもあって、それは好ましいことなんですけど、繰入金、繰越金が減になって、また一転・・・が減になっている。加えて依存財源、これは地方交付税の大幅な減、そしてそれに伴う町債が増になったので比率がふえてきておるといことなんですけど。今、市町村合併のことについて地方交付税の軽減といいますか利率を下げるということは、これは合併をしなければやや下げるとい、そういうむち的なようにも見えますが、これも実質的にそうせざるを得ないんだと。そのように私は理解しておるんです。

そうしたときに、合併しなければさらに交付税が下がってくる。そうしたときに、できないして構成を図っていくんだらう。私は、いろいろ疑問を持っておるんです。その一つの方法として、町税の税率を変えないと町がもたないんじゃないか。一番歳入の中でも大きな構成比率を持っている自主財源と依存財源。この依存財源は、国の施策といふんですか、これは日本全体の交付税の算定の方法が、今までは小さい自治体にも比率を上げていた。それができなくなったということで、国はそうして打ち出していますし、その期限、合併の特例期限が17年3月31日、これは打ち出していますし、その期間までの間、その以後、もし合併しなかったらどういう組み立てができるんか。

まず、事務担当者の率直な感想というんですか、そういう事態が今言われていますので、決算をしておられる中でどのように考えておられるのかお聞きしたい、このように思います。総務部長か企画財政課でも、どちらかでも結構です。

○山本委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 今、議長の方からご質問がございましたように、地方交付税につきましては算定の方式等も踏まえて、今後見直していくという、これは非常に明確になっております。ご存じのように、国の法定補税についてもどんどん変わっている状況ですので、そういう状況になっていくと考えております。そうした中で、今回でも決算の資料の中で、ここの中・長期財政指標の推移というのを出させていただきました。この中をちょっと見ていただいてもおわかりのように、地方交付税というのは、どんどん減っていく状況になっております。

減っていくのは、1つには、今まで例えばいかるがホールなんか地方交付税算入をされておりましたので、これも17年、8年でもう償還がやってきますので、その分は切れていきますから減ってきますけども、それ以外を除いても今年度での算定も全国的にも5%減っております。そうした中で今後どう歳入歳出のバランスをとっていくとなつてきますと、経常収支比率はどんどん95%ぐらいになっていきますので、それを保っていきながら町民の付託にこたえていくとなつてきたときに、例えば報酬と建設事業費が押えてくる中で収支のバランスをとっていくことになると思いますけども、それがどこまで町民の方がご辛抱いただくということは、今ここで私の方から申し上げることはできませんけども、そういうことで収支の均衡を図っていかざるを得ないと思います。

それともう一点は、財政対策債。例えば、10億どうしても足りませんとなつたときに、10億円の建設起債を発行する。一般起債、交付税算入のない起債を発行してという方法がありますけども、何年もそれを返していくわけではございませんので、そこらの見通しを立てながら財政は進んでいくと思います。ただ、厳しい状況にはかわりないということで、今の時点ではご理解をいただきたいと思います。

○小野議長　そういうぐあいになっていかざるを得ないのかなということ、今の課長の考え方については、感想というよりも意見がある。まず、住民サービスが低下してきた。それを低下しないように合併しなかった場合、低下しないというのは、合併しなかったというには合併特例法のそれを活用しなかった場合というのを理解していただきたいんですが。

まず、合併しなかったらサービスが低下するという。これは収支的にも出てくる。そうすると、それと町税を今のサービスをキープしようとした場合は、当然借金をふやす。財源対策債、そういう借金をふやすか、もしくは町税を上げんならん。税率を上げなしょうがない。私は、そない思うんです。だから、ちまたではいろいろ合併についてのうわさも飛んでいますが、合併すればサービスが落ちるとか税金が上がるとかというのは、私はむしろ逆ではないかな。財政担当者としては、それらについて。私は逆だと。今の感想にも言ってもらったら。端的に言えば、合併をすることによって税金が上がりますと、それからサービスも低下しますとかいう話は、私は実態をしっかりと認識しておらないのではないか。そういうことを話される方は、認識されていないのではないか、このように考えているんですが、今の担当の財政課長がそういうぐあいにサービスが低下するということは、端的に言い切れますね。入が少なくなるんだから、かなり。

○池田企画財政課長 町税、個々のサービスについて、例えば保育園サービスを落とすとか、全体的なサービスになってくると思うんですが、町行政の水準にということを考えていただきたいと思います。町行政の推移としては、今の水準を保てるかどうかということでご理解いただいています。

例えば、保育所はサービスを落とせない。また、幼稚園も学校保健も落とせないとしたときに、例えば建設維持補修で、道路建設で若干落とすとか、そういうバランスをとっていきますけども、そういう意味での町全体のサービスだにご理解いただきたい。

○小野議長 当然そうなんです。だから、その中でどうしても落とせない、介護について、福祉についても、これはキープしようとしたら、そこで借金しないといけない。これをキープしようと思ったら、その先では必ず町税のアップ、税金も必ずということをししないと、ないところはないんだから。そういう見込みは全然心配しなくてもいいんですか、逆に言えば。全体のサービスが低下するということは、最初の年ぐらいはせいぜいそういう維持費、道路の維持修理費用とかそういうものを儉約していくねんと。修理しないということで、サービスをしない。だけど、どうしてもしなくてははいけないものは、影響してくるときが来るでしょう。そういう見込みはしていないんですか。

○山本委員長 部長。

○植村部長 先ほど担当課長から申しあげましたように、規模は落とさない、規模ならば、そうした中でも税率ならば、何かにサービスを、全体的なサービスは下がっていくでしょう。個々のサービスの中で下げないということになれば、何かをしなればならん。例えば、建設関係については下げなければならんというようなことになるわけでございます。

今、そういったことを選択するのか。あるいは、そういったことをそのまま維持するために、今度は新たな税収を求めるために税率を上げるとかいうような、それは皆さん方で決めていくべきものだと思いますので、我々担当としては選択肢はあるといたしましても、我々が結論を出すということはありませんような状況だということでございます。

○小野議長 当然、今部長がおっしゃるように、行政側がそれを提案せざるを得ないということが出てくるだろうということを私は確認したかった。

それで、その時点で私らまず議会が判断するだろうし、そういうときに議会としても税率を上げてもらうということは、やはり住民のためにも差し控えたいし、なるべく税

率はそのままにしてもらいたい。そういう思いがあるから今聞かせていただいているだけで、もちろん決めるということについては私どもの仕事ですので。ただ、それを提案せざるを得ないの違うかなと、そういう見込みをしておられますかと、どういう考えを持っておられますかということを探ねさせていただいた。決算委員会ですので、そういうことでひとつ聞かせてもらいました。

○山本委員長 ほかに質疑ございますか。

中川委員。

○中川委員 財政指数の7町のは今わかりませんよね。

○山本委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 7町の財政力指数につきまして、この前、市町村合併の特別委員会のときの資料を出ささせていただいておるんです。非常に細かい資料で、王寺周辺7町、本町の財政状況等の状況と出しておりますので。

○中川委員 それをまたもらえますか。

○池田企画財政課長 各委員さんのところにお渡ししておると思うんですけど。

○中川委員 またもらえますか。

○池田企画財政課長 もしあれでしたら、この資料についてまた疑問点がありましたら担当。言いましょうか。

○中川委員 結構です。もらいますわ。

○山本委員長 ほかにございますか。

それでは、ないようでございますので、これをもちまして概要説明に対する質疑を終結をさせていただきたいと思えます。

11時20分まで休憩いたします。

(午前11時00分 休憩)

(午前11時20分 再開)

○山本委員長 認定第3号 平成13年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、各款ごとの審査に入ります。

まず、第1款 議会費についての説明を求めます。

浦口議会事務局長。

○浦口議会事務局長 それでは、議会費、第1目の議会費についての決算の状況につい

て説明をさせていただきます。

施策の成果の報告書の36ページをお開きください。

決算書では88ページから89ページにかけてでございます。

平成13年度の歳出決算額は、1億1,418万8,703円、執行率実行費97.3%でございます。前年度と比較して527万8,551円の減少となります。その主な原因といたしましては、人件費において440万円の減少となりました。これは、昨年11月に議員1名が亡くなられたことと、また、本年2月末日をもって1名が辞職されたことによります議員報酬等の減でございます。平成13年度中におきます議会活動の状況についてでございますが、主要な施策報告書の36ページの方に記載をさせていただいておりますとおりで、1つには住民意識の醸成と参加機会の充実ということで、定例会、臨時会及び各委員会の開催の状況につきましては、内容を記載させていただいておりますが、これらの活動を通じまして議会に与えられました地方自治体の意思決定機関として、具体的政策の決定と執行機関が行う行財政の運営や事務処理事業の実施が適法・適正になされているか、その規範の監視に努められ、このことによって行政への住民意思の反映と行政水準の向上に成果を上げられたところでございます。また、議員発議として4件の意見書を議決され、各関係機関等へ送付なされております。

次に、議会公開の推進のために、すべての会議において公開を原則とし、住民の参加機会の充実を図り、一人でも多くの住民の方に議会を傍聴していただくために議会だより及び町の広報紙を活用し、議会の日程の広報を行ってまいりました。また、会議録の作成・閲覧につきましては、役場庁舎及び公民館等におきまして、住民の方に自由に閲覧をしていただけるようにしております。

平成9年から平成12年まで毎年12月に行われてきました土・日議会につきましては、平成13年度開催を見送ることになりました。議会では、この4年間を振り返りましてどうであったか、また、より開かれた議会としてどうあるべきか見直すべき点があるかなど、議論・検討された結果によるものでございます。

いずれにいたしましても、議会を住民に近い存在にする工夫は必要であることから、今後町民の皆さんの声を聞き、議会運営に反映をしていきたいと考えているところでございます。

次に、2つ目の広報活動の充実についてでございます。議会活動の一環として、定例会ごとに議会だよりを発行いたしておきまして、住民に議会活動へのご理解を深めてい

ただき、町政の発展の寄与になるものと考えております。今後も経費の節減に努めながら、より一層内容の充実に努め、親しみやすい広報紙に努めていきたいと考えています。

以上が簡単ではございますが、議会費の決算の状況と主な施策の成果とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○山本委員長 説明が終わりましたので、第1款 議会費について質疑をお受けしたいと思います。

よろしゅうございますか。

それでは、質疑はないということでございますので、これをもって第1款 議会費についての審査は終わります。

次に、第2款 総務費について説明を求めます。

総務部長。

○植村総務部長 それでは、総務費につきましてご説明申し上げます。

主要な施策の成果報告書の37ページから65ページについてでございます。

第2款の総務費全体におきましては、予算現額10億2,862万2,000円に對しまして、決算額は9億9,056万6,931円で、総務費全体の執行率は96.3%となっております。

まず第1項の総務管理費では、予算現額8億94万3,000円に對しまして決算額は7億6,821万5,807円で、執行率は95.9%でございます。

それでは、37ページから順次説明申し上げます。

まず初めに第1目の一般管理費でございますが、予算現額4億6,027万5,000円に對しまして決算額は4億5,383万274円で、執行率は98.5%となっております。

まず、コミュニティ推進組織の確立でございますが、地域コミュニティの中心となる地元自治会の事務費等の負担軽減等を図るため、自治会に對し文具料の助成を行っております。そのほか、自治体連合会に活動助成のための補助金の交付を行うなど、コミュニティの育成に努めてまいってきたところでございます。

次に、地域単位の活動拠点の整備・充実でございますが、地域住民の福祉増進と地域のコミュニティの育成を図るため、自治会等が行う地域集会所の整備に對しまして、地域集会所施設整備費補助金といたしまして3自治会に補助金を交付し、より一層の地域社会の福祉増進に努めたものでございます。さらに、平成12年度から試行的に実施し

てまいりましたコミュニティバスとしての町内巡回バスの運行でございますが、本年度は住民の要望にもできるだけこたえるため、運行経路や運行時間の変更等を行い、住民の日常生活上の交通機関といたしまして活用していただくために、より一層の利便性の向上に努めたところでございます。

次に38ページをお願いいたします。

相談体制の強化でございます。住民相談の実施についてであります。相談体制の充実を図るため、無料法律相談を本年度より月2回開催いたしました。また、行政相談、人権相談を月1回開催し、住民が抱えている諸問題のご相談に応じ、問題解決への助言を行ってまいりました。本年度は無料法律相談は162件、行政相談は3件、人権相談はゼロ件でございます。そのうち無料法律相談の162件の相談内容でございますが、民事関係で103件、家事関係で46件、刑事関係で2件、税務関係で3件、その他の関係として8件となっております。

また、自主的なまちづくりの活動の支援といたしまして、平成13年度から実施しております行政の出前講座の開催でございますが、住民が関心ある行政課題等について自主的な学習活動を支援するため、職員が地域に出向きまして説明等を行うことにより、行政と住民との相互理解と一体感を深め、住民と行政の協働によるまちづくりの推進に努めております。

次、39ページでございます。情報公開制度の充実でございますが、まず情報公開の推進といたしましては、斑鳩町公文書の開示に関する条例に基づきまして、平成13年度中の1年間におけます義務開示の請求及び任意開示の申し出は、合わせて32件ございました。そのうち、全部開示につきましては16件、一部開示は16件であります。また、個人情報保護の推進でございますが、斑鳩町個人情報保護令に基づき、平成13年度中の個人情報の開示の請求は24件ありまして、すべて全部開示でございました。今後も引き続き、住民への啓発に努めるとともに、町政に対する住民の理解と信頼を深め、公正で開かれた住民本位の町政の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に40ページでございます。

人材の育成でございます。

平成13年度におけます職員研修でございますが、平成9年度に職員研修計画を策定し、多種・多様化いたします行政事務が、住民の要望に的確にこたえられるよう、研修体制のより一層の充実を図ってきたところでございます。そのためには職員個人の自己

研さんを図ることが大切だと考え、職員の応用能力の向上のために、また、地方分権時代を見据える中で、職員の職務に対するようほと幅広い知識の取得の機運づくりに努め、職員の資質向上を図ってきたところでございます。具体的には、従来から行っております専門的知識のための県・国レベルでの研修、行政研修、業者等研修、視察研修、斑鳩らしさウォッチング研修、自主研修の実施を行ってきたほか、実務研修といたしましては、県・町村会の1名の職員の派遣を行っております。また、職場研修といたしましては、メンタルヘルス研修、上級救命講習会の実施、新規採用者及び課長補佐・係長級を対象といたしましたごみ収集等の業務体験研修、また、女子職員にはペットボトル分別の実務体験研修を実施するなど、これらの研修を通じまして、住民全体の奉仕者としての意識を高め、町の重要施策をよりよく理解できる機会として、住民へのより一層のサービス向上を目指してきたところでございます。

また、平成7年度から導入いたしております係長昇任候補者試験、平成8年度から導入の課長補佐昇任候補者試験も前年度同様に実施し、行政ニーズに的確にこたえる職員の資質向上を図っているところでございます。今後も職員の資質向上に努め、効率的な事務事業の遂行に邁進をしてまいりたいと考えております。

次、42ページをお願いいたします。

職員の福利厚生充実でございます。

労働安全衛生法に基づく職員の健康対策といたしまして、新たにすべての検査項目を全職員が実施できるよう配慮して、定期健康診断及び成人病予防健診を実施したほか、さらに給食調理員を対象に指曲がり症の検査を行うなど、職員の健康管理に努めたほか、職場内の安全や衛生の確保等を図るため、産業医や衛生管理者等で構成いたします衛生委員会を開催し、働きやすい職場づくりの保持を図りました。

また、職員厚生事業といたしましては、職員互助会が福利厚生等の事業活動をしており、そのため活動助成といたしまして補助金を交付し、職員が健康で安心して働ける職場づくりに努めております。

また、有功者の表彰でございますが、有功者1名について表彰を行い、長くその栄誉をたたえることといたしました。

次に例規の整備でございますが、平成13年度中に制定ないし改正を行いました条例・規則等について、町例規集の追加、加除を行っております。また、例規執務サポートシステムの導入を行い、町例規集をデジタルデータ化し、庁内LANシステムに組み込む

ことで、LAN端末機により条例・規則等の迅速な検索や、改正時の新旧対照表の作成など、例規執務の向上を図りました。

次、43ページでございます。

第2目の文書広報費であります。予算現額897万3,000円に対しまして決算額は815万7,373円で、執行率は90.9%となっております。広報活動の充実につきましては、町のイベント情報やお知らせ等について十分周知を図るとともに、町の主要施策等について関心を持って読んでいただけるよう、親しみとわかりやすさに重点を置いた広報紙の発行を行うために、町民の行政への理解を得られるよう努めております。特に平成13年度は男女共同参画社会の実現に向けての連載や、環境問題を取り上げた特集などに取り組んだところでございます。また、ホームページにおきましても町の財政状況を初めとする行政情報や文化観光情報を総合的に公開するとともに、英語版解説を行ったところでございます。

平成13年度のアクセス件数は3万6,688件と、前年度より1.9倍の増となっております。なお、Eメールにつきましては74件がありました。観光やホームページに関する感想、町の施設に関する問い合わせが主な内容となっております。情報化の推進は、住民サービス、情報の公開といった観点から、ますます重要な課題となってきておるのでございます。

次に公聴活動でございますが、町政モニター22名の方にアンケート方式による、町が行う行政サービスについての調査を実施し、住民ニーズの把握と今後の行政活動への資料として活用したところでございます。

次に44ページでございます。

第3目の財政管理費でございます。

予算現額256万5,000円に対しまして決算額は、249万4,944円で、執行率は97.2%となっております。財務会計システムの活用による適正な予算執行管理を行うとともに、平成13年度では平成12年度に引き続き、住民のストック情報の関心の高まりに対応するため、また、適正な財政運営を実施していくため、貸借対照表を試行的に作成し、町広報、ホームページを通じまして広く公表したところでございます。今後は行政コスト面からの財政運営状況を作成する必要があると考えているところです。

次に、第4目の会計管理費でございます。

予算現額51万7,000円に対しまして決算額は40万291円で、執行率は77.4%

となっております。主には庁内共用事務用品等の購入費用でございます。また、本年4月から一部解禁となっております預金保険制度に対応するため、当町における歳計現金及び各種基金等の公金について、その保全策を講じるため、基金管理並びに運用の・・・を定めるとともに、安全でかつ効率的に管理するための公金管理検討会議を設置したところでございます。

次に第5目の財産管理費でございます。

予算現額8,196万8,000円に対しまして決算額は7,876万736円で、執行率は96%となっております。町庁舎等町有財産の適正な維持管理を行うとともに、後年度の財政負担の軽減等を図るため、財政調整基金を初めとする各基金に基金利子及び指定寄附金を原資として、各基金の積み立てを行っております。また、昨年に引き続き庁舎内の良好な環境を確保するため、分煙器2台を設置いたしております。また、公共工事の入札及び契約の一層の適正化を図るため、極めて低廉な価格で入札された場合、仮に契約の完全な履行の確保が危ぶまれるようなときには、当該入札を排除できる低入札価格調査制度に係る事務取扱要領を定めるとともに、本町が発注する建設工事の競争入札の実施に対し必要な事項を審査する契約審査会の設置を行っております。さらに建設工事の入札及び契約の情報等の公表にも取り組んだところでございます。

次に45ページでございますが、第6目の企画費でございます。

予算現額2億494万4,000円に対し決算額は1億8,380万1,043円で、執行率は89.6%となっております。平成13年度は、斑鳩宮造営1400年という節目の年に当たりましたことから、さまざまな記念イベントを通じまして、斑鳩の里の情報を町内外に発信いたしました。8月25日開催の「法隆寺音楽会（おとらくえ）」では約1,300名、11月4日開催の聖徳太子を語るでは約600人、12月23日開催の聖徳太子とその時代では約700名の参加を得たところでございます。所期の事業目的が達成できたと考えております。また、例年開催いたしております太子の日のフォーラムにつきましても、先ほどの記念イベントの一環といたしまして、太子の和の精神を未来に引き継いでいくことをテーマにいたしまして、フォーラムと法隆寺の特別鑑賞会を開催いたしております、約1000名の参加を得たところでございます。

また、これらの平成13年度事業を年度以降にも生かすため、平成14年度では「太子道ウォーク」「法隆寺周辺でのイベント」「古都21～斑鳩を生かすまちづくり」等の事業を奈良県を初めとする関係機関とともに実施するため、その準備を進めているとこ

ろでございます。

次に、多様な交流活動の促進につきましては、住民が郷土愛と誇りを持ち、斑鳩のよさを再認識できる機会とするため、友好都市の兵庫県太子町、大阪府太子町及び長野県飯島町が主催するイベント等への住民参加や物産展などを通じた交流活動を促進いたしました。特に秋祭りのオープニングでは、長野県飯島町のお陣屋太鼓演奏による交流もあり、今後は住民相互間、特に文化やスポーツを通じた交流を一層推進する必要があると考えております。

次に男女共同参画社会づくりでございますが、男女共同参画社会推進委員会で熱心にご審議をいただく中で、女と男が輝く未来計画の見直しを行うとともに、計画の実現に向け実施計画を策定したところでございます。また、新年度から女性相談窓口の設置に向け調査・研究を行い、平成14年5月から相談窓口を設置いたしております。一方、行政内部での推進を図るために、男女共同参画社会推進本部の開催や研修会を実施したところでございます。さらに、男女がお互いの意見を尊重し、その個性や能力を社会のあらゆる場面で発揮できるよう、男女双方の意識改革を促進するため、町広報紙におきまして12回にわたる連載の掲載を行いました。

また、住民を対象に「女性学セミナー」と、セミナー参加者によるフォーラムを開催したところであり、特にセミナー参加者によるフォーラムでは、町が主催の事項とは違ったものとなり、今後の住民参加型事業の参考になると考えております。

まちづくりは行政と住民の協働で進める必要があります。このため、住民みずからがまちづくり・イベントの企画運営などを通じまして、まちづくりへの取り組みを主体的に行える人材を育成する必要があります。このため、まちづくり人材育成フォーラム、太子塾を開講したところでございます。なお、平成13年におきます受講生は15名で6回開講いたしております。

次、総合的な情報化の推進でございますが、住民サービスの向上と事務事業の効率化を図るため、地域情報化計画の策定を行い、庁内プロジェクトチームを設置したところでございます。平成14年度中に計画を策定すべく、現在作業を行っております。文化振興の推進につきましては、地域の文化、芸術活動の振興を図るため、昨年に引き続き文化振興財団及び地域で活発に活動を行っている文化芸術団体にそれぞれ補助金、もしくは助成金を交付いたしました。また、住民みずからが文化創造に参加する機会づくりとして、和太鼓斑鳩を立ち上げ新しい斑鳩の里の文化創造に向け、日々練習を行っても

らっております、町の各種行事にも参加していただいているところでございます。

次に広域行政の推進でございます。王寺周辺広域市町村圏協議会での連携を深め、広域行政機構の強化・充実を図るため、協議会及び幹事会の開催及び視察研修の実施により、お互いの行政認識の醸成に努めるところでございます。特に市町村関係につきましては、王寺周辺、広域市町村圏協議会が主催者となり、王寺周辺広域圏の21世紀のまちづくりを考える集いを開催したところでございます。また、平成14年7月には7町の助役、総務部長、担当課長により研究会を設立し、合併についての調査研究を行うことといたしております。

次に、総合的・計画的な行政運営でございますが、行政改革の推進につきましては、第2次の行政改革大綱の計画期間が昨年に終了したことから、新時代に対応した新たな大綱及び実施計画を策定すべく、行政改革推進委員会に諮問を行ったところでございます。平成14年度中に策定すべく、現在熱心に審議いただいております。行政評価システムでございますが、それを図るため、昨年に引き続き49の事務事業についての評価を実施したところでございます。その行政評価を実効性のあるものにしていくためには、有効な批評の徹底と数値化が不可欠でございます。平成12年、13年の2カ年で活動指標と成果指標、並びに住民満足度や効率性を示す資料など、日ごろ聞き慣れない複数の指標の徹底に努めてまいりました。しかし、データの把握をしていない者や成果を示す適当な資料が数値化できなかつた例もございまして、必ずしも複数の視点から指標の認定を行えたとは言えない状況となっております。

次に、住民満足度を示す指標についてはデータがなく、その指標でしか事務事業の効果が測定できないものがあり、今後の課題として残されております。

次に進んでいただきまして、51ページの下の方の第7目の公平委員会費であります。

予算現額9万1,000円に対しまして決算額7万6,600円、執行率は84.1%となっております。登録職員団体の記載事項変更の審議・登録のため、また、公平委員会規則の改正の審議を行うために委員会を2回開催いたしております。

次に52ページでございます。

第8目の交通安全対策費でございます。

予算現額671万8,000円に対しまして決算額は651万8,019円で、執行率は97%となっております。

交通、人身事故件数が年々増加する中、交通事故防止及び交通安全思想の普及を図る

ため、事業を中心に展開しております。町内幼稚園・保育園において、園児及び保護者を対象とした交通安全教室の開催や町内小学校児童を対象に自転車の乗り方教室を開催するとともに、交通安全団体等の協力を得ながら、高齢者に対しましても交通事故防止の啓発を行い、その結果交通事故全体の件数はふえたものの死亡事故はなく、また、園児・高齢者が巻き込まれた事故件数はほぼ横ばい状態となっております。

また、年4回の交通安全県民運動の期間中を中心に、交通安全団体等と連携しながら、広報活動・街頭指導等を行い、町民の交通安全意識の高揚に努めております。また、幼児用補助用具、チャイルドシートでございますが、その着用を推進するために、引き続きチャイルドシート購入費の一部助成を実施し、幼児の自動車乗車中の安全確保に努めております。また、放置自転車及び迷惑駐車に対しまして引き続き啓発指導を実施しており、町民生活の安全の保持、美観等に努めております。

次に、53ページでございます。

第9目の自転車等駐車場運営費でございます。予算現額2,454万3,000円に対しまして決算額は2,441万5,000円で、執行率は99.2%となっております。JR法隆寺駅北口及び南口に設置しております自転車等駐輪場につきましては、斑鳩町身体障害者福祉協会に管理運営を委託し、延べ6万9,740台の利用がございました。なお、県道大和高田斑鳩線路線橋工事のため、13年度におきましては一定期間一部閉鎖を余儀なくされたと利用者には負担をかけましたが、適切な運営に努める中で、大きなトラブル等は発生いたしておりません。

次に54ページでございます。

第10目の防犯対策費でございます。

予算現額811万9,000円に対しまして決算額は791万8,466円、執行率は97.5%でございます。まず、防犯意識の高揚でございますが、平成9年12月に制定いたしました斑鳩町安全で住みよいまちづくりに関する条例の趣旨に基づき、斑鳩町生活安全推進協議会が中心となり、安全で安心して暮らせるまちづくりに努めているところでございます。平成13年度は、こどもたちを凶悪な犯罪から守るため、平成10年度から実施してまいりました「こども110番の家」について旗の交換等を実施するとともに、実施協力について引き続きPTA等をお願いしてまいります中、さらに設置協力者の拡大等を図り、より一層の充実を図ったことや、春休み、夏休み、冬休みや年末における犯罪や事故等を未然に防止するための特別巡回の実施、また、平成14年3月に

は第4回目の安全と安心を守る町民の集いを開催し、地域の安全確保についての啓蒙・啓発を図るなど、生活の安全に対し町民の安全意識の高揚と自主的安全活動の推進を図り、安全で住みよい地域社会の構築に向けてきたものでございます。

また、防犯体制の充実でございますが、防犯灯維持管理への助成といたしまして、犯罪等の防止を図るため自治会が設置、管理していただきます防犯灯の設置工事並びにそれらの自治会管理防犯灯に要します電気料金等の維持経費に対しまして、それぞれ補助金を交付し、防犯対策の取り組みを行ったところでございます。さらに、年末警戒活動といたしまして、12月28日から30日までの3日間、夜から翌日の朝にかけて、町消防団によります巡回を行っていただき、より一層安心して暮らせる町の推進を図ったところでございます。また、地域防犯体制の充実といたしまして、先ほども申し上げましたとおり、こども110番の家、また、徘徊高齢者や行方不明者の早期発見のため、一斉ファックスを利用したSOSネットワークの利用など、より一層の地域の防犯体制の充実にも努めたところでございます。

次に55ページです。

青少年対策費でございますが、予算現額223万円に対しまして執行額は184万3,061円、執行率は82.6%でございます。青少年問題協議会におけます啓発・育成・相談の3つの専門部会が各関係機関と連携しながら、8月、11月の青少年健全育成協調月間にあわせて街頭啓発や広報活動を実施いたしました。また、学校の休養期間中の巡回補導や今回午後11時から午前1時の深夜巡回も行い、青少年に対し声かけや指導を行ったところでございます。さらに、青少年や保護者、また教師からの悩みに対し、専門の指導員が相談を受け、青少年の悩み事相談事業を実施するなど、青少年の健全育成に向けて取り組んでまいりました。

続きまして56ページでございますが、第2項の徴税费でございます。この項全体では、予算現額1億3,710万5,000円に対しまして決算額は1億3,390万5,962円で、執行率は87.6%であります。

町税の収納状況でございますが、平成13年度の町税の収納済額は、総額で30億6,636万2,665円となり、予算額に比較いたしまして1,873万8,335円の減となっております。収入額の前年度との比較では、1,605万8,403円の増となっております。その主なものでございますが、個人住民税現年度分で3,131万777円の減となっております。本年度においても長びく景気低迷による所得の低下がその主なもので

ございます。

法人町民税につきましては、法人税の収納率が督促により前年度と比較して243万7,100円の増となっております。固定資産税の現年度分については、評価額が下がっているものの負担調整による増、過分につきましては新增築の増額のため、1,838万3,928円の増となっております。

また、軽自動車税につきましては、登録台数の増加により、82万5,600円の増となっております。たばこ税につきましては、全国的には需要が減少の傾向にありますものの、当町では605万6,147円の増となっております。

次に歳出面における執行状況でございますが、第1目の税務総務費であります。予算現額7,633万3,000円に対しまして決算額は7,469万7,740円、執行率は97.8%となっております。職員の人件費が主なものでございます。また、固定資産評価審査委員会の開催につきましては、任期満了による委員長選任のための委員会を1回開催しております。それにあわせ委員の資質向上を図るための研修を行っております。また、特別土地保有税審議会については、審査申し入れがなく、開催はいたしておりません。

次に第2目の賦課徴収費でございますが、予算現額6,077万2,000円に対しまして決算額は5,920万8,229円で、執行率は97.4%となっております。自主財源であります町税の確保と徴収率の向上を図るため、滞納者には催告書の送付、夜間休日等の訪問徴収、徴収嘱託員による定期的な訪問徴収を行ってまいりました。また、徴収困難な者には、「斑鳩町町税等徴収特別対策本部」で徴収班を組織し、訪問徴収を行うなど、繰り返し納付指導に当たっており、長引く景気低迷の中でございますが、一定の成果が伴うと考えております。町税全体の収納率は92.6%と、前年より0.8%の増となっております。滞納者につきましては、訪問徴収等直接面談することにより、納付に対する理解を求めてまいりましたが、納期内納付を推進するとともに、滞納整理についても一層努力してまいりたいと考えています。

また、地方税法の規定に基づき、収納見込みのない者542万5,169円を不納欠損処分とさせていただいております。固定資産税の課税では、平成15年度の評価がえに向けまして、固定資産と標準換地鑑定評価業務委託を行い準備を進め、家屋の評価についても家屋評価システムにより、適正かつ迅速な事務処理を行っております。また、電子帳票システムの構築として、パソコンによる検索や出力を可能にし、文書保存の小スペース化、効率的な管理と長期保存を可能にする電子帳票システムを導入しております。

また、適正な課税、徴収事務の執行のために電算処理量を執行しており、今後もより一層適正な課税と収納率向上に努めてまいりたいと考えています。なお、自動交付機による税関係の証明については、休日及び時間外の交付を行い、住民サービスの向上にも努めております。

続きまして60ページをお願いいたします。

第3項の戸籍住民基本台帳費、第1目の戸籍住民基本台帳費でございますが、予算現額6,000万3,000円に対しまして、決算額は5,877万5,552円、執行率は97.9%でございます。住民基本台帳事務に関する発行や住民票等の処理は、住民記録の電算システムや戸籍の事務処理システムにより、敏速な窓口対応と的確な事務処理に努めたところでございます。住民基本台帳ネットワークの構築に向けまして、既存住基システムの改造、県用住基システムに基づく整備、CSサーバー端末の整備、統一文字対応テーブル整備を行うとともに、市町村総合運用テストを行い、平成14年8月5日の第一次稼働に向けて対応を進めたところでございます。また、自動交付機の設置により、窓口事務の効率を図り、閉庁時間帯の住民サービスの向上に努めているところでございます。

次に62ページでございます。

第4項の選挙費でございますが、予算現額は1,853万4,000円に対しまして決算額は1,823万9,176円で、執行率は98.4%となっております。第1目の選挙管理委員会費では、予算現額172万4,000円に対しまして、決算額は145万620円、執行率は84.1%となっております。選挙管理委員会の運営等によります経費でございまして、定期登録時、定期的な委員会の開催や研修会を初め、町長選挙、参議院議員通常選挙の適正かつ的確な執行を図るため、委員会を延べ14回開催いたしました。

次に第2目の常時啓発費でございますが、予算現額10万5,000円に対しまして決算額は10万800円、執行率は96%となっております。明るい選挙啓発の推進といたしまして、幼稚園と保育園児へ「めいすいくん」キャラクターのぬりえ配付による親権者への選挙啓発を初め、新成人への白バラノートや選挙啓発資料の配布による選挙の仕組みや選挙違反防止等の啓発・啓蒙や、明るい選挙推進協議会委員によります街頭啓発を行うとともに委員研修も行い、委員の資質向上にも努めてきたところでございます。また、小・中学生の児童と生徒にも選挙への理解・関心を深めていただくため、「明るい選挙」を題材としたポスターの募集を行い、より一層啓発の推進に努めたところでござ

います。

次に63ページの第3目の町長選挙費についてであります。予算現額544万6,000円に対しまして決算額は544万938円で、執行率は99.9%でございます。平成13年10月21日の町長選挙の執行に要した経費でございます。

次に第4目、参議院議員選挙費でございます。予算現額1,125万9,000円に対しまして決算額1,124万6,818円です。執行率は、99.8%となっております。平成13年7月29日の参議院議員通常選挙の執行に要した経費でございます。

次に64ページ、第5項の統計調査費でございます。項全体では予算現額134万円に対しまして決算額は92万994円で、執行率は68.7%となっております。

まず第1目の統計調査総務費でございますが、予算現額1万4,000円に対しまして決算額は1万1,500円で、執行率は82.1%となっております。

第2目の指定統計調査費では、予算現額132万6,000円に対しまして決算額は90万9,494円で、執行率は68.5%となっております。事業所・企業統計調査、工業統計及び本年度実施予定の商業統計予備調査等も指定統計調査を行ったところでございます。

次に65ページの第6項の監査委員費であります。

第1目監査委員費は、予算現額1,069万7,000円に対しまして決算額は1,050万9,433円で、執行率は98.2%となっております。決算額の内容調べとしましては、決算委員報酬及び職員の人件費が主なものでございます。

以上、総務費の説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りたいと思います。

○山本委員長 説明が終わりました。質疑は休憩の後というふうに思っております。

午後1時まで休憩といたします。

(午後 0時04分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○山本委員長 それでは再開をいたします。

第2款 総務費について、委員の皆さんに質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 成果報告書の37ページの方に地域集会所施設整備の支援ということで3

件、292万8,000円上げていただいています。以前に私、補助金の条例が改正されてから、そういう建設に関しての補助金を出されたことがありますかということをお願いしたときに、竜田川ネオポリスの件でそのときにも言っていただいていたと思うんですけども、このところで竜田川ネオポリスの集会所が入っているのかどうか。それで、入っておるのであれば、補助された金額は幾らなのかということを確認させていただきたいと思うんですが。

○山本委員長 吉田参事。

○吉田総務課参事 13年度におきまして、竜田川ネオポリス自治会は入っております。補助金といたしましては157万8,000円でございます。

以上でございます。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 この集会所につきましては、多分自治会が平群町と一緒にひっついておられて、集会所も建てられたときには、そういう意味では平群町に所在している自治会が、平群町からも補助金を受けて建設をするというような状況に多分なっているんだろうと思うんですけど、そういうときに、斑鳩町がそういう斑鳩町に属する部分の方に補助金を出すときに、どういうふうな考え方で出されているのかということが全く私にはわからないものですから、そういうちょっと他の行政区と重なっているところの考え方というんですが、行政として事務の中でどんなふうに流れていっているのか、ちょっと事務の流れも含めて教えていただきたいと思います。

○山本委員長 吉田参事。

○吉田総務課参事 この竜田ネオポリス自治会におきましては、平群町と斑鳩町がございます。その中で、全体といたしまして118世帯、118戸ございます。そのうち斑鳩町につきましては17戸、17世帯ですので世帯数で案分いたしまして、全体の建築額が2,190万9,090円となるわけです。それによりまして世帯で割りますと、その2分の1ということで、斑鳩町の場合は157万8,000円を補助金として交付しております。

それで、平群町と斑鳩町は覚書も締結しております。それと、自治会の方におきましても平群のネオポリス自治会と斑鳩町のネオポリス自治会におきましても覚書を締結されております。

以上でございます。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 斑鳩町はそういう形で出させていただいたということなんですけど、平群町の方の施設整備の補助金の条例を見る中では、斑鳩町とかなり助成する金額なんかの違いが大きくあると思うんです。そのところで平群町、斑鳩町がこれぐらい、世帯17戸とおっしゃってるから、ほとんど戸数的には平群町なんです。補助金の割合というのか、平群町がどんだけ出されたかわからないんですけども、その辺が別に斑鳩町が何ぼ出そうが、平群町は平群町の条例に基づいて出そうが、そういうところについては問題なくネオポリスという自治会に対して斑鳩町は157万8,000円という金額を補助したというふうに考えていいのかどうか。その辺のちょっと、平群町と斑鳩町との助成の仕方が、金額とかかなり違うから、その辺は整合がとれてあるのかどうか。

○山本委員長 吉田参事。

○吉田総務課参事 今、里川委員がおっしゃったとおり、平群町の場合は補助金の額はちょっと覚えておりませんが、確かに安く補助をされておると思います。それにつきましては、当初どちらの自治会も来られて、斑鳩町の補助は今の集会所補助金の2分の1、それと平群町は安いんですけども、その補助金で建設していくということで合意がなされたと聞いております。それで、126平米ぐらいの集会所が出来上がったということです。

以上でございます。

○山本委員長 よろしいですか。

○里川委員 はい、わかりました。

○山本委員長 ほか、委員さんの方からございますか。

西谷委員。

○西谷委員 ちょっと4点ほどお聞きしたいと思います。

まず、37ページのコミュニティバスの乗車人員が2割以上にふえた。これは成果としては喜ばしいんですけど、具体的に数字を分析する中で、この伸びた原因はどの辺にあるのかというのをまずお尋ねしたいと思います。

それと、38ページの出前講座をされているんですけど、41件のこれのとりは、合計でどれぐらいの住民の方が参加されたのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、48ページの文化芸術の創造・普及等の文化活動を促進するために、新たに設立された文化団体の補助をするということで5団体されてるんですが、これのどうい

う団体が新しく設立されたのかということ。その名称と団体の活動内容、それと代表者のお名前を聞かせていただきたい。

それと、51ページの交通量調査におけるこれまでの推移と、その交通量調査の分析した結果、町としては町の交通網のどの辺に、この交通量調査から問題があると町は考えておられるのか。この4点についてお尋ねします。

○山本委員長 吉田参事。

○吉田総務課参事 1点目のコミュニティバスの件でございますが、これにつきましては平成12年から試行期間ということで、運行経路等を見直す中で、12年度は一方通行に4回巡回しておりました。それと、13年度からは2回の方は同じ方向で走って、今度反対まわりで2回巡回させた件と、もう一つは、福祉バスを申し込み制にされてコミュニティバスを利用されているという状況でございます。それが今であれば1日約90名から100名ということで利用されております。

それと、出前講座につきましては、41件申し込みがありまして、一回するのは大体20名程度ということで、大体約800名参加をされております。

以上でございます。

○山本委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 委員仰せの20万円ですけども、1つはコールいかるがで、代表者は荒井さんです。もう一つは劇団いかるが、これが中野さん。もう一つは和慶会、代表者は今井さんです。それと、和太鼓いかるがです。これ、今は竹内さん。それと、斑鳩町美術協会、川西さん。この5団体です。

交通量でありますけども、今年度交通量調査を実施いたしましたのは、14カ所の交差点でさせていただきました。その交通量、今までとの推移については、まだ分析はやってないです。交差点の交通量は出しましたけども、次に同じ調査をしたときに分析をやると思うんですけど、今の何年かに毎年やっておりました服部口とか、それとの台数云々は出ておりますけども、もう少し詳しい調査をやりましたので、分析までは出しておりません。

○山本委員長 西谷委員。

○西谷委員 今、文化団体の部分についてですが、ちょっと趣旨で文化団体の創造・普及及び文化活動の新たに設立されたという部分の中では、新たに設立されているというのはコールいかるがと美術協会、ちょっとその趣旨とは違うん違うかなという気がする。

○池田企画財政課長 趣旨に書いておりますのは、新たに設立したものについては5年間に限り補助金を出すということでやっておりましたので、例えばコールいかるがでしたら、もう今平成13年度で終わりになりますから。

出てない方は平成12年から設立されておりますので、5年間だけすると。それでご理解賜りたい。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 ページを言ったらいいんですか。ちょっとページにかかわらずにということになると思うんですけども。財政の支出の関係についてはお聞きしたいのではないんです。問題は行政の事業事務執行についての考え方なり認識について尋ねたいんですが。

人権の問題なんです。結局、斑鳩町の住民の人権意識は高いのか低いのか。どういうふうに認識されているのかなというふうに思うんです。出前講座の関係も見てみましても、人権講座なんかについては全然1件の要請も入っていませんし、人権相談の関係についても1件もございません。この関係についてかつて私の記憶では、幸いなことには人権についてのそういう関係がありませんと、答弁を受けたこともないんですけども、これは幸いなことであるとすれば、それは人権意識が非常に高くてもそういう問題がないんだという受け取り方ができますし、もう一つは、こういうことがないということは、全く関心を持っていないから、そういうことが全然意識が低いということにもつながる問題だと思いますが、どちらにもとれると思うんです。しかも、行政の取り組み自体を見てみますと、たてよこの連携が不十分ではないのかなというふうに思うんです。

例えば、総務で人権擁護委員の関係これを見てみますと、そういうことが基礎と変えることと何とかという理解、1回ずつあった会議。ところがほとんど、人権擁護委員というのは活動内容というのは依然と出てこないし、人権擁護委員は各種団体との連携をどうとっているのかということが全然見えてこない。ところが縦の関係で、特に社会教育委員会の同和教育の関係などについては、むしろ地域に割り当てして毎年2回として、2年に1回ずつは必ずそういった教育のものを出すというふうな体制をとらせている。そういうことに対応するために、例えば私の方の自治会の関係では、いわゆる人権担当役員というのをわざわざ決めて、それらにこたえようというのは体制などをとっているんですけども、実際は町としてはどうなんだろうか。

青少年問題協議会の関係もいろいろ体制を立て直したという、そこでの資料を見ますと、総会が1回、常任委員会1回。ぼくは常任委員会では、各部会を必ず持たれている

というふうに思うんですけど、具体的にそういう関係についてはどういうふうにされているのやということを思いますし、社会教育委員会の関係を見ましても人権擁護委員との関係などについて1つもないということで、縦の関係ではそれぞれの部署でやられている動きはあることは承知しているんですけども、ある地域では全然ゼロに等しいというふうな姿が出ていて、それぞれ、きのうも町長の答弁にありましたね。事業を開催して、あるいは計画をして会議をやっていても、なかなか人を集めるのは難しいんだということで、この種の関係、非常にやっぱり参加状況はよくないと思う。

そういう面から見て、一体斑鳩町のこういう人権意識の関係というのは、高いと言えるのか低いと言えるのか、無関心層が多いと言えるのか、どういうふうに認識されているんだろう。それをどう認識をしたから、こういう計画で実行をされているかということについて感想あたり、あるいは意見なり見解なりがあったら聞かせてほしいと、こう思うんです。

○山本委員長 町長。

○小城町長 松田委員のご指摘のように、こういう種の問題は、やっぱり難しい問題があると思います。なるほど、今現時点は私はずっと見ていますけれども、無関心層が多いということもございます。

ただ、やっぱりそういう地区別懇談会等については、各自治会に割り当てていくことで、必ずこういうことをしてまいりますから、ある程度寄っていただく。それでもなかなか集まってこないというのが現状でございます。そういう担当される方が非常にご努力をいただいておりますというのが現状でございますし。ただ、人権問題等についてもいろいろとありますけども、人権擁護の方に相談するというよりも、最近無料法律相談がありますから、この法律相談の方に非常に申し込み者が多いという現状。それも今、月1回を月2回に回数をふやしてきておりますし、そこらの関係等、やっぱり人になかなか言えない、あるいはそういうことを聞いてもらえないというのか、聞いてもらえる中でもなかなかそういうことを勇気を持って行けないというようなこともございましょうし、確かに今おっしゃられているとおりに、町としてもいろいろそういう啓発はしていますものの、なかなか無関心層が多いのではないかと。割に高齢者の方はおられますものの、若い世代等は通勤をされている関係等、昼間は家にはほとんどおらないという状況も考えますと、今質問者がおっしゃっていただくように、私もやっぱりその斑鳩町は、何も別にそういう点では問題がないということから我々会合を聞いても関心のあるものにつ

いては高いけど関心のないものは人が寄ってこないというのが現状でございます。

特に、人権意識の啓発等については、いろいろと啓発活動をしながらかやっていますものの、集りが悪い。それをどう打開するかということで、いつもこういう会議をしなから、人が自然と集まってもらえる環境づくりをどうしたらいいのかということも提案するわけです。まさにおっしゃっていただくように、私もやっぱり町民の方の中でそういう点では無関心の方が多いのではないかと考えています。それをいかにこれからしていくかということがこれからの課題だと思っていますけども、なかなか難しい問題です。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 斑鳩町の実態について、いろいろかなり分析をして判断を出されているようですから、そのことについて私は異論はありません。

ただ、ややもするとこの種の関係については毎年ずっと行ってまいりますと、同じようなことが繰り返されていくということだけは言えると思うんです。それでまた、毎年繰り返された状態での報告を聞いているというふうに思うんです。ところが、ではどうしたらいいのかという関係について、具体的にやっぱり議論をして、しかも何かしらの方策、そこに課題があつて方策をしていこうというような関係が十分検討されていかなければいかんのではないかな。

特に最近言われているような状態で見ますと、これは例なんですけども、やっぱり家庭内暴力の関係だとか、いろいろ課題であるとするならば、そのことを一つずつ防ぐために一体どうしたらいいのかというような焦点とか。窓口を広げることは結構なんですけども、やっぱりもうひとつ絞ってみて、そして斑鳩町でもっともお互いにいいですか、家庭内暴力に重点を置いてやってみようやないかというようなことなどをとりあえずやっていくというふうなことも1つの検討の材料になってもいいんと違うかなというふうに思うんです。

そして、できるだけマンネリ化して形式的にずっと予算を組んで、ずっと行くようなことにつきましては、極力避けなくてははいけない。先ほど言いましたような体制をとるように、お互い努めていくべきではないかということをお私は思っているんです。だから、そういう気持ちで申し上げておきたいと思うんです。

2つ目の関係は、今よく言われているんですけども、男女参画社会の関係なんです。男女参画社会の云々というようなことについては、このごろこのことを言わなければ知識人ではないぐらいに、どこでもあつちでもこつちでも言われているんです。きのうも

よく言われていました。しかし、推進委員の関係の構成、積極的にやっているというふう
に言われているんですけども、どういう構成になっているのでしょうか。

それと、推進本部の関係ですね。何か助役さんを中心にして持っているんやと言って
おいでになるけれども、どういう組織で推進本部が置かれているんやろうかということ
について、確か説明もあったように思いますけども、もう一回ちょっと言ってもらえま
せんでしょうか。

○山本委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 まず、推進本部でありますけども、助役さんを本部長として、あ
と、部課長は全部委員になっております。男女共同参画社会推進委員さんですけども、
これらにつきましては各界から今7人出ていただいております。2名が一般公募でやっ
ております。委員さんにつきましては、弁護士の本多さん、あと中西さん、そして山本
さん、楨村先生です。あと、一般公募で大方さんと藤田さん、こういうメンバー構成。

○松田委員 僕は、推進委員のいろいろな面でも、協議会のことについて思うんですが、
どんなことを言われておるのか。男女共同参画社会について、推進をしていこうという
構成がそれでいいんかどうかという疑念について、メスを入れないといかんのではない
か。有名人ばかり集めてても、僕は男女参画社会の推進になっていかんのと違うか。
例えば、斑鳩町で女性の関係なんかに来て、本当にそのことに自覚してもらわないとい
かんのは、婦人会あたりからと違いますか。婦人会という名前そのものについても疑問
も何も感じんと婦人会、婦人会と言っているわけでしょう。このごろいろいろあって女
性部会とかいろいろ変えてきているのに、行政の関係はいつもそういうことや。そうい
う人々の関係をそのようにまだ残してくるということでは、そこで男女参画社会と言っ
たって、あかんわけや言ったら。それで、皆さんが期待している人権にならないと思っ
たんです。

だから、そういう意味で推進委員会というものが、むしろ推進のリーダー格の人々で
あると思います、今言われているような関係の人らはね。それよりも、そのリーダーの
もとに集まって本当に推進をして行こうという実施団体の人々の活用ということを考え
たことを考えていかないといけないのと違うかなというふうに思うので、そういう発想
が出てこないということは一体何なのかというと、推進本部だ。推進本部の関係にして、
今やっておりますとあかんということではないですよ。結構なんですけど、それらの人々
が男女共同参画社会というのを家庭においてもどれだけ実践していくのだろう。そうい

う人々が入っているんだろうか。

うちの場合は、課長でも女の人がいるから、一人だけ入っているんだと思うけども、あとみんな男の者ばかりくっついて、そしてそこへ行って推進だと。本当にそういうことになるのだろうか。これは実態に合わないと思うんです。もっと男女の関係というのは、推進をしようという関係についてもどこで問題が出て、どういうことがあるのかということをお互いにしようと思ったら、男だけで考えていてもあかんわけやな、ある意味では気がつかないこともあるわけ。こういうことになってくると、本当に推進本部ということになって、行政がリーダーになろうというなら、多少は構成も考えて。よくもこんな人が男女推進委員会の推進本部の役員でございますというような顔していられるなという人があるのかもわかりません。

手を挙げて、私は絶対だというて自信を持って手を挙げられた方が何人おるんだと。あるいは、奥さんに聞いてみて、一体うちのお父さんは絶対にそんなこと、それはそうですと、ちゃんとそれはやっていますというふうに言えるかどうかというと、僕は問題はあと思うんです。だから、そういう意味でしっかりもう少し推進本部そのものについても格好だけ言っているのではなしに、もっと実際的には、本当に実践的に。それで、何が問題なのかをきっちり把握できる状態として言ったんでは、もう少ししっかりして、数さえ合わせばいいということではないんですけども、男性と女性とが同じぐらいの数であって、そして推進を本当にしていこうと。それで、推進本部としての役割を、どういう母体で持ったらいいのかというふうなことを考えてもらわないと、一体推進することがいいのか悪いのかわからんような話が出てきたりもするということから考えますと、やっぱりそのことからまず始めていかないといけないのと違うなという感じがするんですけど、どうなんでしょうかね。だれでも言える人から言ってください。

○山本委員長 助役。

○芳村助役 推進本部の本部長として、お答えします。常日ごろ男女共同参画社会推進本部におきましては、内容における役割が決まっておるわけでございまして、そういう中で男女共同参画社会推進行動計画に係る施策とか企画。また、実施に関することについて協議を重ねております。今もご指摘のように、本部を開く段階においては、女性の課長が一人おられまして、その課長においても、女性の立場からいろいろ意見を申し上げてほしいというようなことでも言ってまいりました。また、そういう形で意見を聞く中で、男女共同参画社会の中の役割を見ていこうということで、本部の中には重要事項

といいますか、そういうことを決めていくということに考えておるわけでございます。

そういうことから、今言われるように、半分半分の男女の人員が参加してもらって、男性、女性からの幅広い意見というのがベターであろうと思いますけども、なかなか女性の方が意見を述べてくれないのが事実でございます。我々は、そういう形の女性などの意見を述べてもらうように誘導をしているわけですけども。そういう感じも含めながら、町の職員の中で女性の意見をいろいろ聞いて、そして、推進本部の役割の中にも取り入れてまいりたいと思いますし、また、男女共同参画委員会においても、それを本部で決めたものを提言といいますか、申し入れを行いまして、いろいろご審議をしていただくということで、町の女と男の未来計画を策定しておりますので、その未来計画に基づいた男女共同参画社会の実現に向けて努力してまいりたいと思っております。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 1つ意見だけは申し上げておきたいと思いますが。推進本部、諸々の猛者がおる助役、部長、課長の男性の中で紅一点と言われるだけの課長一人だけ、女性がいる。よっぽど心臓が強くなかったら、それは言えませんわな。半々にしていても、それはなかなか意見を言ってくれへんのやという認識があるとしたら、それは形だけになってしまうと思う。僕はやっぱり、ではそういう雰囲気というのはなぜなのか、要因はどこにあるのか。運営の仕方が悪いのか、あるいは余りにも威圧的な会議のことになっているのかどうかという関係もあると思う。だから、あるときのある場所においては、よくきょうはみんなものを言ってくれてよかったわという、本当に会議だったらしいなという関係なんかを見てくると、トップのえらい人というのは、ちょっといないときの関係というのはよく出るらしい、そういう話は。いろいろそういった面があるようなんですけど、やっぱり、会議の持ち方、構成についてももう少し知恵を働かすと。一人を入っているからいいなというような認識であって、そのくらい、そこらの押しなべて男の人をけ飛ばしてでも意見をどつと言うふうな、恥ずかしくてそんな心臓までは持って、とてもやないけど言えんぞという形だと思う。

そうすると、隅っこの方でじっとして座ってくるということだけに終わってしまうという会議が多いわけです。だから、構成を考えていかないともいろいろ決まった枠があるようですけど、推進をしようとする限り、そういう改正というのはどうしても必要と違うのかなということを申し上げたいし、そういう工夫、知恵を働かさんなら実行ある推進を期待、男女共同参画社会なんてつくっていけないのと違うかな。

そうしませんと、一方に偏った男女共同参画というのは、変わった性も何も同一視してしまっただけで、男も女も一緒やというふうな関係でどンドンどンドン行かせようとするところに、またいろいろな反発が出てきている。決して僕はそうではないと思えますから、そういう部分についてはもう少し知恵を働かせて、あるいは工夫を凝らしながら推進をするという方法について、意見としていうことを申し上げておきたい、こう思います。

以上です。

○山本委員長 ほか、委員さんの方からございますか。

浅井委員。

○浅井副委員長 52ページの交通安全対策費ですけれども、幼児用の補助装置購入と書いてあるんですが、これはチャイルドシートですが、平成12年と13年の違いが物すごく減っているのは、これはやっぱり少子化の問題か、補助金が今は一般車もよく変わらないので、これだけの件数が減ったのか、この点がわかったら教えてください。

これは、12年だったら264件あって、13年度は82件です。だから、物すごく減っている。3分の1になっているというのは、これは少子化になってこうなったのかそれはわからないけれども、補助が少ないではないか。一般車のやつで補っているのか、その点を教えてください。

○山本委員長 清水課長。

○清水環境対策課長 この関係につきまして、264件の助成件数がございます。13年度は82件ということで、台数的には件数としてやや少なくなっておりますけれども、条例決定、即対応しなければならないという中で、例えば話をいたしますと、100人いる中で90件は即対応されたと。後の10件については、次年度にされたというような経緯で少なく申請されておるといような内容であろうかと思えます。

消費者の補助購入費の限度額といたしましては通常5,000円、または消費税を除いた2分の1という額になっておりますけれども、金額面に当たりましてはさほど高いとか安いとか言われているような内容のものではございません。

それと、このチャイルドシートにつきましては、できるだけ利用者の方には再利用をお願いするところから、年々件数も減ってこようかと思っております。

以上です。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 あと、もう何点かちょっとお聞きしたいんですけれども、43ページにありますホームページの充実のところなんです、アクセス件数も前年度に比べてかなり多くなっていて、それだけコンピューターの普及もありますし、学校での指導もありますし、まさに今みんなが使うようになってきているという風潮なんです。この中に、42ページにもあります町例規集との関係なんですけれども、以前に町例規集の方もホームページの方に載せていくんやという考え方があるということはお聞きしておったわけなんですけれども、この13年度中はどうであったのか、14年度についてどうなっていくのかというようなところの考え方を教えていただきたいんです。

実は私、この間ちょっと下水道条例の勉強をさせてもらうのにあちこちのホームページを見てみたら、条例がホームページで引っ張れるところと引っ張れないところがあったんです。だから、そういうことから言っても、いろいろできるだけ広く公開していただきたいなという思いがあるので、確認をさせていただきたいと思うんです。

それと、46ページにあります女性学セミナーの開催ということでやっていただいた経過がある中で、この上段のセミナーということで参加者12名、後段はセミナー、受講生によるフォーラムということで、約60名ということが書かれているんですけど、このセミナーの内容がちょっとわかりにくいので、最初の12名参加というのは、町の方では参加目標を30人においておられたところが実績として12名であったというふうに評価が出ているんです。その中で、男女共同参画社会づくり団体が発足した、このセミナーを行ったことによる大きな成果であったということが書かれているんですけど、その団体というのはどういうふうなものにとらえるのか。後の受講生によるフォーラムとの関係とか、その辺が私ちょっとわかりにくいものですから、そこのところをちょっと尋ねておきたいと思います。

○山本委員長 西本課長。

○西本総務課長 例規集、データベースのホームページへの掲載のことですけれども、13年度で例規データベースを導入いたしまして、購入したものは年度末ということで、この14年度中にインターネットホームページの方に例規集を載せていくよう、今現在取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○山本委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 まずセミナーでありますけれども、これにつきましては例年町の方

で男女共同参画社会の講座を開催しておりました。平成13年度も同じく講座を開催したわけでありすけども、最終目標としては講座生によるシンポジウムまで自分たちでやらしてもらおうということで、このセミナーを開催をいたしました。今言われたように、参加者30名ということでしたけども、12名しか集まらなかった。結果として、12名で実施したということでありす。この卒業生によるセミナーにつきましては、その方すべてでセミナーを開催していただいたところがございます。

もう一点、セミナーの卒業生というのは一番上段ですけども、12名の受講生とその方のお友達等で将来に男女共同参画社会をもっと自分たちで考えていこうという独自の組織をつくられました。それは別の組織であります。

○山本委員長 ほか、委員さんの方からございますか。

里川委員。

○里川委員 もう一点よろしいですか。今までちょっと経過を聞かせていただいたんですが、ちょっと1点、今度は町税の方の関係なんですけれども、固定資産税の方で、ここにも58ページの方にちょっと載せていただいているわけなんですけれども、住民の方からいろいろな声を聞く中で、先ほど総務部長の説明の中では、固定資産税の評価額は下がったけれども、私もちょっとはつきり聞き取れなかったんですけれども、何かがあって、その関係で税額が上がっているというふうなことをおっしゃられていたと思うんですけど、ただ、町民の方たちの認識としては、固定資産税が、どんどん土地の評価は下がっているのに何でこんなに高いんや、上がっているんやみたいな意見もあったりして。それで、非常に町民税に比べても固定資産税は、収納状況も悪かったなという印象もありましたので、済みません、もう一度固定資産税の内容についてと、それと、徴収状況が悪いことについて、町の方はどういうふうに見ておられるのかということをお聞きしたいと思うんですけれど。

○山本委員長 植嶋課長。

○植嶋税務課長 それでは、まず固定資産税の評価の方法でございますが、固定資産税の算定の基礎につきましては、評価額イコール課税標準額となりますが、平成6年に抜本的な改正がございまして、時価の7割程度にすることとする改正がございました。それまでは時価の2割5分程度だったものが7割になることから、急激に固定資産税が上昇しないよう12年間をかけて徐々に上げるということで、7割程度まで上昇するように負担調整率というものが設けられました。

このことによりまして、課税標準額が、それから現在地価が下落しているにもかかわらず評価額に到達せず、固定資産税が上昇しているという原因となっております。ただ、この固定資産税の評価額を算定する際に地価の下落を考慮し負担水準が設けられ、商業地では評価額の70%程度ということから、課税標準額の評価額の70%になりますと、なった時点で固定資産につきましては頭打ちになるというものでございます。

それから、これ以上下落した場合でございますが、固定資産税が下がってくるというふうに考えております。ただ現在、去年からことしにつきましての下落率が約7.6%程度下落しております。このことによりまして、来年度の固定資産税につきましては、斑鳩町の課税されております約8割程度が頭打ち、ないし少し下落するということになってまいります。

それから、固定資産税の徴収率が非常に低いということでございます。今後徴収率につきましては、前年度が96.2%とことしは落ちたわけでございます。これにつきましては、斑鳩町内だけでなく斑鳩町外の方も納入されてございます。住民税でございますと、収入イコール評価の課税ということになりますが、固定資産につきましては固定資産の保有分について課税しているということでございますので、なかなか現金ということになりますと徴収しにくいという点がございます。そういうことから、若干低いというふうにも考えてきております。

以上です。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 今回の説明で大分私自身は理解をさせていただきました。いろいろなことで大変だとか思うんですけども、またちょっと徴収の方でも努力をしていっていただきたいと思えます。

それと、これは決算ですのでもう一点お聞きしたいんです。61ページにあります住民基本台帳ネットワークの構築ということで、916万5,664円ということで金額を上げていただいているんですけども、このシステムについての議論はいろいろあったし、あるし、また今後も続いていくことだと思うんですが、それとは別にしまして、この金額というのは町は全額負担なんですか。それとも国の方の流れの中で、これは国の方が一定の金額を出してくれるというような形になっているのか。この部分についてはどういうふうな割合になっているのかということをお尋ねしておきたいと思えます。

○山本委員長 答弁を求めます。

住民生活部長。

○中井住民生活部長 これの整備にかかります費用としては、町費の方ですべて賄っているということではあります。ただ、交付税算入をされているということで聞いておりますけれども、その交付税算入をされている金額が、費用がどれだけこれの分に入っているかどうかというのまでは確認ができない状況となっております。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 そしたら、これはずっと確認ができないで、国の方がいわば何割程度国の方が負担してくれているかということもわからないまま、町の方はこれを続けて予算、決算をしていかないといけないというふうに、そういうあいまいな状況でやっていかないといけないというふうに今後も私の方は考えておたらいいんですか。

それと、全国の情報センターです。あそこの維持管理費も市町村負担というふうに聞いているんですけど、そこらの費用のことについても、まだどういうふうになるんでしょうかね。この中に含まれているのかどうか、ちょっとその辺を含めて。

○山本委員長 住民生活部長。

○中井住民生活部長 交付税に算入されております委員からのご指摘の関係につきましては、企画財政課長の方でお答えをさせていただきます。全国の関係、組織の分ですけども、これにつきましては委員からありましたような形ではなしに、市町村でそれを支出していくということでは、我々としては聞いておらないし、確認もしておらない状況でございます。

○山本委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 住民台帳費にかかる住基ネットという関係であります。ご存じのように、交付税につきましては各費目積み上げてまいります。例えば、住民台帳費の中に入っていると思うんです、住民台帳費。ちょっと12年度は比較ではないので13年と14年を比較いたしますと、例えば約230万円アップになります。それほど世帯数も変わっておらないようです。これにつきましては、ご存じのように個人あてに郵送する分も入っておりますので。もう少し、12年から13年、ちょっと分析してみまして、もしわかったら議会の方へお知らせしたいと思います。それでよろしいですか。

○里川委員 それで結構です。私としましては、住民の不安とかいろいろな問題があることについても触れられぬ流れの中で法律ができて、町としてはやっていかざるを得な

いことに対してこうやってお金を使っていたかわけです。やっぱりその使っていたお金の中で、やっぱり国の方からの補助金というのか、そういうものも一体どの程度あるのか。コストに関しての心配というのも、そこその年齢の方なんかでしたら、これはお金がかなりかかっているだろうというようなご質問なども受けたりする中では、やっぱりそういうことも含めて私としても認識を持ちたかったということもありますので、後ほど、今課長が言っていた数字については、また教えていただきたいと思えます。

○山本委員長 ほか、委員さんの方からよろしゅうございますか。

済みません、そしたら少し聞かせていただきたいことがあるのでお願いします。

37ページのコミュニティの育成のところなんです、年々自治会に加入されない世帯がふえているということを知っているんですが、13年度の自治会でどの程度世帯をカバーされているのか、それを聞かせてください。

それから、52ページの放置自転車のところなんです、これは処分を自転車もそれから原付もされていると思うんですけども、どういう形で処分をされているのか実態を教えてください。

それから、55ページの青少年悩み事相談の実施のところなんですけれども、これは現場で携わっていただいている皆さんにはとっても御苦労をかけていると思えますし、青少年問題協議会のメンバーの皆さんにも御苦労をかけているというふうには思っているんですけども、最近特に見かけるのが、中学生ぐらいの喫煙です。しかも、かなりいろいろな場面で見かけます。駅はもちろんのこと、コンビニもそうですし、余りそういうことをしたらあかんのやという認識が彼らに全くないような形で見受けることがあるんですけども、私はこの際どういう形で声をかけて、どういう形で彼らに注意を促すのかということについても、私たちはやっぱりトレーニングを受けた方がいいような気がするんです。

この間もテレビとかを見ていましたら、学校の担任が家庭訪問をした途端に、娘さんでしたけれども、マンションから飛びおりた、自殺をしたというニュースで出ていました。そういうことを考えると、指導と言ってもとっても少し前の状態の指導みたいなものはもう通用しないようなので、私たちは一体どういう形で声をかけたらいいのかみたいなことは、ひらばのところで議論をしておいた方がいいのではないかなとも思っていますので、感想を聞かせてください。

題協議会で昨年の夏休みに至りましても、夜行かせていただいた経緯がございます。そのとき私たち、職員また防犯の方、それと西和警察署の方が行っていただいております。まずその中で、先に西和警察署の方が、先に私らを行かせていただいて声をかけさせていただいてということで、先に声をかけていただいております。その中では、いろいろなその場所、場所によって違うんですけども、まず聞かせていただいた中では、未成年者の方につきましては、当然たばこを吸ってはいけませんということで、警察の方とかそういう声かけを先にいただいております。我々その後で、わかった場合については、その方にいろいろお話もさせていただきますけれども、中学生であれば当然中学生の学区の中でそういう話はしていただいていると思いますけれども、感想ということでございますけれども、なかなか難しい声かけということでございます。ケース・バイ・ケースありますけれども、未成年者の方にはそういう声かけを我々する中で、まず警察の方が先に行っていただいております。

その中で警察の方がおられなかったら、当然我々が注意すべきことですので、そのときは当然私として、こういう形で促していくような形をとらせていただいているのが現状でございます。

○山本委員長 住民課長。

○西谷住民課長 自動交付機による証明書の件数でございますが、7,769件のうち土・日・祝日の分でございますが、621件ございました。約8%になっております。

以上です。

○山本委員長 621件が土・日。

○西谷住民課長 そうです。621件が土・日です。

○山本委員長 時間帯の方が。

○西谷住民課長 5時以降の閉庁時ということですか。そこまでは、ちょっと申しわけございませんが、把握はしておりません。

ですから、8時半から平日は8時までご利用いただいておりますので、今言いました7,769件の中にはその分をすべて含んでおります。ですから、8時半から夜の8時までの分が、平日とそして土・日・祝日を含んだのが7,769件ということでございます。ですので、平日の場合も8時半から5時にご利用の件数もございますので、その分はちょっと分けておりません。

○山本委員長 わかりました。

多分、機械のシステムでいつからいつまで発行したというのはわからないのですね。日しかわからないのですね。何日に何枚としかわからなくて、時間でどの程度利用されているかというのはわからないシステムの多分機械。ごめんなさいね。ここの内容のところ、休日、時間外の交付を行い、住民サービスの向上を図ったとあるから、それだったら、それがどの程度のものかというのを知りたいと思ったのがねらいです。

それから済みません。中学生の喫煙の問題については、私もややこしい尋ね方をして大変申しわけなかったと思うんですけども、結局自分だったらどう声をかけるというのを聞きたかった。警察の方はそれなりに専門なんだから、ケース・バイ・ケースで判断して、そのときにどういう声をかけたらいいいのかというのは体験上知っています。でも、私たちが日常的に、私たちは別に青少年委員さんに全部をお任せしたわけではなくて、私たちもかかわらないといけないことではないですか。そのときに、私たちだったらどんなふうに声をかけるということについて聞かせてほしかったというのがあって。最近あるではないですか、ロールプレー、具体的にそういう場面に遭遇したというふうに仮定して、そういう場面を再現する。自分だったらどういうふうに声をかける。それが第三者から見て、果たしてその場面、そのときにそれが最も適切な声かけの仕方だったかどうかというのを勉強していく。そういうことを積み上げていく中で、自分がわかっていくという、そういうことをやっぱり考えた方がいいんじゃないかなということなんです。

それから自転車の件ですけど、ごみとして取り扱うというのは、何か聞いていてとっても何か残念というか、それは再利用はされないんですか。

○清水環境対策課長 以前は外国へとか持っていかれた経緯がございます。最近の自転車につきましては、完璧なというようなものはほとんどございません。タイヤがもうなくなっているとかゆがんであるとかいうようなものが大半なんです。そういったものについては、最終処分場の方でごみ扱いますけれども、期間の過ぎているようなやつでまだ使えそうなやつにつきましては役場、要は今できるだけ自動車等に乗らないで、この近在を現場へ行くときなんかは自転車でというようなことになっておりますので、そういう自転車をあてがっておるといような状態です。

○栗本教育長 先ほど青少年の関係で課長からお答え申し上げましたように、巡回していただいているのはそうしたメンバーで行っていただいて、警察の方は専門でございますので、直接やっていただいております。いろいろな社会の中で、法の中で声をかけて注

意してけがをしたという報道もございます。そうした中で、やっぱり住民の皆さん方は、気にはなるんですけどもなかなか積極的に声をかけていけないという状況があると思います。そうした中で、警察なりあるいはカウンセラーの先生方にご相談申し上げ、また、青少年問題協議会の中でそうした研修も今後とらえていくような方法をまた検討していきたいというふうに思っています。

中学生の喫煙については、これは薬物の利用という、そういうものとあわせて喫煙についての害について十分学校の方で指導はさせていただいておりますけれども、なかなかそれが子供たちの中に浸透しない。まだ薬物というものの怖さといいますか、そういうものをまだ理解し切れない部分もあるのかなという気がするんですけど、学校としてはやっぱりそういう喫煙も含めて、常習的になることの怖さというものを十分指導しておりますし、またこれからも十分そうしたことを踏まえながら指導していきたいというふうに思います。

○山本委員長 わかりました。ほか、委員さんございませんか。

それでは、これをもちまして第2款 総務費についての審査は終わります。

続きまして第3款 民生費について説明を求めます。

住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、平成13年度決算の概要につきまして、主要な施策の報告書に基づきましてご説明を申し上げます。

まず、第3款の民生費についてでございます。

民生費全体の支出済額は13億9,442万2,048円となっております。執行率は94.5%でございます。斑鳩町総合計画の1つであります、すこやかにともに生きる福祉のまちづくりの実現を図るために、生涯福祉の充実に努め、子どもから高齢者、障害を持った人たちなど、だれもがともに助け合いながら安心して温かい触れ合いの中、家庭や地域で生活できるよう、施策の推進に努めたところでございます。

それでは、66ページから68ページをごらんいただきたいと思います。

第1項の社会福祉費、第1目社会福祉総務費でございます。予算現額が2億3,752万円に対しまして、決算額は2億2,015万6,318円で、執行率は92.6%となっております。福祉行政の推進を図るため、福祉基金への準備金であります浄財57万2,000円を積み立て、平成13年度での積立額は3億2,283万3,000円となっております。この基金の運用につきましては、福祉施策の充実

を図るために活用しておりますが、本年度も70歳以上の方に交付しております高齢者優待駐車券交付事業に149万2,000円を充当をさせていただいたところでございます。

また、社会福祉協議会を初めとします各種団体に対しまして補助金を交付することによりまして、地域福祉の推進に努めてまいりました。社会福祉協議会に対しまして補助金の交付額でございますが、4,209万140円でございます。社会福祉協議会の主な事業でございますが、地域福祉の充実として車椅子貸与事業、小地域福祉活動の促進、高齢者の生きがい対策事業等を実施、また、ボランティアの育成や活動支援の促進等でございます。また、福祉思想の普及・啓発といたしまして、「社協だより」を年6回発行をされるとともに、福祉大会や福祉健康ふれあい祭りを開催するなど、ボランティアポスター、作文の募集を行い、普及に努められたところでございます。なお、住民の方からは298件のポスターと102点の作文の応募があったところでございます。さらに、相談事業といたしまして、福祉サービス、介護、税金、年金等の相談として、1,549件をいただいたところでございます。

また、繰出金でございますけれども、7,765万9,953円を制度上の施策に基づきまして繰り出しを行いました。国民健康保険特別会計に係ります職員給与費と財政安定化支援及び出産育児一時金、その他一般会計繰出金に資するために繰り出したものでございます。

次に、69ページの第2目の国民年金事務取扱費でございます。

予算現額2,136万8,000円に対しまして決算額は2,107万3,161円で、執行率は98.6%でございます。国民の平均寿命が伸び、今は国は人生80年代を迎えました。男女ともに世界一の長寿国となり、本格的な高齢社会の到来を迎えることとなりました。こうした中で、老後の所得保障の支柱としての国民年金の果たす役割はますます重要なものとなってきているところでございます。この国民年金制度を長期的かつ安定的なものにするために、事業運営に万全を期する必要があるのではと考えております。

斑鳩町の国民年金第1号被保険者数は4,482人で、検認率が70.3%と、前年度と比較いたしまして0.9ポイントの減となっておりますが、国民年金保険料の収納対策としまして、保険料未納者に対し未納通知書の発行や戸別訪問等による収納の強化に努めました。また、国民年金制度を正しく理解していただくために、町広報紙や年金やまと及び各種パンフレット等を活用する中で、県並びに社会保険事務所とも連携をしながら

普及・啓発に努めているところでございます。なお、学生の保険料免除制度でございますが、親の収入によっていたものから、学生本人の収入により免除される納付特例制度に改正をされました。平成12年度では、免除申請者が351人と大幅にふえ、平成13年度におきましても385人と、34人の増となったところでございます。

次に、70ページから75ページでございます。

第3目、老人福祉費でございます。予算現額2億3,782万2,000円に対しまして決算額は2億2,544万8,376円で、執行率は94.7%でございます。高齢福祉の増進を図るため、地域の高齢者が自立し充実した生活が送れるよう、地域ケア体制づくり、高齢者の生きがいつくり、介護保険サービスの推進、介護予防、生活支援及び各介護支援の推進等の各事業に取り組みました。地域ケア体制づくりとしましては、要援護高齢者やその家族等が各種保険福祉サービスを総合的に相談できるよう、「在宅介護支援センター」、基幹型と地域型、各1箇所委託をし運営をしているところでございます。また、地域ぐるみの福祉活動を進めるため、ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置等の設置に努めました。高齢者の生きがいつくりでは、高齢者の社会参加を促進するため、70歳以上の方を対象に、「高齢者優待乗車券」を交付いたしました。また、高齢者の就労、社会参加を支援するため、シルバー人材センターと老人クラブの活動に対し助成を行い、さらに高齢者を敬愛し長寿を祝うため、9月15日、いかるがホールで敬老会を開催し、参加者の皆さんに楽しい一時を過ごしていただいたところでございます。

介護保険サービスの推進といたしまして、介護サービスの質の向上や適正な実施を確保するため、要介護認定者を対象に実施したアンケートの調査結果を居宅介護支援事業者に郵送し、利用者ニーズに伝えたところでございます。また、介護保険サービスの中でも特に低所得者のホームヘルプサービスの利用料の一部について、昨年度より対象者を拡大して助成を行い、介護保険サービスの円滑な事業を支援いたしました。

介護予防・生活支援の推進としましては、要援護高齢者やひとり暮らし高齢者の生活を支援するため、シルバー人材センターの援助員を派遣して、軽易な日常生活の援助を行う「軽度生活援助事業」自宅に訪問して昼食を提供するとともに、高齢者の安否確認を行います「配食サービス」居宅に乳酸菌飲料を配付しながら安否確認を行います「愛の訪問サービス」美容師等が居宅に訪問する「訪問理美容サービス」寝具の衛生管理のための「寝具洗濯乾燥等サービス」等を実施したところでございます。

また、介護予防といたしまして、介護保険の対象とならない人を対象に、ホームヘル

パーを居宅に派遣いたします「生活管理指導員派遣支援サービス」養護老人ホームに短期間宿泊する「生活管理指導安否宿泊サービス」を実施いたしました。さらに高齢者の社会的孤立感の解消、自立支援を目指しまして、「地域住民グループ支援事業」を実施し、小地域福祉会の活性化を図りました。また、平成13年度からは自立支援訓練事業といたしまして、外食に頼りがちな単身者、特に男性の方に対しまして、自分で料理がつかれ、より自立した生活を送るための高齢者男性料理教室を開催をすることによりまして、男性高齢者の介護予防を図ったところがございます。また、保健センターにおきましても心身機能の維持・回復に必要な運動訓練を行い、日常生活の自立を助け、要介護状態に移行しないよう、予防のリハビリ教室を98回開催し、延べ1,506の方が参加をされました。理学療法士を中心に歩行訓練、バランス訓練、多種の筋力強化などといったプログラムを実施いたしますとともに、半身麻痺、痴呆その他の疾病による閉じこもりを防ぐため、ゲームや遊びを取り入れました「遊びリテーション」を中心としたリハビリ教室も実施をし、介護者の参加もあり、介護者同士の交歓の場ともなって、介護者の交流の輪も広がっているところがございます。さらに、日常生活における食事・運動等によります生活習慣の改善についても啓発に努めてまいりました。

家族介護支援の推進といたしましては、常時失禁状態にあります高齢者の方を介護している人を対象に、紙おむつ等の支給事業を実施しました。また、介護保険の要介護4または5の認定を受けた高齢者を介護している人に介護手当を支給し、在宅介護を支援いたしました。平成13年度からは介護保険の要介護4または5の認定を受けた高齢者の方が介護保険サービスを過去1年間利用しなかった場合で、在宅で現に介護されている家族に家族介護慰労金を支給をいたしております。さらに、痴呆性高齢者を介護している人を対象に、徘徊された場合にその居場所を早期に発見できるシステムの使用料を助成する徘徊高齢者家族支援サービスも開始をいたしました。老人保健特別会計に老人保健法の制度に基づき、町負担分といたしまして1億1,437万4,177円の繰り出しを行ったところでもございます。

次に76ページの第4目、老人憩いの家運営費でございます。

予算現額は2,004万6,000円に対しまして決算額は1,929万5,001円で、96.2%の執行率となっております。年間291日開館をいたしまして、東西を合わせて延べ4万1,233人の方にご利用をいただきました。衛生面などに注意をしながら、運営には万全を期しているところがございます。

次に、第5目の新生活振興費でございます。

予算現額13万5,000円に対しまして、100%の執行率となっているところでございます。本年度の生活学校の会員数は83名の方がおられ、ごみ減量化等を初めとします環境問題や消費者問題といった身近に起こる問題につきまして、研修会や施設見学等を実施されました。何が豊かな生活であるかを考え、住みよい地域づくりの推進に努めていただいたところでございます。

次に、77ページの第6目の医療対策費でございます。

予算現額1億91万8,000円に対しまして決算額は9,479万6,498円で、93.9%の執行率でございます。当該目におきまして、支出の大部分を占めておりますのが医療費でございます。健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的といたしまして、老人、乳幼児、母子家庭、心身障害者、精神障害者の方々の医療費の一部を助成をしたところでございます。

次に78ページの第7目、同和対策費でございます。

予算現額565万2,000円に対しまして決算額は562万266円で、執行率は99.4%となっております。町民の方々に同和問題を初めとしますあらゆる差別をなくすために、啓発活動や「差別をなくす町民集会」及び「人権講演会」を開催をいたしますとともに、毎月11日の「人権を確かめ合う日」には、庁内放送や広報車によりまして街頭啓発を行うなど、啓発活動に努めたところでございます。また、各種研修会にも積極的に参加し、意識の高揚にも努めたところでございます。なお、安堵町が実施をいたしております小集落地区改良事業に対しまして、その事業に要します斑鳩町の負担分として、400万円の支出も行っているところでございます。

次に、第8目、国民健康保険医療助成費でございます。

予算現額6,289万5,000円に対しまして決算額は6,289万3,740円で、99.9%の執行率でございます。国民健康保険特別会計の保険基盤安定に資するため、一般被保険者国民健康保険税の軽減相当額の繰り出しを行いました。

次に第9目、あゆみの家管理運営費でございます。

予算現額310万9,000円に対しまして決算額は307万7,717円で、98.9%の執行率となっております。あゆみの家は、斑鳩町福祉作業所と療育教室の活動場所として利用をいただいているところでございます。斑鳩町福祉作業所では、指導員やボランティアの協力により、作業を通じて必要な訓練を行い、障害者の自立の助長を図

っているところでございます。また、療育教室では、心身の発達などについて心配のある幼児に対して、遊びを通じた習慣・訓練等により、身体の発達、知的活動、情緒の安定、社会生活などの調和的発達に努めているところでございます。

次に、79ページの第10目、福祉会館管理運営費でございます。

予算現額233万5,000円に対しまして決算額は229万3,153円で、執行率は98.2%でございます。福祉会館は、社会福祉協議会に管理を委託し、福祉活動の拠点として、また、福祉団体やボランティアグループ等の活動の場として活用いただいているところであります。デイサービス遊樂の実施や和（やわらぎ）昼食会等も行われ、年間の利用団体は延べ308団体で、4,236人の方の利用がありました。

次に、79ページから83ページの第11目、障害福祉費でございます。

予算現額が1億679万円に対しまして決算額は9,667万3,142円で、執行率は90.5%となっております。障害者の方々が家庭や地域社会の中で安心して暮らせるように、その施策の充実に努めたところでございます。在宅で介護を必要とします心身障害者（児）を対象に障害者ホームヘルプサービス、及び障害者移動入浴サービスを社会福祉協議会に委託をして実施をいたしております。また、障害者社会参加促進事業として、重度身体障害者の移動支援事業、運転免許取得費及び自動車改造費助成事業を実施をいたしました。福祉作業所への補助金は、虹の家と斑鳩町福祉作業所への補助となっているところでございます。虹の家では8名、斑鳩町福祉作業所では12名の障害者の方が通所され、さまざまな活動を通して社会参加の促進を図っておられるところでございます。

在宅身体障害者（児）に対しまして福祉サービスといたしまして、福祉電話、福祉タクシー、日常生活用具等の助成を行っております。また、身体障害者1級から3級及び療育手帳A・Bの所持者581人の方に対しまして、重度心身障害者福祉年金の支給も行ったところでございます。障害者の方々のレクリエーション及び交流の事業として、「身体障害者ふれあいの集い」を奈良県川上村で、ホテル杉の湯へ日帰りを実施をいたしました。介護者を含め182名の参加がありました。また、「心身障害者（児）のふれあいの集い」を愛知県蒲郡市へ1泊2日で実施をいたし、介護者を含めまして55名の参加がありました。いずれの事業につきましても障害者・介護者の方々には楽しんでいただけたものと、このように思っております。障害者の明るい暮らしの推進事業といたしまして、聴覚や言語障害を持つ方のために、職場内に手話通訳者を配置し、庁内での窓口

業務の対応のほか、学校・病院等に要請に応じて派遣いたしますとともに、各種講演会等での手話通訳の実施をいたしたところでございます。

身体障害者保護措置費といたしましては、身体障害者更生援護施設への入所者15人に対しまして、措置費用として4,189万5,141円を支出しております。また、日常生活の便宜を図り、障害のある部分を補うための補装具交付事業として、559万30円の支出を行いました。

次に、84ページの第12目ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費であります。予算現額3,560万6,000円に対しまして、決算額は3,487万4,694円で、執行率は97.9%となっております。住民の健康づくり、ふれあいづくり、地域文化づくりを促進し、多世代間の交流を図る目的の施設でございます。多くの方にご利用をいただいたところでもございます。浴場につきましては、高齢者から子供まで幅広くご利用をいただき、13年度で3万7,829名の方のご利用があり、前年と比較いたしますと1,837人の方の増となっております。また、小広間・娯楽室につきましても各種団体やグループでの研修会や会合に利用していただきまして、娯楽室は901件で3,599人の方に、小広間は128件で1,640人の方の利用をいただいたところでございます。今後も多くの方に喜んでご利用いただけるよう、また、サービスの低下を招くことのないよう、効率的な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、13目の介護保険事業繰出費でございます。

予算現額2億1,438万円に対しまして決算額は1億9,185万4,508円で、89.4%の執行率となっております。介護保険事業特別会計事業勘定にかかわります介護給付費、職員給与費、事務費等に要します所要額を当科目により繰り出しを行いまして、介護保険事業の円滑な推進に努めたところでございます。

次に、85ページでございます。

第2項の児童福祉費の第1目の児童福祉総務費でございます。

予算現額が1,781万5,000円に対しまして決算額は1,705万4,828円で、98.2%の執行率でございます。支出の主なものは、職員の人件費でございます。また、母子・父子福祉の推進につきましては、遺児福祉年金を両親のいない遺児にありましては、1人当たり年額3万6,000円、片親のいない遺児にありましては1人当たり年額1万8,000円の給付を行い、遺児の自立の支援をいたしたところでございます。対象児童は40人であります。対象世帯は27世帯となっているところでございます。

次に、第2目、児童手当費でございます。

予算現額7,563万3,000円に対しまして決算額は7,516万6,493円で、執行率は99.3%でございます。児童の健全な育成と資質の向上を願い、3歳未満の人を対象にいたしまして、児童手当の給付を471人、3歳以上義務教育就学前までの児童を対象にした児童手当の給付を624人に対して行ったところでございます。

次に、86、87ページの第3目、保育園費でございます。

予算現額3億1,909万7,000円に対しまして決算額は3億941万7,258円で、執行率は96.9%でございます。保育の充実を図るため、両保育園の園児270人を受け入れ、未満児保育、長時間保育、延長保育の充実に努めますとともに、保護者の多様なニーズや緊急時等への対応として、一時的保育事業の実施も行ったところでございます。また、保護者を初め、地域での子育て支援のために、子育て相談室や家庭支援講座を開催をいたしますとともに、高齢者との交流も行い、より地域に根ざし、地域に開かれた保育園を目指して、その運営に努めたところでもございます。また、保育園の運営につきましては、常に園児の安全と衛生面に十分な注意を払いながら、日々保育運営に携わったところでございます。

午前8時から午後6時半までを保育いたします長時間保育の園児数でございますけれども、たつた保育園では119人のうち100人が、あわ保育園では151人のうち131人の利用となっております。延長保育は、たつた保育園で延べ50人、あわ保育園では延べ186人となっております。一時的保育事業につきましては、あわ保育園などで実施をいたしておりますが、延べ67人、延べ日数で437日の利用があったところでございます。また、保護者の勤務の都合等によりまして、多様な保育ニーズに対応するため、市町村を含めまして保育を行います管外保育の実施につきましては、11の市町村へ49人の保育委託を行いまして、2,844万1,580円の支出を行ったところでございます。また、大阪教育大学附属小学校の悲惨な事件を教訓といたしまして、当町の保育所運営につきまして、園児等の安全確保のため、緊急通報装置の設置を行いますとともに、保育園におけます安全管理マニュアルを作成いたしまして、保育士の緊急時に対応等の徹底に努めたところでございます。これに要しました費用は、134万5,400円でございます。

次に、88ページの第4目、一日里親会費でございます。

予算現額47万円に対しまして決算額は42万156円で、執行率は89.3%ござ

います。毎年両親または片親のいない小・中学生を一日楽しく慰安するために実施をいたしております。本年度は大阪府河南町のワールド牧場で一日を過ごし、53名の参加があったところでございます。

次に第5目、学童保育運営費でございます。

予算現額1,396万5,000円に対しまして決算額1,372万1,739円で、98.2%の執行率でございます。放課後及び学校休業日、家庭におきまして保護を受けることができない児童に対しまして生活指導を行い、健全育成に努めたところでございます。入室児童数は、斑鳩学童では69名、西学童では32名、東学童では56名の総数で157名となっております。これを平成12年度と比較をいたしますと、総数で8名の児童の増となっているところでございます。近年の就労形態の変化、女性の社会進出等で年々増加の傾向にあるところでございます。また、保育所と同様に3学童保育室につきましても児童の安全確保のため、緊急通報装置の設置を行ったところでございます。これに要しました費用は101万1,150円でございます。

次に、89ページの第3項、災害救助費についてでございますが、この項目につきましては未執行ということとなっております。

以上で第3款 民生費につきましても説明とさせていただきます。

よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○山本委員長 御苦労さまでした。

45分まで休憩します。

(午後 2時26分 休憩)

(午後 2時45分 再開)

○山本委員長 それでは再開をいたしますが、民生費にかかわるご説明の中で、部長の方からお申し出がございましたのでお受けしたいと思っております。

○中井住民生活部長 成果報告書の84ページでございます。3目の介護保険事業繰出費のところ、施策の実施内容で説明をさせていただいております右の欄でございますけれども、介護保険法の制度上の負担割合に応じて介護給付費の、この数字がちょっと漏れております、12.5をご記入をお願いしたいと思っております。

○山本委員長 それでは説明が終わりましたので、第3款 民生費について委員の皆さんより質疑をお受けいたします。

中川委員。

○中川委員 ちょっと2点ほど教えてもらいたいんですが、国民年金の免除者は、免除してもらったら掛けているのとどうなるんですか。免除してもらっても親が支払うとか、そんなんありますやろ。

○山本委員長 西谷課長。

○西谷住民課長 今、免除をされましたら3分の1が国の方から助成されまして、2年後にまたその分を払いたいということであれば納めることができます。ですので、免除されましたら納めなくてもいいということになる。

年金の期間につきましては、期間としては計算されますけど、先ほど言いました3分の1が金額として算入されます。期間としては入ります。ですから、3分の1の金額の受領額になるということになります。

○中川委員 イコール3分の1を掛けたのと同じということで、そういうことでいいんですか。親が支払わなければならないとか、そんなんはないんですね。

○山本委員長 西谷課長。

○西谷住民課長 はい、そのようなことはございません。

○山本委員長 よろしいですか。ほか、質疑ございますか。

里川委員。

○里川委員 ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

まず、67ページにあります介護保険支給限度額一本化システムの開発ということで、ここに金額を上げていただいているんですけども、このシステムの開発については、こんな金額でできるものではないだろうと思うんですけど、これはどこかが主体になってやったのを分担金として払っているというのか、負担金として払っているというのか、そういうふうな形になっているのか。この開発についてのちょっと状況をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、非常に今年度は介護保険事業以外のところの施策、12年度には利用が少なかった分についてもかなり利用がふえている状況にあると思うんですけど、それにもまして75ページに転倒予防教室の充実ということで、はつらつ運動教室というのを13年度は取り入れてやっていただいたというふうになっていまして、非常に参加なども多いように思うんですけども、この教室についての内容、どういうことをやられているのか、どういう方たちが来ていただけているのかというようなことについても少し興

味がありますので教えていただきたいなと思っています。

それと、78ページにあります同和対策費の中の小集落地区の環境整備ということで、13年度はまた400万円という経費負担をされているんですけども、これにつきましては、この方面の考え方についてはいろいろな私なりに意見・考えもあるんですが、そのことは置いておきまして、今後この事業について法改正があった中で、この事業がどういうふうになっていくのかということを確認させていただきたいと思います。

○山本委員長 答弁を求めます。

野崎課長。

○野崎福祉課長 まず1点目の介護予防の保険支給限度額の一本化システムの開発の件でございますが、これは厚生労働省の方からの補助金、国庫2分の1をもちまして、訪問通所サービス及び短期入所サービスの支給限度の統合に伴いまして、市町村のデータシステムの整備に対する助成を行っていただいているというものでございます。それと、事業主体につきましては市町村でございます。それで、保険システムにおけます保健衛生業務になります資格記録管理費とか、受給者管理及び給付実績管理業務の保険システムの一部に対する改修の事業でございます。

それと、同和対策費の中の小集落地区改良事業の400万円の件でございますが、平成13年度におきまして残事業の一部が完了したことから、安堵町の事業精算を待って、14年度に13年度事業分を支払うこととなりますが、その中で一応400万円、人件費だけを払うということでございます。

○山本委員長 法改正との関係をお尋ねなんですけど。

住民生活部長。

○中井住民生活部長 委員もご承知をいただいておりますように、14年度からは特別立法された分につきましては消滅をしているところで、一般化されている。14年度からにつきましては、そういう財政措置等もしておらないような状況になっていますし、一般化の方で事業実施という形になっておりますので、その絡みの中で人件費につきましては、14年度は予算化をしておらない状況でございますけれども、今現在まだ課長の方から申し上げた残事業の絡みもありますので、その点で事業費につきましては、事業費が確定する中で、斑鳩町の負担分については、その確定を見る中でまた議会にもお願いし、補正等の対応をしていかなければならないのではないかと考えています。

○山本委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 転倒予防教室についてのお尋ねでございます。

これにつきましては、13年度の新事業という形でそこに記載していますように、体力不足、運動不足等は自覚はしているけれども、どのようなことからしたらいいのかというのがお年寄りの悩みやというふうに思っています。そういうところから、また40歳以上の方も募集をしたわけでございますけれども、応募が多いということで体育館のアリーナとか運動場を使わせていただいて事業をやっているわけでございます。生活習慣ということの課題の中で、生活習慣病が死因の60%を占めているという状況の中で、医療費はそういう国民総医療費の30%を消費しているというふうに分析もされているわけでございます。そういった中で、国民総医療費30兆円として30%で9兆円もの医療費が、そういう生活習慣に起因する病気に消費されているということをお考えしました中で、食習慣や運動習慣、飲酒、喫煙、ストレス等の生活習慣が深くかかわっている中で、日々の生活の中での運動不足解消という形で、転倒防止、予防という形で事業を展開しているわけでございます。

応募していただいている方も高齢の方が多いうふうに思いますが、すり足をすることによって物にけつまづいて倒れると、倒れられると骨折とかによって寝たきりになるとかというようなことを予防するために、若いときからできるだけ早い時期にこういった筋力をつけていただくことによって、後々の健康寿命の延長といえますか、元気で暮らせるようにということの考えの中での事業の展開を図られていただいているところでございまして、理学療法士、保健師、看護師が便宜をとりながら指導に当たっているという事業でございます。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 今のはつつ運動教室にかかわりましては、私はびっくりしたのは、先ほど総務費の中で出前講座の中では、健康教室みたいな形で、そういったことでの出前講座が非常に群を抜いて、飛び抜けて数が多かったということもありまして、斑鳩町の町民の方々は、やっぱり自分の健康についても非常に関心が高いんだなと。これもすごくたくさん応募していただいているみたいですし、また、行っている方のお話を聞くと評判がいいんです。ですから、町民のそういった意識というのものもあるということも含めまして、ぜひとも力を入れて、理学療法士もおりますし、ぜひとも今後も力を入れてやっていただきたいと思えます。

それと、先ほどの小集落の分なんですけれども、これは今の説明を聞きましたら、1

3年度で事業が終わるけれども、残事業整理の方ができていない、その分については14年度の方に入ってくると。そして、それで一応終わりというふうに受けとめてよろしいんですかね。

○山本委員長 町長。

○小城町長 今、説明いたしましたように、13年度で小集落の関係等、今、安堵町と斑鳩町とがやっている関係等については残事業で。一体それは14年度で解決すれば問題はない。まだ14年も15年もかかるだろうということでございますから、そういうことについてはやっぱり残事業として仮に確定をしていけば斑鳩町分は斑鳩町分として払うべきだろう。そういうことで、実際14年度で必ず終わることではないわけです。ただ、この相手がございますから、まだ残事業として何軒か残っていますから、その分についてはやっぱり斑鳩町としてもでき上がれば支払うということでございます。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 それともう一つ、最初に言っていました介護保険の支給限度額のシステムです。これは、説明を聞いた限りでは、開発については厚生労働省の方で開発していただいて、それを利用するのに一定の費用が要って、それを2分の1の補助を国の方でしますよというような形の考え方でいいわけですね。そうしましたら、そのことについては理解をさせていただきます。

それともう一つ済みませんが、88ページの子育て支援策のところ、学童保育のことについて触れていただいているんですけども、先日からいろいろ一般質問もあつたりしてちょっと気になっていたものですから。学童保育室についてもクーラー関係についてはどのようになっている、メンテナンスについてもどんなふうになっているのか、この際ですのでちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○山本委員長 町長。

○小城町長 学童保育は、東学童から西学童、今新しく現在はすべて冷暖房完備です。メンテもそういったことで、業者にはお願いをしています。

○山本委員長 中川委員。

○中川委員 1点だけ教えてもらいたい。さっき里川委員さんが言われた、安堵町での小集落地区改良事業へ斑鳩町が400万出しています。これはちょっと私、勉強不足でわかりませんが、何で出しているのか教えてもらえます。

○山本委員長 町長。

○小城町長 これは中川委員さんも経過を今知らないわけですが、斑鳩町と安堵町というのは、高安の斑鳩領域の中にそのところに安堵町を通じて小集落事業をする場合は、安堵町が斑鳩町の関係で組織を組んでいただいて、安堵町が全部やっていただくということで、斑鳩町の分については斑鳩町が後で支払うということになっていますよって、安堵町がやっているやつというよりも、斑鳩はしないといけないわけです。斑鳩はしないといけないけれども、安堵町にお願いしているわけです。何軒かは斑鳩町の領域にあるんです。踏切を挟んだ小集落のところに斑鳩町の町としての部分が何軒か残っているんです。その部分を安堵町にお願いをしながら、そしてそれを一定話がついたら、その一定については、斑鳩町の分については精算します。人件費からそういうものについて。そして今13年度の決算で400万円は人件費として払わせてもらうという経過で、安堵町で何でやっているのかということですけども、斑鳩町の分がちょっと踏切を超えたところに斑鳩町の領域がございまして、何軒かのものを安堵町にお願いをしているような形で、そして、斑鳩領の分を町が払うということになっています。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 今、小集落地区のことで一定のご答弁をしていただいたわけですけども、今ちょっと私は手元で捜していたんです。以前に改良事業の事業年度について、いつに幾ら出したという資料を、平成9年までは前に出していただいた経過がありまして、そのときからずっと不思議に思っていたのが、事業が昭和60年から始まっているんですけど、これは契約上どういうふうにされたのかわからないんですけど、年度についてはもう60年からといったら非常に長い年月これをやってきていると思うんですけど、完了するめどというものであるとか、そういう事業をやろうとしたときに、もう事業にかかっているわけですから、大体の普通行政がやる場合は計画の年度があると思うんですけども、そういったことについては当初どういうふうにスタートされたのかということが、非常にずっと私の中ではひっかかっておった部分ですけど、今話を聞く中では、最初の答弁では13年度の残事業で14年に払ったらそれで終わりなのかなと思ったらそうではないというようなご答弁だったので、そこら辺のところについてはどんなふうにも、安堵町との話し合いの中で進んできているのかということについて、もう一度確認をさせていただきたいなと思うんです。

○山本委員長 町長。

○小城町長 これは、地対財特法という法律を踏まえまして、とにかく小集落事業の関

係等について、その助成をするということですので、昭和60年から始まっていますけども、ある程度期限が決まっていますけども、完成が、まだ残事業が後に残るということで、恐らく14年3月まで地対財特法を延期されたということであつたんです。

そういう中で、やっぱり皆さん方が一生懸命やっておられますけども、なかなかそういうことでいろいろ相手方のあることですから、そう簡単に進まない。そういうことを踏まえまして、いろいろと安堵町は安堵町として努力をいただいています。そういう中では、私どもはなかなかそういうことではしておりませんよ、あるいはそういう交渉には応じられませんということであつて今考えております。

そういうことで、まだこの関係等については福岡県も、あるいはまた西日本の関係もいろいろな方々が、とにかくまだ残事業は残るのだと。そういうことについてはもう自治体は大変だということもいろいろ陳情されます。陳情されてる中で、国としては一応14年3月で施行がもう一応期限切れということであつております。そこは人権等の関係についての裏付で、やっぱり残事業もほっておくということではできませんから、ある程度そういう点については弾力的に考えていかないかんということであつて、国としては今、安堵町としても、我々も当然陳情をせないかんわけですけども、そういうことについてはやっぱり、残っている分については一定の形でということであつて、法律は一応は切れてはいますけども、残った分については、これで知りませんよということにはならない。一遍、里川委員も現場を視察していただいて、非常に道路もよくなったということであつて評価されていますので、やっぱり環境改善という目的でやっていますものから、今現時点では一応法は14年3月で切れますものの、今後の関係等については、残っている関係等についてはやっぱり一定一緒にやっていくということであつてございます。

これから国の関係等、13年度の関係等については一応は切れていますものの、何らかの関係で措置をしていただかなかつたらできないと思っていますから、斑鳩町としては安堵町にご努力をいただいで、その結果斑鳩町の部分の関係等についての請求については、やっぱり斑鳩町としても払っていかなければならないということであつたんです。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 今、私がちょっと気になっていたところを最後町長に言っていただきましたけれども、国の方の予算措置の関係というんですか、そのところが気になりますので、そこを町長がご答弁の中で言っていただきましたので、今後の推移を私は少し見させていただきたいとは思っております。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 ただ1点だけ聞きます。84ページのふれあい交流センターいきいきの里を充実していくということで、活用状況の説明等が行われました。いきいきの里の利用状況の説明があるんですけども、施設設備にしてもゲートボール場の利用状況は一体どうなっているのかな。前にもいろいろこの件については私は意見を申し述べているんですけども、ゲートボール場はちょっと企画より狭いんでしょうかというようなことで、余り好んで利用されていないという状況にあるというふうに言われているんですが、現在もやっぱりそのまま利用効率が上がっていないのかなというふうに私は思うんですけども、結果はいかがなんでしょうか。

むしろ利用効率が本当にないということでありますと、いきいきの里はかなり利用度もあるようですけども、娯楽室は娯楽室であって、広場は木の和室で、むしろこれは会議室なんか利用できるということではなしに、風呂上がりの関係に休憩するというふうな場所が主になっているというふうに思うんです。だから、そういう意味ではどうしてもゲートボール場が有効に利用できないんなら、むしろ多目的な関係で会議が多少できるようなスタイルのものにして、もう少し有効に小さい団体でも会議をしながらそういう話をするというふうなことにならないもんだろうか。会議と並行していきいきの里を利用させてもらうということになりますと、どうしてもできる場所がないわけです。そういうことで制約されてしまうというようなことがありますので、そういうふうにゲートボールの利用効率の関係もありますけども、そのこともらみ合わせて再検討してみてもどうか。集会所的なもの、多目的なのが一番いいかというふうに思うんですけども、そして会議室に利用できるようなものというようなことに、一応設備改良を考えて有効利用をしてもらえようにしたらどうかというふうに思うんですけども、この点についてはご検討をお願いすることはできないでしょうか。

○山本委員長 町長。

○小城町長 いずれにいたしましても、ゲートボールとして活用する、しないというよりも、実質ゲートボールについては、ゲートボール人口が最近やっぱり高齢化になって、大体自分のエリアが定まってまいりました。いきいきの里のところのゲートボール場というのは全く使っていないということはございませんけども、何件かはあります。後はペタンクスだとか、そういう関係もあると思いますけども。この関係等について、あの空間をゲートボールとして利用いたさないとするならば、やっぱり1年とか一遍くらい

はアンケートもして検討を重ねて、そういう障害であるところがどんな形によって利用できるのかできないのか、建ぺい率の関係もございますので、そこらは十分に検討をして、今即どうかということはないと思いますけども、検討期間をいただいて、どういう活用がいいのか、そこらはちょっと一遍検討するということは、私どもとしてもやってまいりたいと思います。

○山本委員長 ほか、委員さんの方からありませんか。

里川委員。

○里川委員 もう一点、ちょっと基本的なところでお聞きしておきたいと思うんです。

分担金・負担金のところで、保育料の収入未済があると。使用料・手数料のところで学童保育室の方での未済があるということで、午前中に監査委員さんがおっしゃっていたと思うんですけれども、このことにつきまして担当の方では、どういう状況が起っててこういうことになっているのかというふうにつかんでおられるのかをお聞きしたいと思うんですけれど。

○山本委員長 野崎課長。

○野崎福祉課長 保育料の収入の関係でございますが、保護者の方にいろいろ滞納をさせている保護者の方につきましては、各保育園の保育士を通じまして、その都度納入していただくように申し出もしております。また、担当の方からも毎月その都度保護者の方に電話対応をして、対応しているところでございます。

収納につきましては、現在345人の方で平成6年から13年度分で345人。調定額は8,572万9,000円でございますが、収納額が8,361万6,300円で、収納率につきましては97.5%ということで、まだ現在211万2,700円の未納があるということでございます。

○山本委員長 どうしてそうなるのというのをお尋ねだと思うんですけど。

部長。

○中井住民生活部長 以前からの未納の方もかなりおられるということで、居所の確認ができないような方がかなりおられます。それと、こういう言い方をさせてもらっていかどうか、外国の方で母国の方へ帰られて、こういう形で通知ができないような状況の方もおられるということで、未納の状態がかなり残ってきているということでございます。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 保育料も学童保育室の方もそういう形での未済になっているということで考えてよろしいんですか。両方ともそういう理由でということ。

○中井住民生活部長 学童保育室については、すべてがそういう形ではあり得ないんですが、今現在の生活状況の中で苦しいということでお支払いいただけないような状況がありまして、入室時にもそういう形で、そういう時にお支払いができないというところの方が、学童保育室についてはそういう形の方が多いのかなと思います。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 こういうふうに払えない状況にある方に無理に払ってくださいというふうな形になってないのかと。年度の途中で条件が変わったりしたときには、どういうふうな対応をさせていただいているのか。申し込んだ年度の初めの状況というのがあると思うんです。そこで額が決定すると思うんですけども、その年度の途中で状況の変化、家庭の中での変化というのがあったときに、どういうふうな対応ができるのか。そういったことに対応していたら、こういうこともまだ状況としては生まれてきにくいのかなと思うんですけど、やっぱりそういう対応を町としてはやっていただけてないのかなというふうに感じたりもするものですから、そののところがちょっと。年度途中でのそういった事故なりいろいろなことがあって、収入の変化であったり、そういうことがあったときの処置ですね。そういったことも含めてどういうふうにやっていただいているのか教えていただきたいと思いますが。

○山本委員長 生活部長。

○中井生活部長 年度途中の対応については、別に対応しておりません。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 行政というところは申請主義というか、何かにつけてそういうところがあるんですけど、そういうことが、家庭の事情というのが変化があったときに、やっぱり事情をお聞きする中で払っていただけていないのはなぜかと。そしたら、払えない事情になったときには、やっぱり年度途中であっても対応していただきたいというふうに私は思います。

それと、最初の説明の中で居所の確認ができないというのか、できにくいということをおっしゃったんですけど、それは子供さんがもう退所された後のことなんですよね。子供さんが来ているのにそういうわけではないですね。だから、この未済になっているというのは、どちらかというとなんか保育所の場合なんかは、退所された後のことというふう

になっているのでしょうか。それとも今私が言ったように、ずっと通っては来ていただいているんですけども、そういったいろいろな家庭の事情の中で払えなくなった、払いにくくなったというような状況の中で、行政の方も対応がし切れていなくて、こういった対応の状況に陥っているというような状況もあるのではないかというふうに思うんですけど、その辺の分析についてはどうでしょうか。

○山本委員長 町長。

○小城町長 今、里川委員のご指摘の点も、払おうと思っても払えないということは、やっぱり事情を抱えている方々について詳しく聞けと言っても、また、払えますかということは違う話なんですけども、皆さん減免、減免というのを話していくと思いますけども、それは仮にこうして手続されて、そしてある事情で仮に母国の方へ帰られる方もおられるかな。そしたらそのまま一方通行で、こっちはこっちでそのままになっていますし、向こうはまた3月ぐらいに返してもらえることがありますし、やっぱり継続されるという関係で、その分は払にくいという関係もあるし。この関係はいろいろと担当の方も一生懸命やっていますけれども、学童保育あるいはまたそういう保育所の中で、当然それは事務的に措置をする、あるいは学童保育のそういう未納料金を払っていたら一番ベターです。なかなかいかないです。やっぱりいろいろな事情があると思います。その実情を詳しく聞くというよりも、やっぱり払えない実情をどうしていくか。

私もやっぱり、これからこういう方がふえてくるのではないか。行政がもう毎日のようにそれをもらいにいくということが果たして可能であるのかなのか。これらのことも十分に精査させていかんなあかんし、そういうことでなかなか、確かに行政が怠慢とおっしゃられればそれまでですけども、我々としてはできるだけ収納を高めていくことが大事ですし、そこらのことを十分に考えていただいて、我々も、助役も収入役もそうだと申し上げるのは、どこに行ってもその関係等については徴収してくることはやらんかもしれないということは申し上げますけども、相手方に一定何遍行ってもお留守やとか、あるいはまたもらいに行きますときに、何遍言っても、きょうはお金がないとか言われたらいけないとか。ただ、何もそういうことばかり言ったら何しているのということになりますけども、いろいろな事情を考えていく中で、私はこういう国民健康保険あるいは年金、あるいは今の介護保険、必ずやっぱり滞納はふえていくと思っています。それを何とか歯どめをせないかんということで、よく新聞等に出ますけれど、町長初め課長が、きょうは一斉にそういう専門官をつくって取りにいくと。徴収をやると

言っても、私はやっぱり限度があると思います。だから、相手方というのは、払える人は払っていただいていますし、払えない人をどう分割してやるのか、あるいはそういうことになるか。分割したら1回は払っていただけます。相手の方としても2回3回はまた払ってもらえない。その事情を十二分に考えて、この保育料、あるいはまた学童保育の関係等についてもできるだけ払っていただくのが本来ですけども、そういうことの事情を今おっしゃっていただいたことも踏まえて、これからの保育料の徴収については滞納、あるいは払っていただけない方にどうしていくのかというのが大きな問題だと思います。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 誤解のないようにお願いしたいんです。私は、別に怠慢だとかそういう意味で言っているのではないんです。ただ、行政の事務の流れの中で、そういうふうの流れでいってしまっている危険性があるのではないかという心配があったので言わせていただいた。でも、また町長も努力すると言っていておられますので、ぜひお願いをしたいんです。それといいますのは、学童保育室に急遽通わなければならないとなった方が、それはなぜかという、ご主人がいなくなってしまったんです。蒸発されて、それで自分も働きに行くようになって学童保育室へ急遽預けないといけないということになったと。そしたら、そのときに学童保育の申し込みをするのに調べられたら、前年度の所得、課税があるということで満額払えと言われたということで、私もちょっとそういう相談を受けた経過があるんです。

そういう中で、個々の事情をきちっと把握していただいて、無理なことを無理やりではなくて、行政としてそういった困った方にどう対応できるのかという視点もやっぱり持っていただきたいということをぜひお願いしておきたいと思います。

○山本委員長 ほか、委員さんの方で質問ございますか。

よろしいですか。

そうしましたら、質疑がないということでございますので、これをもちまして第3款 民生費についての審査を終わらせていただきます。

続いて第4款 衛生費について説明を求めます。

住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、第4款 衛生費の執行状況の状態についてご説明を申し上げます。

90ページから108ページにかけてでございます。

衛生費全体の予算現額は、10億496万6,000円に対しまして執行率は94.9%になっております。第3次総合計画の基本施策でございます、すこやかにともに生きる福祉のまちづくり及び安全で快適なまちづくりの実現のため、保健・福祉医療などの総合的な施策の推進及び住民や企業・行政が一体となりまして環境共生型のまちづくりや循環型社会の形成に向け取り組んだところでございます。

まず、90ページの第1目の保健衛生総務費でございます。

予算現額が1億7,159万2,000円に対しまして決算額は1億6,977万5,624円で、執行率は98.9%でございます。主に職員の人件費と西和衛生試験センター組合の分担金、そして水道事業会計への出資金と繰出金が主な支出となっております。西和衛生試験センターにつきましては、運営経費の負担を行うことによりまして、西和衛生試験センターと連携しながら水質、臭気、大気等の調査を実施し、公害の未然防止に努めたところでございます。

また、水道事業会計につきましては、自己水源の確保と良質な水の安定供給を図るため、第一浄水場の施設整備を実施された。これに対します出資や事業債の利子償還に係ります経費の一部を助成をしたものでございます。

次に、91ページの第2目、感染症予防費でございます。

予算現額3,002万2,000円に対しまして決算額は2,901万850円で、執行率は96.6%でございます。予防接種におきましては、乳幼児から高齢者の疾病予防として、定期予防接種では3種混合、ポリオ、ジフテリア、風疹、麻疹、日本脳炎を実施し、平均91.2%の方が接種をされたところでございます。また、平成11年度から実施をいたしております高齢者のインフルエンザ予防接種は、予防接種法の改正に伴いまして、定期の予防接種に新たに追加をされましたことから、王寺周辺広域7町におきましても、被接種者の利便性を考慮いたしまして、医師会にご協力をいただき、接種料金及び問診票を統一をいたしまして、医療期間の広域対応を図ったところでございます。

予防接種法では、70歳以上の方が対象となっておりますが、既に町単独で70歳以上の方々を対象に実施をいたしておりますことから、当町では年齢を5歳引き下げまして、65歳以上の方を対象として実施をいたしたところでございます。対象者が4,866人のうち、2,073の方が接種をされました。接種率は42.6%となっているところでございます。インフルエンザによります肺炎の重症化予防に努めたところでもござ

います。

次に第3目の結核予防費でございます。

予算現額267万3,000円に対しまして決算額は250万3,737円で、執行率は93.6%でございます。結核予防接種では、結核予防法に基づきまして、BCGの予防接種を乳幼児240人、小・中学生251人に接種を行いますとともに、住民の方々に対しましては、町内24カ所に赴きまして、943人の方が胸部レントゲン検査を受診をされたところでございます。その結果、精密検査を要する方が44名おられ、再受診の結果、結核憎悪の方が1名おられました。現在、療養中でございます。この方以外につきましては、異常なしとか治癒型という診断結果になっております。また、町内の結核登録患者数は平成13年度では14名で、新たに4名の方の発生がありました。今後も結核に対します正しい知識と理解を深めるための啓蒙・啓発を深め、結核予防の強化に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次に、92、93ページの第4目、母子衛生費でございます。

予算現額457万6,000円に対しまして決算額は436万8,336円で、95.4%の執行率でございます。母子保健事業は、異常の早期発見はもとより、精神的な支援も含めまして、乳幼児期から健診相談を実施しているところでございます。1歳6カ月児健診の受診率は90.7%で、要観察児は61名でございました。精神面では、言葉の出方の遅い子供の割合も高く、療育的関わりが必要とされているところから、そのフォローといたしまして、療育教室、心理相談、医療相談の充実を図りまして、よりよい親子関係を築くために、母親と継続的なかわりを持って対応をいたしているところでございます。また、3歳児健診では受診率が80.7%で、要観察児は53名と増加傾向にございます。1歳6カ月児健康診査及び3歳児健康診査の未受診者に対しましては、各家庭を訪問いたしまして、受診勧奨を行っているところでございます。乳幼児相談・指導におきましては、乳幼児の発達経過を見るだけでなく、親子関係がうまくとれない、子どもが親の思いどおりにならないために親がいらいらするなどといった相談がふえ、親としての成長の未熟さや育児放棄的な傾向が見受けられ、このようなことは要観察児の増加傾向の要因となっているのではないかと考えております。このことから、親同士の情報交換の場や子育て不安の解消の場として、育児サークル、子育て教室などを実施し、保護者間の交流を図るなど、生活環境・生活習慣を含めまして、育児支援に努めているところでございます。

次に、94ページから96ページの第5目、老人保健事業費でございます。

予算現額4,904万6,000円に対しまして決算額は4,880万6,741円で、執行率は99.5%でございます。老人保健事業でございますが、がん検診では胃がん、乳がん検診で各2名、肺がん検診で1名、前立腺がん検診で3名の方にがんが発見をされ、現在治療中でございます。なお、胃がん検診で163名の方が精密検査の受診が必要とされたところでございますが、異常なしが38名、慢性胃炎、胃潰瘍などの疾患が76名、その他の疾患が49名となって、精密検査の結果となっているところでございます。現在、それぞれにおきまして治療及び経過観察中ということでございます。

基本健康診査につきましては、1,371名の方が受診され、その疾病割合は高脂血症の方が1,069人、半数近い45.1%を占めております。高血圧の方が587人で24.8%、糖尿病の方が273人で11.5%、その他の方が415人で17.5%、生活習慣病と言われます疾病の占める割合が高くなっております。このため、生活習慣を見直すための生活習慣見直し講座や歩こう会、糖尿病教室等を開催をいたしまして、相談・指導の充実に努めてまいったところでもございます。また、行動変容を促すために、個々に合いました情報や専門的知識を提供いたしまして、栄養、運動の大切さを認識してもらって、生活習慣の改善にも努めているところでございます。教室に参加された後も生活の中に運動習慣を取り入れ、また、食生活を意識した生活改善を実践されている方が多く見受けられ、今後も継続できるように支援をしていきたいと、このように考えております。

健康教育では、地域の各種団体からの要請を受け、出前講座として地域に赴きまして、健康相談、健康をテーマとした話、各種健診の勧奨などを実施をいたしまして、住民一人一人が、自分の健康は自分で守るという意識の啓発に努めてまいりました。また、基本健康診査の事後指導といたしまして、要指導・要観察者、並びに各種健診での要精検者の方への訪問指導の充実を図り、個々の健康管理にも努めたところでございます。

次に、97ページの第6目、健康づくり推進事業費でございます。

予算現額47万5,000円に対しまして決算額は46万9,749円で、98.8%の執行率でございます。住民参加型の事業として実行委員会全体が主体となり、福祉・健康ふれあい祭りを開催し、参加者の方々の福祉・健康に対します意識の高揚が図られたのではないかと、このように考えております。

次に第7目、狂犬病予防費でございます。

予算現額136万1,000円に対しまして決算額は73万8,291円で、54.2%の執行率となっております。狂犬病予防法に基づく畜犬登録、狂犬病予防注射の接種などの義務の遂行及び飼い主等のマナー向上に重点を置く事業を実施いたしております。奈良県獣医師会の協力を得ながら、4月に町内4会場におきまして、狂犬病予防集合注射を実施し、775頭に対しまして行ったところでございます。また、最近犬の散歩等のふん放置など、飼い主のマナー低下が問題となっており、その解決に向けて畜犬登録申請時、狂犬病集合注射の実施などに糞処理用具を配布いたしまして、マナー向上を訴えるとともに、街頭広報によります啓発活動を行い、マナー向上に努めたところでございます。さらに、適正な指導を受ける機会のない猫の増加に伴って、住民への危害、迷惑行為も増加をいたしておりますことから、平成13年4月から猫の飼い主に対しまして飼い猫の不妊手術に要します費用の一部を助成いたします、「斑鳩町飼い猫不妊手術費助成金交付事業」を実施いたしました。猫の不要な繁殖を抑制いたしますとともに、飼い主の意識の向上に努めたところでございます。

次に、98ページの第8目、火葬場費であります。

予算現額2,804万5,000円に対しまして決算額は1,502万3,632円で、執行率は53.5%でございます。平成13年度におけます火葬件数は209件でありました。火葬業務及び施設の維持管理に要しました運営経費でございます。

次に、98、99ページの第9目、環境対策費でございます。

予算現額289万9,000円に対しまして決算額は239万9,333円で、執行率は82.7%でございます。環境対策費では、住民とともに環境共生型のまちづくりを推進するため、啓発活動や住民活動の支援に重点を置きまして、事業を展開してきてところでございます。地域でのリーダーとしての環境保全活動を実施していただいております環境保全推進委員に、平成13年8月に33名の方に第3期の委員として委嘱をさせていただいたところでもございます。自治会や町と連携をしながら、身近な環境問題の解決に向けて運営いただいているところでございます。ほか、第3回自治会別環境問題学習会を「2万9,000人のチャレンジ～みんなでつくる環境都市斑鳩」として、平成13年10月から実施をいたして、平成13年度につきましては龍田地区の35自治会を対象にして開催をいたし、深刻化します地球の環境問題につきまして共通認識を深め、一人一人が環境に配慮した生活、行動を起こす契機といたしました。第9回斑鳩町環境フェスティバル親子水生生物探検教室、親子環境家計簿講座などを開催し、参加者が見

て、触れて体験しながら環境問題を考える機会の提供にも努めたところでございます。

生活排水によります河川の水質汚濁を防止するため、竜田川、大和川流域の市町村と連携をし、家庭の廃食用油の回収、リサイクル事業などを実施し、廃食用油からできた粉石けんを啓発物品として配布をし、意識啓発に努めたところでございます。また、斑鳩町役場におきましても、世界を構成する一員といたしまして、積極的に地球環境問題に対処していくため、役場におけます事務事業の仕組みの中に、ISO環境管理システムの導入をいたしますとともに、平成14年度中に国際規格でありますISO14001の認証取得を目指して、平成13年度におきましては全職員に対しまして、導入研修等を実施し、意識の向上を図ったところでございます。

次に、100ページの第10目、保健センター運営費でございます。

予算現額6,918万7,000円に対しまして決算額は6,898万978円で、99.7%の執行率でございます。保健センターに係ります施設管理費が主な支出となっております。各種健診や予防接種等といった住民の健康づくりの拠点として、また、各種健康に関します教室終了後の自主活動の場として運営に努めているところであります。

次に、11目の在宅歯科診療費でございます。

予算現額94万7,000円に対しまして、決算額は92万1,838円で執行率は97.3%であります。在宅寝たきり老人の方の健康保持と福祉の向上を目的とした4人の方で、延べ16回診療を行いました。診療内容の主なものは、義歯の調整でございます。

次に、101ページの第12目、訪問看護ステーション事業費でございます。

予算現額1,359万1,000円に対しまして決算額は1,355万5,308円で、99.7%の執行率でございます。医療保険からの訪問看護サービスは、利用者の病状に応じた適切な看護を提供し、家庭におきましてより安定した療養生活を送れるよう、主治医との連携を密にしながら訪問看護を実施したところでございます。利用者の数は7人で、延べ165回の訪問を実施したところでございます。

次に、102ページからの第2項の清掃費でございます。

予算現額が6億3,055万2,000円に対しまして決算額は5億9,731万3,029円で、執行率は94.7%でございます。町内から排出されます一般廃棄物の適切な処理に努めますとともに、ごみの減量化、再資源化、処理施設の延命を目的に、ごみ減量化と資源化に取り組みました。平成12年10月から実施をいたしました可燃、不燃ごみ、平成13年4月から粗大ごみの処理有料化を実施をいたしましたところでございます。町民

の皆様のご理解とご協力により、順調に推移いたしていると考えております。また、ごみの減量効果につきましてもあらわれているところであると考えております。

それでは、まず102ページの第1目、清掃総務費でございます。

予算現額2,804万3,000円に対しまして決算額は2,782万7,390円で、執行率は99.2%でございます。職員に係ります人件費が主なものとなっております。

次に、102ページから106ページの第2目、塵芥処理費でございます。

予算現額4億4,977万円に対しまして決算額は4億2,056万7,550円で、93.5%の執行率となっております。町内各家庭から排出されます一般廃棄物を町の直営によります収集を行い、衛生処理場での焼却処分や最終処分場での破碎処理など、適切な処理に努めたところでございます。また、粗大ごみにつきましては、リクエスト方式により委託業者による軒先収集の実施をいたしており、粗大ごみの収集の有料化とともに、リクエスト時の減量効果もあらわれてきているところでございます。また、平日ではごみの処理ができない家庭のために、毎月2回第2土曜日と第4日曜日につきましては、粗大ごみの軒先収集や衛生処理場への持ち込みの受け入れも行いまして、住民サービスの向上に努めているところでもございます。

有料化から可燃、不燃ごみは1年6カ月、粗大ごみは1年が過ぎました。ごみの減量効果ということでございますけれども、平成11年度の家庭から出ました可燃ごみの総量は5,539トン、平成12年度は4,773トンで、12年度では11年度と比較しまして13.1%の減、そして平成13年度では4,624トンの搬出量となりまして、11年度と比較いたしますと15%の減となったところでございます。不燃ごみにつきましては、平成11年度では491トン、平成12年度では849トン、11年度と比較いたしますと72.9%の増となりました。平成13年度では、搬出量は448トンで、11年度と比較しますと8.7%の減となっておりますところでございます。

粗大ごみについてでございますけれども、平成11年度は789トン、平成12年度は299トンで、11年度と比較しますと12年度では62.7%の減となっております。平成13年度では138トンで、11年度と比較しますと83.1%の減となったところでございます。また、ごみの資源化につきましても12年4月より資源物として、瓶、缶類とペットボトルの分別回収をふやしております。自治会、子ども会によります資源物集団回収を支援する中、多くの資源物の回収量がありました。資源に限っては24%となっております。これも町民の皆様のごみ減量とリサイクルに対します意識の向上に

よる結果であり、今後もこの減量の効果を続けるために、ごみ減量化、資源化の啓発を続けますとともに、新たに対策の検討にも取り組んでまいりたいと考えております。自分たちの出したごみや資源物がどこに運ばれ、どのように処理されているか。次世代を担います子どもたちが、保護者とふれあいながら身近な環境問題に目を向けてもらうために、「ごみの行方探検ツアー」を実施いたしまして、ごみの減量及び資源化の啓発も行ったところでございます。

また、可燃ごみの3割を占めます生ごみの堆肥化等の減量を図る必要があることから、生ごみ処理機、生ごみ処理容器、EMボカシ処理容器など、購入者の方に対しまして助成制度を継続して実施をいたし、ごみの減量・資源化の啓発に努めてまいっているところでございます。また、町民の空き缶のリサイクル意識向上を図る1つといたしまして、公民館等に設置の空き缶処理機の更新、新しく保健センター前に発券式の空き缶回収機の設置を行いました。利用者に商品券の交付をして、その向上に努めたところでもございます。また、東小学校に続きまして残りの2小学校、そして2中学校に生ごみ処理機の設置を行いまして、学校給食から発生いたします残飯等の生ごみの処理を行い、ごみの減量化及び発生堆肥の有効活用に努めました。また、心配されましたごみ有料化による不法投棄の増加を抑えるため、環境パトロール等を実施をいたしておるところでございますが、町内の不法投棄やポイ捨ての多い地域を重点的に監視をいたしますと同時に処理も行い、町内の不法投棄の防止、環境美化にも努めているところでございます等々、衛生処理場、最終処分場の設備につきましては、処理能力の維持を図るため、設備の点検及び補修の維持管理を行いながら良好な稼動に努め、周辺地域の環境整備にも努めたところでございます。

次に、107ページの第3目、し尿処理費でございます。

予算現額1億5,091万6,000円に対しまして決算額が1億4,709万6,329円で、執行率は97.4%でございます。町内の生し尿や浄化槽汚泥の処理施設であります鳩水園の良好な稼動を行うために、設備の点検及び補修の維持管理を行いながら、し尿の適正処理に努めたところでございます。また、合併処理浄化槽の設置者に対しまして、補助金の交付も引き続き行いまして、合併処理浄化槽の設置の促進を図り、生活排水によります河川の水質汚濁の防止にも努めたところでございます。

次に、108ページの第4目、美化推進費でございます。

予算現額182万3,000円に対しまして決算額は182万1,760円で、執行率9

9.9%でございます。良好な生活環境づくりを推進するため、町内一斉に「いかるがの里クリーンキャンペーン」や「自治会内美化キャンペーン」「清流大作戦」等の清掃活動を住民の方の参加によりまして実施をし、住民の環境問題の意識の啓発等、意識の高揚を図りますとともに、町内美化の推進に努めたところでございます。

以上、簡単ではございますけれども、第4款 衛生費におけます決算の概要についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○山本委員長 御苦労さまでした。

説明が終わりましたので、第4款 衛生費について質疑をお受けしていきます。

里川委員。

○里川委員 成果報告書の92ページにあります、母子保健健診の実施ということで上げていただいております。このところで、前期乳児健診からだんだん受診率の状況を見させてもらう中で気になることがありまして、今、部長の説明の中でも受診をしていただいていないご家庭についても受診を勧奨しているんやと。訪問しているということを書いていただいたんですけれども、最近本当に乳幼児の虐待というようなことにも、ことし6月にでも岡山県で乳児を死亡をさせてしまったというような状況もあったりする中で、そういうことの防止を含めて、ここの受診率をできるだけやっぱり上げていただきたいなという思いがあったわけなんですけどね。

それともう一つ気になっていたのが、前期乳児健診というのは、これは3カ月なんか、6カ月をとらえているのかちょっとわからないんですけど、前期、後期の月数、どこの月齢をとられておっしゃっておられるのか。乳児相談についてもどの月齢をとらえておっしゃっているのかをお尋ねしておきたいのと、それと今言った私が心配している観点から見て、どういようにお考えになっているのかということと、それと、月齢や年齢が進むにつれて受診率も低くなっていく中で、これをやられているのは平日だと思っております。平日やられている中では、やっぱり保護者が両親とも働いておられるとかいう中で、保育所の方へお預けになっている場合もあったりするんじゃないかなと思っておりますけれども、保育所との連携というのか対応というのか、そういうことについては考えておられるのかということと、あわせてちょっとお尋ねしておきたいと思っております。

○山本委員長 西田課長。

○西田健康推進課長 乳児の全体の問題も今おっしゃっていただいたようなことと、メ

ディアの方の報道もたくさん上がっております。そういった中で、乳児の訪問指導、乳児健診ですが、子供さんがお生まれになってから二、三カ月ごろに訪問に行くように、一応基本的に事業の中で展開させていただいております。母子推進委員さんの協力も得ながら、地域でそういったことの虐待等がないかということの情報を入れていただくようにしておりますし、訪問時に身体検査をする中でそういったことが形跡としてあらわれておる場合もあろうかと思っておりますので、こういったことには十分注意しながら健診に回っていただくように、保健センターの方にはお話をさせていただいておりますし、幸い今のところ斑鳩町ではそういったケースは起こっていないというふうに聞いております。

日曜日に訪問したら留守宅があらうかと思うわけでございますので、そういうケースもあろうかと思っております。家族の方がおいでになる場合もございますので、そういった場合にぜひ健診を受けていただくような勧奨をしながら、受診率のアップにつなげていきたいというふうに考えております。

前期と後期の年齢でございますけれども、6カ月が前期のように思います。後期6カ月以降かなというふうにも思っております。そういうセンターは健診の前に、3カ月からそういった対応をさせていただいているということで、全員回ることが理想でございますけれども、できるだけそういった形で100%訪問させていただいた中で健診への受診の勧奨、また、健康保健センターでの受診の際での身体検査によるそういった虐待での早期発見につなげていけるようにというように考えた中での事業展開をさせていただいているところでございます。

虐待防止の関係で、内部の方で保健師、保健センター、それから療育教室ですか、そういった乳幼児にかかわる連携を図るという意味で、ネットワークを引きながら、そういったことで担当が集まりまして、そういったことの予防につなげていくための話し合いをさせていただいているということでございます。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 私、言い方が悪かったのかもわからないんですけども、保育所との関係ということにつきましては、例えば月数が上がるにつれてお母さん方が保育所へ預けて働きに出るようになってきたら、平日に健診とかあったときに、子供さんを健診の場へ連れていけないというようなことがあったときに、保育所には子供さんがいるわけです。保育所には子供さんがいて、健診には連れていけないというようなケースもあるのではないかなと。そういうケースについてはどんなふうになっているのかなということを知

きたかったわけなんですけれども。

○山本委員長 一たん休憩しましょうか。

(午後 3時55分 休憩)

(午後 3時55分 再開)

○山本委員長 再開します。

西田課長。

○西田健康推進課長 町のそういった乳児健診、訪問指導等、こちらの方の事業として展開させていただいております。その中で、今おっしゃっていただいているように、保育所の方に措置されておって、その時期に町の健診に行かれないという方もあろうかと思えますけれども、極力こういった子供の健康のことをございますので、できるだけ時間を割いていただくということを考えていただいて健診を受けていただきたいというふうに考えておりますので、100%そういった形で対応できるかどうかセンターの事情の中で不可能な面もあるかもわかりませんが、極力そういったお医者さん等の日程の都合も入れた中での事業でございますので、できるだけその日程に合わせていただきたいということをお願いしたいと思えます。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 今、担当課長がおっしゃられたことはもっともです。子供の健康状態について、やっぱり親がそのことについては非常に関心を持って大切に考えて、そういう対応をするということは非常に重要なことです、当然のことだと思います。けれども、社会に出ていっている中では、そうしたくてもできないというような状況もあるかもしれません。こういった中で受診率をやっぱり上げていく方策というのは今後、午前中からもいろいろ言われているように、男女共同参画社会の中で女性が社会へ出ていろいろなことをやっていく中では、そういった形の考え方も今後はより必要になってくるのではないかな。受診率を上げていこう、そして子供さんの健康を親が心配するのは当然なんですけれども、行政としても見守っていこうという中では、そういう展開も今後は視野に入れてやっぱり考えていっていただきたいことだなというふうに私は感じておったんで、ちょっと言わせていただいたんですけれども。これについてはまだまだいろいろな大変難しい問題もあるかとは思いますが、前向きに検討していただきたいということを意見として述べさせていただいておきます。

それともう一点、106ページにあります衛生処理場焼却灰の搬出というところなんですけれども、ここの金額が99万9,000円ということで、非常に低い金額になっておりまして、この内容の説明ぐらいの運搬委託を直営方法による運搬の検討を行ったというふうに書かれているんですけれども、ということは、この費用を見たときに、焼却灰についてはどれぐらいの量をどんなふうな処理をなさったのかという、そのことについてを教えてくださいたいと思いますけれど。

○山本委員長 ちょっと待って。前段の健診のところで町長が言っていたので。

町長。

○小城町長 基本的には、里川委員も最後に、働きに出ているからというよりも、基本的にはやっぱり子供さんのことですから、会社を休むというのか、そういうことは措置はあると思う。男女共同参画社会の中でも当然、基本的には自分の子供ですから大事にしていく。だから、平成14年度からは父子手帳もやっていますけれども、お互いにやっぱりそういうことを助け合わなかったら、こういう世の中で私が思うのは、虐待が起こるといのは、そういうところから私は虐待が起こってくるのではないかな。自分の子供を大事にするということは非常に大事ですから、そのことを会社が大事か子供が大事かという、やっぱり子供が大事ですから、基本は基本としてそれを認識していただかないと、これは何でもかんでも勤めている、勤めているとうちらでもよく言うんですけども、職員でも。結局3年間のあれはございますけれども、しかし子供を預けて役場へたまに子供を連れてこられると。そういう環境だったら、働いている者の気持ちを考えないといけないときは、私は怒るわけです。そういうことをするよりも、自分が家で子供を育てるのだから、そのために休んでいる。それに子供を連れて役場へ来て担当課で話をしていたり、そんなことはやっぱりやめないといけない。基本的に自分のことですから、そういうことを大事にしていくことが大事だと。

ただ、方向としては、どことも医師会との話も出ず部分も大事でありますけれども、今の団体としては医師会が、自分の開業しているものを持ちながら日程調整を十二分にやってこられて、我々の保健関係の方々と斑鳩町医師会とご相談申し上げて、そういう健診のあるときにはスタートを決めていただきますから、そのあたりを十分に考えていただきたい。

それと、今の質問の関連ですけれども、委員も厚生常任委員の関係で、木田委員がご指摘されたように、13年度は委託していないんです。全くしていないんです。14年度

から直営でやっていきたいということを今期答弁させていただいて、14年度から直営で自分のところで、自分のところの車で、町の車で、そして人を臨時で雇用して、現在搬出をしているというのが現状で、13年度は行政委託はしていませんし、全くないということで大体行われております。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 最初の町長がおっしゃられたこと、私も基本的な考え方は同じです。ただ、どうしてもという場合のことであるとか、斑鳩町の保育所との関連の中で何かいい方法が考えられないのか。保護者が来られるようなときを利用して、何かいい方法が考えられないのかとか、そういう形で受診率を上げるためにはそういった方策というものをこれから模索していただきたいということで発言をさせていただいたという経過があるのですけど。そのことについては、今の町長のご答弁で私の方も承知をいたしましたので。

後段の方ですけれども、13年度が今、町長はほとんどないとおっしゃられたんですけれども、ここに金額としては99万9,000円上がっているんで、それで私は。私もちょっとこのお金がどういうことに充てられたのかがもうひとつ自分としてもわかりにくかったものですからお聞きをしたわけなんですけれども。だから、直営方法ということについては、今町長から答弁をいただきましたので、直営方法の考え方はわかったわけなんですけれども、13年度の99万9,000円についての上げていただいている金額の内容についてを教えてくださいと思います。

○山本委員長 清水課長。

○清水環境対策課長 今、町長が言われているように、13年度は現在フェニックスの方には持っていったてはおりません。まず、焼却により発生した焼却灰というのは通常、最終処分場へ搬出し仮置きしていると。この99万円というやつにつきましては、その経費に充てておるということでご理解願いたいんです。ただ、大阪のフェニックスへの焼却灰処分は、平成10年から12年、この3年間で3,800トンという搬出を行ったため、最終処分場に容量の余裕ができたというところで、13年度分については搬出は行わずに、業者委託による搬出方法を14年度からという形で、町直営による搬出で行うよう検討してきた期間ということでございますが、現実的に13年度発生した量につきましては940トン、これにつきまして最終処分場でストックしたと。

しかしながら、それ以前、10年から12年の間に880トン、多い目にしたがため

に余裕ができておるので13年度はしなかったと。現実的には14年度から直営で搬出処理をしておるといところでございます。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 その辺のことは私も理解しておったわけなんですけど、そしたら今の課長の答弁からいきまして、私は99万9,000円の理解を、既にそういう計画があったので、焼却場に出る灰を最終処分場へ持っていくのに、これはそういう意味では業者の人の予行演習みたいな形でやられた中で、こういう金額が発生してきたというふうに。今の話を聞いていたら、私はそんなふうになっているのかなんていうふうに思ったんですけど、そうではなかったらもう一遍説明していただけますか。

○清水環境対策課長 現実的には業者ではなしに、焼却場から最終処分場までは町の職員が灰を捨てにいておるとい形になります。一般的には、最終処分場から大阪湾へは業者というような形でとられておるといのが現状なんですけれども、要は最終処分場までの処理経費というような考え方でいいかと思います。

○山本委員長 休憩します。

(午後 4時07分 休憩)

(午後 4時10分 再開)

○山本委員長 それでは再開します。

答弁を求めます。

清水課長。

○清水環境対策課長 失礼いたしました。

99万9,000円の関係でございますが、これにつきましては大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業の負担金でございます。

○山本委員長 ほか、ご質問ございますか。

中川委員。

○中川委員 質問いうよりかちょっとお願いですけど、ごみ収集サービスの向上という欄があるんで1つお願いしたいんですが、最終処分場から南に向いて下ってくるのに、2台3台連なってすごいスピードで下ってきよると。斑鳩町のごみ収集車は何ぼ荒っぽい運転をしよるねんという町民の人の苦情がかなり私のところに入っているんで、ちょっと下りに対するスピードというか、運転のマナーをちょっと指導していただきたいと

いうことをお願いしておきます。

○山本委員長 中井部長。

○中井住民生活部長 今ご指摘をいただいておりますのも含めまして、以前からも衛生処理場の周辺の運転の関係も委員さんからのご指摘もいただいているということで、そういうことも含めまして、よく職員に対してそういう面も、そういう等のマナーもという形で指導をさせていただきたいと思います。

○山本委員長 ほか、ご質問ございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、質疑がないということでございますので、第4款 衛生費についての審査を終わります。

次に第5款 農林水産業費についての説明を求めます。

鍵田都市建設部長。

○鍵田都市建設部長 それでは、第5款の農林水産業費についてご説明を申し上げます。

主要施策の成果の109ページからでございます。お願いします。

農業水産業費全体といたしましては、予算現額2億1,977万4,000円に対しまして決算額が1億5,900万7,785円で、執行率72.3%でございます。

まず第1項、農業費、第1目、農業委員会費についてでございますが、予算現額1,157万5,000円に対しまして決算額1,012万3,207円で、執行率87.4%でございます。主な事業といたしましては、農業委員会の運営についてでございます。毎月総会を開催されまして、農地転用及び農地利用に係る案件の処理・審議を行っていただきました。

次に、委員及び職員研修の実施でございますが、研修活動につきましては、愛知県東海市、同県西尾市へ先進事例の視察も伺われまして、農地の流動化の推進や都市近郊での農業への取り組み状況についての研修を行うとともに、県等の主催による各種研修会にも積極的に参加されまして、委員としての資質向上に努められたところでございます。また、農地等の情報の効率的、効果的な管理・活用に資するために、農地基本台帳の電算化を図っております。

次に、110ページをお願いいたします。

第2目、農業総務費でございます。

予算現額3,862万4,000円に対しまして決算額3,855万5,630円で、執行率

が99.8%でございます。主に農林関係の職員の人件費の執行でございます。

第3目の農業振興費でございます。

予算現額759万9,000円、決算額が728万2,009円で、執行率95.8%でございます。農業の振興につきましては、農業従事者の高齢化や担い手不足が深刻化している中、農地の集約化や流動化などを進め、また、付加価値的農業などの取り組みや生産性の向上、担い手の確保・育成を図り、さらに消費者との交流や商業や観光と連携した新たな取り組みを進める必要がございます。このような状況の中で、農業振興活動の支援といたしまして研修会等を実施し、農業者相互の知徳を研磨し、また、新たな振興作物としてアスパラガスの作付・普及推進などに取り組んでいただいております。斑鳩町農業振興会などへ農業の振興化のための支援を行いました。また、農業近代化の支援といたしまして、農業近代化に資するため、農業近代化資金を借り入れた方に対しまして利子補給を行いますとともに、農業の土地利用の増進といたしまして、高安地区の保冷施設の整備に係る農用地利用増進事業の借入金の返済に対しましても支援を行いました。

さらに、消費者との交流につきましては産業フェスティバルを開催し、地域住民の皆様にも町内の農業・商工業・観光をご認識いただく機会をつくり、これらに携わる方々と地域住民との交流の場を提供したところでございます。

次に、111ページをお開き願います。

111ページでございます。第4目、土地改良費でございますが、予算現額1億4,830万5,000円で決算額9,197万2,699円で、執行率62.0%でございます。農業土地基盤の整備といたしまして、高安地区におきまして農道の整備を行いました。また、土地改良の支援といたしまして、農業を合理化し農業振興を促進するため、水路改修や水門の整備など、団体等が行います9件の土地改良事業に対して支援を行いました。

次に、112ページをお開き願います。

第5目、生産調整推進対策費でございます。

予算現額が863万8,000円に対しまして決算額727万9,482円で、執行率が84.2%でございます。生産調整の促進といたしまして、生産調整の円滑な推進を図るために、国の助成の対象となる生産調整実施水田の70.2ヘクタールに対し、反当たり7,900円の助成を行いました。また、転作田団地化の促進といたしまして、生産調整の円滑な推進と営農の安定化を促進するため、助成要件を満たした生産調整実施水田の

21. 18ヘクタールに対しまして、反当たり3,000円の助成を行いました。なお、転作実施状況につきましては、農家の皆様のご理解とご協力によりまして、目標は達成しています。

次に113ページでございます。

第6目、米穀流通消費改善対策費でございます。

予算現額15万1,000円に対しまして決算額14万9,277円で、執行率が98.8%でございます。米穀の計画的かつ安定的な出荷を図るため、米穀の予定計画出荷数量の配分等に要した経費でございます。なお、集荷状況につきましては、記載のとおりでございます。

次に第7目、有害鳥獣駆除対策事業費でございますが、予算現額30万円、執行率は100%でございます。農作物での被害を防止するために有害鳥獣を駆除するため、地元猟友会に委託した経費でございます。カラス等245羽を駆除いたしております。

次に、114ページをお願いします。

第8目、地域農政推進対策事業費であります。

予算現額170万6,000円、決算額104万1,340円で、執行率が61.0%でございます。農地の保全と経営規模の拡大につきまして、地域農政の推進といたしまして、効率的・安定的な農業経営を図るために、認定農業者の育成、農地の流動化を促進いたしました。また、農業に触れる機会づくりといたしまして、遊休農地の活用をして、住民が農業に触れていただく機会づくりといたしまして、いきいきファームを引き続いて実施いたしました。実施状況は記載のとおりでございます。

続きまして115ページでございますが、第2項、林業費、第1目、林業振興費でございます。

予算現額287万6,000円に対しまして決算額230万6,571円で、執行率が80.2%でございます。松くい虫の防除の実施でございますが、景観保全及び災害防止など、優れた機能を持つ森林を松枯れから守るために、被害の状況等を把握しながら、被害木の伐倒駆除を実施いたしました。実施状況は記載のとおりでございます。

以上で第5款の農林水産業費の説明を終わらせていただきます。

何とぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山本委員長 御苦労さまでした。

それでは説明が終わりましたので、第5款の農林水産業費について質疑をお受けした

いと思います。

西谷委員。

○西谷委員 まず、農業委員会費のところではちょっとお尋ねしたいんですが、今回もまた農業委員さんの選挙はなかった、前回はなかったんですが。自治省からはできるだけ、農業委員についてはやっぱりちゃんとした選挙で選ばれるべきだと、そういう通達のある中で、斑鳩町として2回も無投票でとったということについて、町としてはどのように考えておられますか。

○山本委員長 町長。

○小城町長 2回とも無投票ということですけども、この関係等についてはなかなかやっぱり農業委員に立候補しない、されないという事情がございまして、これもその地域地域の関係もございまして、斑鳩町は都市近郊でございますから、農業従事者というか、農業に携わる方々との利便性、それも農業委員会にみずから立候補しようという方がなかなかないという現状だと思っています。

いずれにいたしましても地域から推薦を受けておられるわけですから、当然選挙があってしかるべきだと思いますけれども、その地域地域によっては特色があるのか、なかなか一定そういう実態であると。大体生駒郡あるいは奈良県内で選挙があるというのはほとんどないと記憶をいたしますし、そういうことを考えますとなかなか難しいんじゃないかなと思っています。

○山本委員長 西谷委員。

○西谷委員 確かに、町長が言われるように立候補をされないとか、実情としてはわかると思うんですが、今のそしたらおられない中で定数を是正すると、そういうことにはできないんでしょうかね。逆に少ないということは、見方を変えたら定数が多過ぎることにならないんですか。

○芳村助役 定数の是正云々よりも、やはり地域性の組み合わせという弊害があると思うんです。そういうものを払拭して、そして地域地域から出ていただくということになれば選挙になってくるだろうと、こういうふうに思います。

したがいまして、そういう方向で将来的には、過去2年間無投票ということでございますが、これからはまた選挙になる可能性もあるし、そういうことをやっぱり定数の是正いうのではなしに、今の現状を見守っていくのが妥当ではないかと、こういうふうに感じます。

○山本委員長 ほか、委員さんの方からございませんか。

それでは、質疑がないということでございますので、これをもって第5款 農林水産業費についての審査を終わらせていただきます。

続いて第6款 商工費について説明を求めます。

鍵田都市建設部長。

○鍵田都市建設部長 それでは第6款 商工費についてのご説明を申し上げます。116ページからでございます。

商工費全体といたしましては、予算現額8,962万3,000円に対しまして決算額8,423万7,408円で、執行率が94%でございます。

第1項、商工費、第1目、商工総務費についてでございますが、予算現額2,943万6,000円に対しまして決算額2,942万8,757円で、執行率は99.9%でございます。商工業の推進に要した人件費と社会参加の促進・支援といたしまして、高齢者の豊かな経験と技術を生かすとともに、働く機会の充実や活動の場づくりを促進するために、シルバー人材センターの活動に対して助成を行ったものでございます。

次に117ページをお願いします。

第2目、商工業振興費でございます。

予算現額が1,585万4,000円に対しまして決算額1,478万8,690円で、執行率が93.2%でございます。長期にわたる経済不況から来る消費の低迷、相次ぐ企業の倒産・統合等、中小企業には極めて厳しい状況にある中で、町内商業活動の取り組みといたしまして、中小企業者のニーズに迅速に対応をし、経営改善資金に関する指導、経営の専門指導、または研修会の開催等を通じまして各種制度の紹介、経営及び技術に関する情報・資料の提供を行っていただくために、商工会及び商業協同組合を支援し、また、町内商工業者の経営の合理化、設備の近代化を図るために、債務保証に係る保証料を補給いたしました。また、商業活性化策の策定に向けまして、商業者の方に現状や今後の意向を確認し、実態に即した活性化のあり方を探る目的で、商業実態調査を実施いたしました。

次に、118ページをお開き願います。

第3目、観光費でございます。

予算現額1,078万3,000円に対しまして決算額863万7,412円で、執行率が80.1%でございます。外国人観光客の増加に伴う国際化の対応といたしまして、観光

パンフレットの英語版を作成いたしました。また、近年の観光ニーズの質的变化に伴い、家族や友人同士など小グループによる散策型観光の割合がふえつつありますことから、法隆寺周辺だけでなく、町全域に埋もれている歴史・文化資源や豊かな自然を生かした散策型、回遊型観光への誘導を図るために、歴史周遊ウォークなどの誘致事業の展開や観光ボランティアガイドの養成を行っていただいております観光協会を支援をいたしました。また、広域的にも当町の観光情報をPRするために、歴史街道推進協議会や奈良県観光連盟等の特別事業にも参画するなど、多方面への情報発信にも努めてきたところでございます。

次に第4目、観光会館費でございます。

予算現額42万5,000円、決算額40万8,363円でございます。これは、主に観光会館の維持管理費でございます。

続きまして119ページでございます。

第5目、消費者対策費でございますが、予算現額40万円に対しまして決算額39万4,140円で、執行率が98.5%でございます。消費者から持ち込まれます苦情が複雑多岐にわたりますため、本年度より4回の相談日を設けて対応したきたところでございます。相談件数は45件の相談がございました。その相談につきまして内容別に見ますと、契約、解約に関するものが圧倒的に多く、その他価格、料金に関するもの、商品の品質や安全性、販売方法に関するものなど、県の生活科学センターの協力を得る中で対応に努めてまいりました。また、相談員の知識の高揚を図るために研修会等にも積極的に参加をし、自己研鑽に努めていただいたところでございます。

次に第6目、歴史街道ネットワーク事業費でございます。

予算現額884万4,000円、決算額802万1,343円で、執行率が90.6%でございます。斑鳩の里で歴史的に培われてきた伝統的な文化を母体にし、伝統文化の継承とコミュニティの育成、観光の振興を図るために、斑鳩の里ふるさと秋祭りを開催したものでございます。また、斑鳩の里を発祥の地とする能楽、金剛流の里帰り公演といたしまして、斑鳩文化の継承、民衆芸能に親しむ機会づくり、さらに観光誘致イベントとして、太子ロマン斑鳩の里観月祭を開催をいたしました。また、斑鳩の里を訪れる観光客が安全で快適に移動ができますように、観光案内板等の維持管理にも努めました。

次に第7目、法隆寺iセンター管理費でございます。

予算現額1,918万4,000円に対しまして決算額1,786万1,703円で、執行率

が93.1%でございます。法隆寺iセンターを観光拠点といたしまして、法隆寺の里を模型で再現し、観光ポイントまでランプの点灯で案内し、代表的な6つの散策コースをモニターで紹介する大型ジオラマなど、各種展示映像機器の活用によりまして、観光情報を積極的に発信いたしました。管理運営につきましては斑鳩町観光協会に委託し、適切な維持管理運営に努力しているところでございます。利用状況は記載のとおりでございます。

次に121ページでございます。

第8目、緊急地域雇用特別対策事業費でございます。

予算現額469万7,000円に対しまして決算額、同じく469万7,000円で、執行率は100%でございます。極めて厳しい雇用失業状況を踏まえまして、雇用・就労機会の創出を図るため、遺物保存・整理事業といたしまして4名、それから史跡藤ノ木古墳調査写真デジタル情報化事業といたしまして5名、それからホームヘルパー養成研修、第2級課程を実施することによりまして、10名の新規雇用の創出と、それと研修に参加されました22名が資格を取得されましたことにより、就業の機会づくりにつながったと考えております。

以上で第6款 商工費についての説明を終わらせていただきます。

どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山本委員長 御苦労さまでした。

それでは説明が終わりましたので、第6款 商工費について質疑をお受けしたいと思います。

松田委員。

○松田委員 これは、118ページの観光費になるのでしょうか。今の説明を聞いてみますと、外人観光客がふえたということを言われているんですけども、13年度の観光客のところでは73万人と言われているんですけど、このうち外国人の占める比率というのはどのくらいあるんですか。

○山本委員長 鍵田部長。

○鍵田都市建設部長 申しわけありません。今すぐ手元に数字がございませんので、ちょっと後にさせていただきます。持ってきます。

○松田委員 後でも言ってもらうのは結構ですけども、僕は12年度が69万人で、13年度が73万人、4万人ほどふえているんですけど、奈良県は全体にちょっと観光客

がふえたとか言われているんですけども、その要因は一体何なのかというのは正しくつかまないと、対策の取りようがないと思うんです。ただ、概念的な感じ的に外国人がふえたんやと。そう言わなければパンフレットをつくったということでは、余りにも分析にもなっていないんじゃないかというふうに思いますから、どうもその辺はそういうことを的確につかんで、そしてどう観光行政に生かしていくのかという部分のやっぱり視点を出せるようにしてほしいと願っておきたいと思います。

以上です。

○山本委員長 ほか。西谷委員。

○西谷委員 今の関連で不思議に思うのは、去年が69万人、13年が73万人で、12年が69万人、斑鳩町へ観光に来たというのは、この数字というのどこではかった数字なんですか。例えば、お寺とかするんだったら拝観者数というのは数字は読めると思うんですが、ここに出ている数字というのは、どのもとで出てきた数字なんですか。

○山本委員長 一たん休憩しましょうか。休憩します。

(午後 4時39分 休憩)

(午後 4時42分 再開)

○山本委員長 それでは再開します。

ただいまの答弁については後ほどということでございますので、ご了解の方お願いします。

続いてご質問ございますか。

里川委員。

○里川委員 119ページにあります歴史街道ネットワーク事業費の中で、斑鳩の里ふるさと秋祭りの開催ということで金額を上げていただいているわけなんですけれども、13年度につきましては、秋祭りの方の取り組みとして不十分な点があったのではないかなというふうに私自身は思っているんですけども、13年度の事業についての町の見解。そして、14年度の取り組みについてをお聞きしておきたいと思います。

それと、121ページ、緊急地域雇用特別対策事業があります。ここで13年度に斑鳩が取り組んでいただきました項目、金額、人員ということを書かれているわけなんですけれども、私も近隣などもちょっとこの事業に対してどの程度やられているのかとい

うのを見させていただく中では、比較的斑鳩町はこの事業の利用については消極的なのではないかなというふうな感想を持っているわけなんですけれども、町としては13年度の取り組み、そして14年度に続けていく中で、この事業に対してどうだったのか。そして、来年度の事業に対しましては、今月末までの申請となっているはずなんです、県への申請が今月中となっていると。そこまでも含めまして、この事業に対してちょっと私は姿勢が消極的なのではないかなというふうなことを思っているんで、その辺のところ、13年度の決算から、それと14年、15年についても含めましてお尋ねをしたいと思います。

○山本委員長 済みません。申しわけありません。若干進行のことで、18時まで時間延長させていただきます。済みませんでした。

町長。

○小城町長 この斑鳩の里ふるさと秋祭りの開催等については、やっぱり町民が一同に介するというのでやっているわけです。ただ、13年度は法隆寺地域の太鼓台5台が参加をしなかったとかいうことがございます。私はやっぱり、将来を見据えた保育所とか幼稚園児が親と一緒に触れ合う、こういう機会というのは非常にいいのではないかな。その点では喜んで皆さんが頑張っている姿、あの自分らでつくったみこしも立ち上げて、そういうことが一番大切な私は機会だと思いますし、参加する参加しないは、これは別にしたって、私は5,000人ぐらいが集まってくるというのは、こういう斑鳩町でなかなか町民体育大会か、あるいはこういうものしか延べ人数にしてはそうないと思っています。そういう機会をとらえながら、みんながそういうふうに関わり込んでいく当然その地域では法隆寺の祭りがあるわけですから、その祭りを中心とした中で、斑鳩町は当初はやっぱり10月の14、15とかいろいろな日程的にあったんですけども、それはその限りではないということは、10月14、15日ぐらい、日曜日、土・日をやる。あるいは、法隆寺地域は10月の第2土・日ということでかわっていますけれども、そこらも考えながら、やっぱりそういう1つの催しの中で、私は次代を担っていく方々が、こういう祭りがあったということを後世に伝えていくというのか、私はそういうことが一番大事だろう。

ことは幸い、みこしの寄附をいただいて、女性のみこしをさせていただきますけれども、私はこういうものがこうして続いていく、継続はしたらしたでそういうものが徐々に発生していくということは、やっぱりいいものだとは私は思っております。

それとまた、雇用促進の関係等については、斑鳩らしいこういう保存、整備、こういう関係等についてはあらゆる方々が関心を持っておられます。発掘現場等についても、雇用関係については非常にたくさんの方が来られるということも踏まえる中で、将来こういう藤ノ木古墳とか、あるいはまた駒塚、あるいはそういう調子丸の関係等、斑鳩町には点在している古墳の関係等についても、そういうことについて皆さん方が雇用をいただくことについては、皆さん方が感化しなくてはならないだろう。

ホームヘルパーの関係等についても、介護保険もなる中でホームヘルパーというのは非常に必要なものとかいうのだったら、そういうところの養成もしていく方がいいのでは。何か消極的とかそういうことではなしに、斑鳩としても雇用促進の関係等について、雇用状況を踏まえた中で、雇用の就労機会を考えられると、こういう関係でございますし、今ご指摘のあったように、15年度の関係等についても、我々としてはそういうことも踏まえながら、十二分に雇用の実態等を把握しながら、緊急地域の雇用対策をしていきたいと、こう思います。

○山本委員長 里川委員。

○里川委員 ふるさと秋祭りにつきましては、町長のお考えになっている趣旨の方も十分理解はさせていただいております。また先日の折には14年度につきましては参加の見込みがあるということも、法隆寺地域の参加の見込みがあるということをお聞きしたところなんですけれども、せっかく企画をされたことであれば、そしてまたそれなりの事業費、今いろいろなことを縮減している中では、結構大きな事業費を使うということでは、やはりみんなで力を合わせて成功させていくべきものだというふうに考えます。

緊急地域雇用対策につきましては、町長が今ご答弁の中で精査してやっているということで、努力しているということをおっしゃっていただいていたんですが、このことで1つもう一度お聞きしたいのが、この項目についてはいろいろな規制があることは、私もちょっと知っているんですけども、金額というんですか、一自治体当たりには超えてはいけない金額、幾ら以内とか、また人数についても何人以内とか、そういった何か規定というのか。事業の項目の規制があることは私も知っているんですけど、そういった方の規制というのか、条件的な何かあれがあるのかというのがちょっとわからないので教えていただきたいと思うんですけど。

○山本委員長 池田課長。

○池田企画財政課長 金額の規制はございません。ただ最終的にそれが、例えば奈良県で幾ら、基金を積んでおりますので、それを全国、奈良県集計して超えた状況では規制があるかというふうに思いますけど。要綱の中に入っております。

○山本委員長 ほか、質疑ございますか。

議長。

○小野議長 117ページの商工業実態調査の実施という、今実態調査を実施したと言いましたけれども、この実施されたというのは、どういうぐあいに調整されて実現につないでいこうとされているんですか。

○山本委員長 答弁は。杉本課長。

○杉本観光産業課長 今、ご質問いただいております商業実態調査の関係でございます。これにつきましては、調査票配布としては292票。そして、そのうち回収ができましたのが142票。率といたしましては48.6%になってございます。これを受けまして、6月ごろだったと思いますけども、商工会の方と打ち合わせを行いました。その中で、今後この検討結果をまとめて活性化対策をつくるについては、商工会の中に商業委員会というのが設置されておるということでございますので、そしたらその商業委員会は各地域から出てきておられるということですので、地域事情もわかるということから、その方々を含めまして、今月末ごろに会議の場を持って、分析結果に基づいて1つの活性化計画というものを取りまとめていきたいというふうに考えておるところでございます。

○小野議長 活性化対策ということで取りまとめていくということで、次年度に引き継いでいくのが当然だと思うんですが、その計画の中で予算措置も当然されていくんだと思うんですが、そのことを確認させてください。

○山本委員長 杉本課長。

○杉本観光産業課長 予算措置の関係につきましては、今現在は打ち合わせを重ねていく状況でございますけども、今後計画策定に当たっての予算計上ということについてもその場でいろいろ検討をしてみたいと、このように思います。

○山本委員長 ほかありませんか。

里川委員。

○里川委員 恐れ入ります。116ページのシルバー人材センターの充実なんですけれども、いろんな事業などでシルバー人材センターの皆様方にも行政の方のお仕事をしていただいていると思うんですけれども、今現在斑鳩町の行政の事務事業の中で、幾つぐ

らの事業についてシルバー人材センターへ委託をされているのかということを知りたいんですけれども。今、いろいろなことを委託していると思うんです。

○山本委員長 野崎課長。

○野崎福祉課長 委員ご質問のシルバー人材センターの充実ということでございますが、その中で高齢者の生きがい対策事業といたしまして、事業ですけれども、絶えず327人おられる中で事業の内訳といたしましては。

○山本委員長 部長。

○中井住民生活部長 全般的に申しますと、一応公共施設におけます草刈りの関係、そして民生部関係で私が掌握しておる分でちょっとお答えさせていただきますけれども、老人憩いの家での関係で、東西でやっていただいておりますものと、それと、粗大ごみのリクエストの関係でやっていただいております。いきいきの里でもローテーションを組んでいく中でやっていただいております。

○山本委員長 すぐでなくてもいいけどね。

○里川委員 私、なぜこのことを質問させていただいたかということは、シルバー人材センターの充実をさせるために町としても活動の助成金をお出しになって、高齢者の方々にいろいろな仕事をさせていただくと。そして、町民同士ですから、いろいろな場面でいろいろ仕事をさせていただくことは非常にいいことだと思うんです。そのことについて私は何ら申し上げることはないんですけれども、ただ、町としましては、これだけの助成金を出している。そういう団体に対して委託していることで、どれぐらいの件数を委託して、どれぐらいの金額になっているかということ把握する中で、これが私は行政評価をする中で、そういう認識ぐらいは行政としてはお持ちではないのかなというふうに、斑鳩町が助成を出しているその団体がどのぐらい活発に動いているのか。斑鳩町としてもどれぐらいお仕事を町内でしていただけているのかということ全体で把握するというのも大事なのではないかな。各担当担当で、いやシルバー委託していますとか、シルバーに委託しますとか、そんな担当担当でばらばらではなくて、どこかでやっぱりそういうまとまった形で、町としてはこういうふうになっているんだというふうな、これぐらいあるんだということぐらいはどこかでまとまって、私は把握ぐらいはしてくれているのだろうなと思ったからこの質問をただけで、その質問に対してこんなに時間がかかって答えていただくとは思っていなかったものですから、かえってびっくりしたんですけど。

○山本委員長 町長。

○小城町長 原則的に町が委託というよりも、結局シルバー人材を言わば養成するということで、国の機関ですから、国が結局当初やらせたやつは、結局国が補助金をカットしてたら、やっぱり斑鳩町が補助金を出さないといけないということで、今1,000万円ぐらいなんですけども。

主にシルバー人材センターというのは、どこでも皆さん大概、結局は草刈りとかそういう関係の委託が一番多いわけです。斑鳩町の場合は、東西の憩いの家の関係のところ、あるいはふれあい交流センターの関係、そしてそれから粗大ごみのリクエストの関係、主にそういう関係等をこしはお願いをしているという状況です。

○里川委員 町長が今おっしゃられたこともわかります。

それで、以前学校の用務員さんの関係でもシルバーの方へお願いしてというふうな話もあったというふうに思っていますし、いろいろなことでシルバーの方へお願いするんだというお答えが返ってくる場面もあるんで、私はちょっと一体幾つぐらいの事業にわたってお願いしているのかなという。これは、別にシルバーのことをどうこう言うつもりは全くありませんので、ただ、どういうふうな状況になっているかということを知りたかただけなんです。町としては、やはりそういうこともまとまった形でつかんでおられるのが当然ではないかなと思ったんでお聞きしただけなんです、それはまたわかった時点で教えていただきたいとは思っていますので、それは各担当に聞かないとわからないのであれば、また各担当の方でお聞きしたいと思います。

○山本委員長 そういう点で数字をお求めなんですけれども出ますか。今すぐでなくてもいいですけど。後でいいです。まとめておいていただけますか。済みません、そのようにしてください。

ほかにご質問ございますか。よろしいですか。

杉本課長。

○杉本観光産業課長 先ほどご質問いただいております観光客の73万人の関係でございますけども、これのカウントにつきましては、各寺院に毎月何人入られたかということをお聞きしております、その集計をさせていただいて計上しているものでございます。また、この73万人のうちにご質問いただいております外国人観光客については、カウントは別にされておらないという状況でございますので、ひとつご理解のほどよろしくお願いたします。

○山本委員長 ご質問をいただいた西谷委員。

○西谷委員 お寺の拝観者数の合計だということは、現在、法隆寺、例えば中宮寺、そういうことですか。73万人は延べ人数という考え方なんですね。現在、法隆寺へ行って中宮寺に行かれては、観客でこの中を見たら2人になる。逆に言ったら、すごく観光客は減っているということですか。

わかりました。

○山本委員長 松田委員。

○松田委員 よくわからないのですが、数の69万人、73万人はわかったのかわからないけども、その理由として述べたのは、外国人観光客がふえたと言ってさっき言明しているわけです。わからないのに、根拠もないのに、顔も見てないのにふえたなんて何で言ったんだ。それこそ無責任な発言と違うのか。それなら、提案をしたときに説明をしたことについて訂正をしてください。

○山本委員長 町長。

○小城町長 いろいろな根拠というのは、私は必ずその担当がまたその現場で聞いてくる。外国人案内のあいさつというのがございますから、あいさつのところで集計したら、外国人がふえているということですが、実態は書いた以上は責任を持ってやっていかないと、私は不信が生まれると。ただ、法隆寺言われたら、大体法隆寺の拝観が大体63万人だということ中には、それは必ず夢殿に行って中宮寺だったら、中宮寺は20万人もないです。大体売り上げというたら20万人ぐらいしか中宮寺はないんですが。夢殿に行って中宮寺へ行かないというのは多いんです。そういうことも踏まえた中で、実際本当の斑鳩町に足を運んだのが、大体お寺のカウントが73万人ということになっていると思います。ただ、その中にはほかのところにも行かれた方もあろうと思いますけども、大体おおむねこのぐらい回った人とか、法隆寺の寺が大体70万人回るといふことの数値だと私は思います。

○山本委員長 ほかに質疑ございますか。

それでは、質疑がないということでございますので、これをもって第6款 商工費についての審査を終わります。

第7款 土木費についてから以降につきましては、明日の決算審査特別委員会で引き続きご説明、審査いただくということでよろしゅうございますか。

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

(散会 午後 5時10分)